

三重県教育ビジョン

～子どもたちの希望と未来のために～

平成28年3月

三 重 県

三重県教育委員会

目次

はじめに.....	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと対象範囲	1
3 計画の期間	1
4 計画の構成	2
第1章 総論.....	3
1 教育を取り巻く社会情勢の変化	3
2 三重の教育における基本方針	12
3 三重の教育宣言	17
第2章 基本施策.....	21
1 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成	21
2 人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成	22
3 健やかに生きていくための身体の育成	23
4 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進	23
5 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり	24
6 地域に開かれ信頼される学校づくり	25
7 多様な主体による教育の推進と文化財の保護	26
第3章 施策.....	27
1 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成	
(1) 学力の育成	29
(2) 外国人児童生徒教育の推進	33
(3) グローバル教育の推進	35
(4) キャリア教育の推進	39
(5) 情報教育の推進とICTの活用	43
(6) 幼児教育の推進	45
2 人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成	
(1) 人権教育の推進	47
(2) 道徳教育の推進	49
(3) 郷土教育の推進	53
(4) 環境教育の推進	55
(5) 読書活動・文化芸術活動の推進	57

3	健やかに生きていくための身体の育成	
(1)	体力の向上と運動部活動の活性化	61
(2)	健康教育の推進	65
(3)	食育の推進	69
4	自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進	
(1)	特別支援教育の推進	71
(2)	特別支援学校におけるキャリア教育の推進	73
5	笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり	
(1)	いじめや暴力のない学校づくり	75
(2)	防災教育・防災対策の推進	79
(3)	子どもたちの安全・安心の確保	81
(4)	居心地の良い集団づくり（不登校児童生徒への支援）	85
(5)	高校生の学びの継続（中途退学への対応）	89
(6)	学びのセーフティネットの構築	91
6	地域に開かれ信頼される学校づくり	
(1)	開かれた学校づくり	93
(2)	学校の特色化・魅力化	97
(3)	教職員の資質向上とコンプライアンスの推進	101
(4)	教職員が働きやすい環境づくり	105
(5)	学校施設の充実	109
7	多様な主体による教育の推進と文化財の保護	
(1)	家庭の教育力の向上	111
(2)	社会教育の推進と地域の教育力の向上	115
(3)	文化財の保存・継承・活用	117
第4章	重点取組	119
1	重点取組の考え方	119
2	計画期間中に特に注力する取組	119
(1)	学力の向上	125
(2)	体力の向上と学校スポーツの推進	129
(3)	心の教育の推進	131
(4)	グローバル人材の育成	133
(5)	特別支援教育の推進	137
(6)	誰もが安心できる学び場づくり	139
(7)	地域に開かれ輝く学校づくり	141
(8)	教職員の資質向上	143
第5章	ビジョンの実現に向けて	146
1	教育ビジョンの周知	146
2	教育ビジョンの進行管理	146

はじめに

1 策定の趣旨

今、教育を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。人口減少社会、少子高齢社会がますます進行し、子どもたちの数が今後も減少していく見込みです。また、グローバル化や情報化の進展、産業構造や雇用環境の変化等が子どもたちの生活に大きな影響を与えており、見過ごすことができなくなっています。加えて、教育格差と貧困の連鎖、子どもたちの安全確保への対応等の課題もクローズアップされています。

このように教育を取り巻く社会情勢が変化していることから、これまで培ってきた三重の教育を大切にしながら（不易）、新たな課題に対して果敢に取り組んでいくこと（流行）が求められています。

三重県では、中長期的な視点から本県教育のめざすべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す指針である「三重県教育ビジョン」（計画期間：平成23(2011)年度から平成27(2015)年度）に基づき、教育に係る施策を展開してきたところです。これまでの三重の教育を継続して一層推進するとともに、新たな課題に対応するための指針として、新しい教育ビジョンを策定し、取り組んでいきます。

2 計画の位置づけと対象範囲

このビジョンは、三重の教育のめざす姿とその実現に向けた取組内容および目標を示す中期計画です。また、このビジョンは、三重の教育の基本的な方針や教育施策について示した「三重県教育施策大綱」をふまえた計画であるとともに、教育基本法第17条第2項に基づいて策定する三重県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置づけます。

計画の対象範囲は、学校教育を中心とした施策（公立学校教育、学校スポーツ、社会教育等）に関することとし、保護者、地域住民、市町、民間事業者、NPO、団体等、多様な主体と連携して推進する分野（例：家庭・地域の教育力向上）も含めます。

また、保護者、地域住民、市町等に対しては、このビジョンが示す理念の共有と教育活動への積極的な参画・連携を期待しています。

3 計画の期間

10年先を見据えた4年間（平成28(2016)年度から平成31(2019)年度まで）とします。

4 計画の構成

第1章の「総論」では、教育を取り巻く社会情勢の変化を整理するとともに、「三重県教育施策大綱」の基本方針をふまえたこのビジョンの基本理念として「三重の教育宣言」を掲げています。

第2章および第3章では、主な取組内容や数値目標等を「基本施策」および「施策」として体系化して示しています。

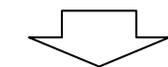
第4章では、「施策」の中でも、計画期間中に特に注力する取組を「重点取組」として掲げています。

第5章では、このビジョンを着実に推進するための進行管理等の方法について示しています。

三重県教育ビジョンの主な構成

三重の教育宣言

「三重の教育宣言」を実現するため、7つの基本施策（30 施策）と8つの重点取組を展開



基本施策

- 1 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成（6 施策）
- 2 人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成（5 施策）
- 3 健やかに生きていくための身体の育成（3 施策）
- 4 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進（2 施策）
- 5 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり（6 施策）
- 6 地域に開かれ信頼される学校づくり（5 施策）
- 7 多様な主体による教育の推進と文化財の保護（3 施策）

特に注力する取組

重点取組

- (1) 学力の向上
- (2) 体力の向上と学校スポーツの推進
- (3) 心の教育の推進
- (4) グローカル人材の育成
- (5) 特別支援教育の推進
- (6) 誰もが安心できる学び場づくり
- (7) 地域に開かれ輝く学校づくり
- (8) 教職員の資質向上

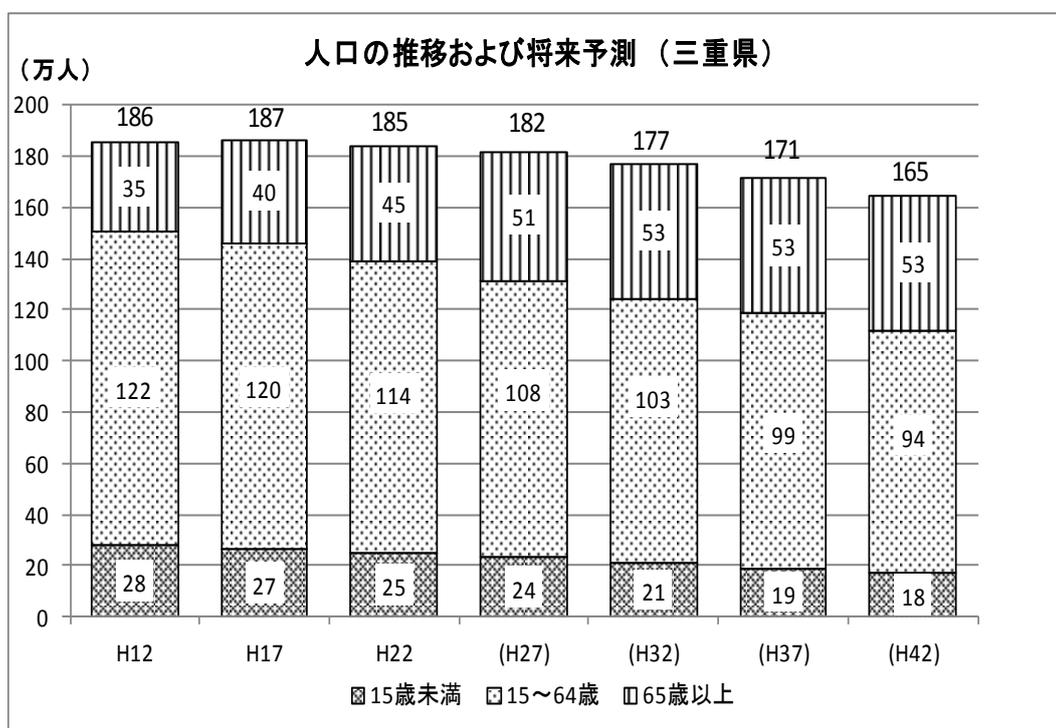
第1章 総論

1 教育を取り巻く社会情勢の変化

教育を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。教育施策を展開するにあたって、見逃してはならない社会の変化を以下に概観します¹。

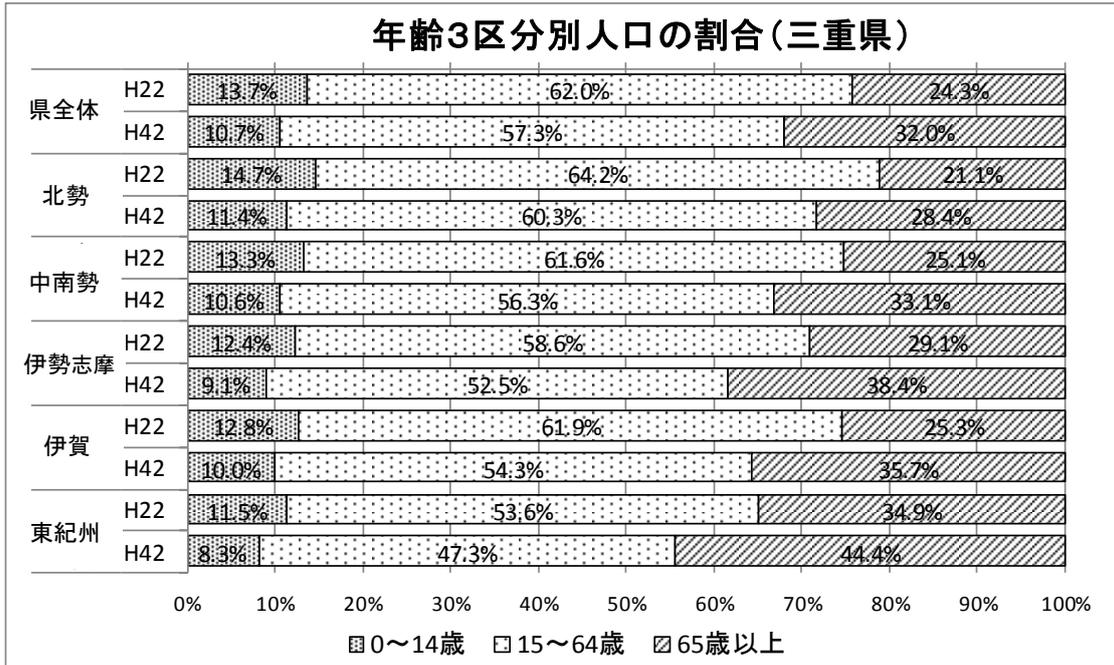
(1) 人口減少社会、少子高齢社会の進行

- 我が国の人口は減少局面に入っており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、平成42(2030)年には、平成22(2010)年人口より約1,144万人少ない1億1,662万人程度になると推計されています。
- 三重県の人口は、平成19(2007)年の約187万3千人をピークに減少に転じており、平成42年には、平成22年より約20万人少ない165万人程度にまで減少すると推計されています。少子化等による自然減と進学・就職等による社会減が相まって、県内には、今後、人口減少が著しく進む地域があります。少子化対策と併せ、学ぶ場の確保等、人口流出対策が求められています。

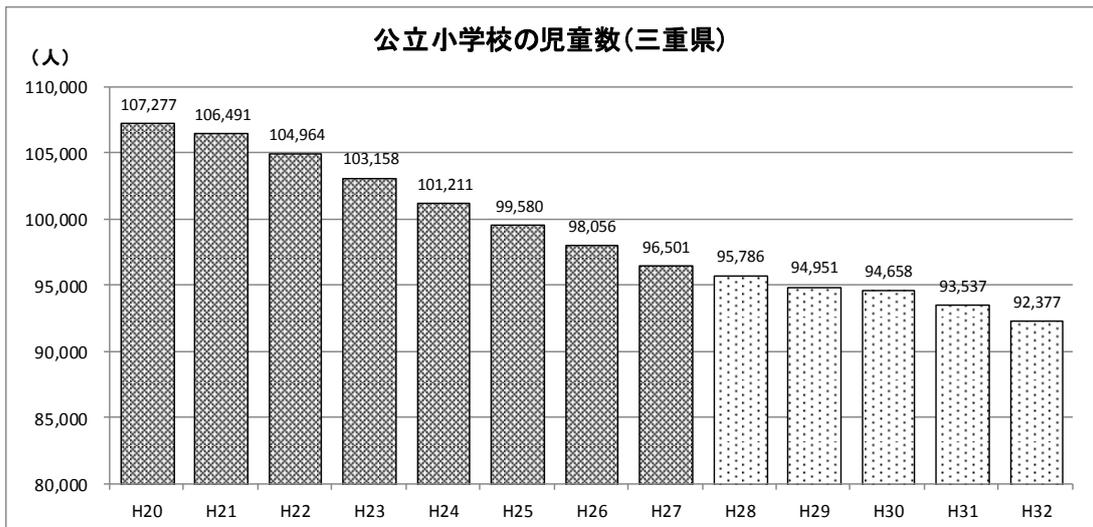


出典：総務省「平成22年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口[中位推計]」

¹ ○は全国の動向、●は三重県の動向を示す。



出典：総務省「平成 22 年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口[中位推計]」



出典：三重県教育委員会調べ
※平成 28 年度以降は見込み数

(2) グローバル化の進展

- 経済、産業、文化等、多様な面でグローバル化が進展しており、教育においても、子どもたちに対して、語学力やコミュニケーション能力の育成、異文化に対する理解等を深めることが求められています。国においては、グローバルな視野を持った人材を育成するため、留学の促進や小学校からの英語教育の拡充に取り組むこととしています。
- 三重県では「グローバル三重教育プラン」に基づき、グローバル社会において求められる「主体性」、「共育力」、「語学力」を子どもたちが身につけていくための取組を進めています。

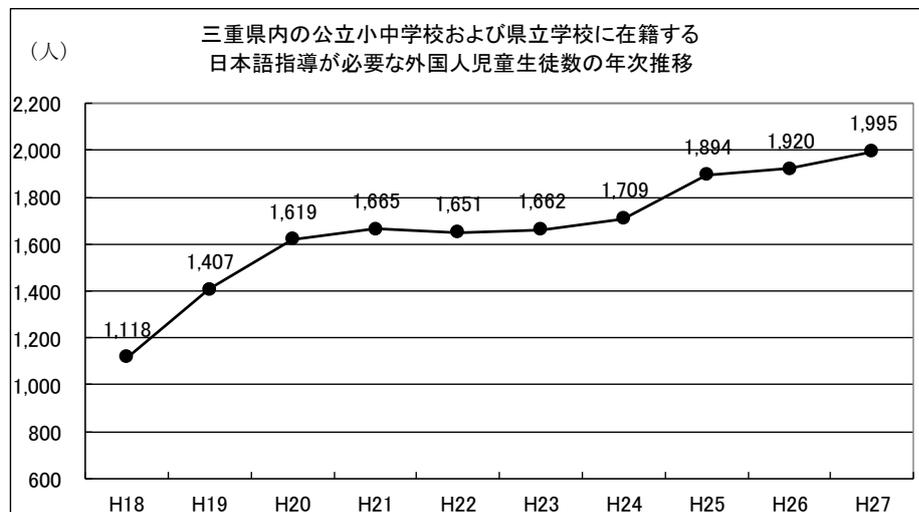
県立高等学校において、英検準2級以上に相当する英語力を有すると思われる高校生の割合は31.2%（平成26(2014)年度）となっており、留学者数は減少傾向にあります。子どもたちがグローバル社会で主体的に行動する人材となるよう、語学力に加えて、チャレンジ精神やコミュニケーション能力、異文化理解の姿勢等を身につけることが求められています。

- 三重県における在留外国人数は、約4万3千人（平成26年末）です。在留外国人が県人口に占める割合は、約2.4%（全国3位）となっており、外国人との共生は欠かせないものとなっています。また、公立小中学校、県立学校において日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率は全国1位（平成26年度）となっています。

人口に占める在留外国人割合の高い都道府県

	都道府県名	在留外国人数	人口に占める割合
1位	東京都	430,658人	3.2%
2位	愛知県	200,673人	2.7%
3位	三重県	42,897人	2.4%
4位	大阪府	204,347人	2.3%
5位	群馬県	43,978人	2.2%

出典：法務省「在留外国人統計」、総務省「人口推計」



出典：三重県教育委員会調べ

(3) 情報化の進展

- インターネットの人口普及率は82.8%（平成26年末）に達するなど、情報化はますます進展しており、ICT²は、私たちの生活と切り離せない技術となっています。教育現場においても、電子黒板やタブレットパソコン等のICT機器の導入が進みつつあります。

² ICT：ICTはInformation and Communication Technologyの略。情報・通信に関連する技術一般の総称。

- 小・中・高校生の約8割がスマートフォンや携帯電話、パソコン等を使ってインターネットを利用しています（平成27(2015)年度）。また、SNS³と言われるコミュニケーション手段が子どもたちに身近なものとなっています。

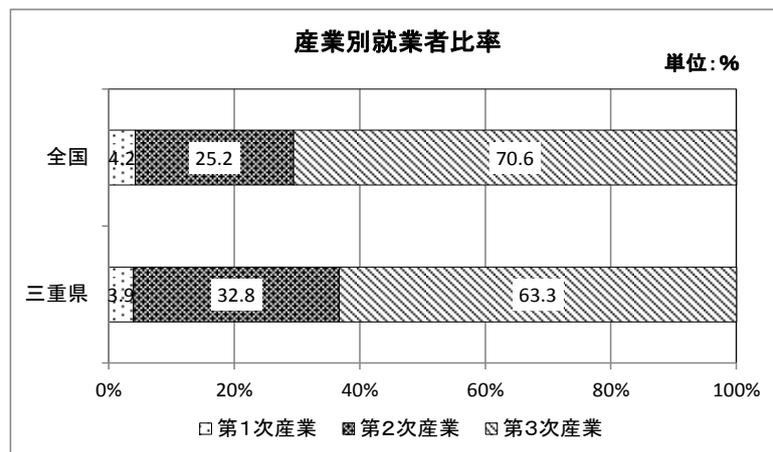
一方で、子どもたちがインターネットを通じた犯罪やトラブルに巻き込まれる事案、インターネット上での誹謗中傷やいじめ等の事案が増加しており、情報モラルの向上が求められています。

- 三重県における携帯電話やスマートフォンの所有率は、小学生で39.9%、中学生で60.9%、高校生で99.1%となっています。普及に伴い、携帯電話等を手放せない子どもたちが増加することが懸念されており、一日3時間以上携帯電話等を利用する割合は、小学生で7.8%、中学生で27.7%、高校生で49.5%となっています（平成26年度抽出調査）。

（4）産業構造、雇用環境の変化

（産業別就業者の状況）

- 我が国の産業構造は、第2次産業、第3次産業を中心とした産業構造となっており、就業者比率は第2次産業と第3次産業で95.8%を占めています。今後、知識が社会の発展を牽引する知識基盤社会⁴への移行が進むと言われていいます。
- 三重県の産業別就業者は全国と同様、第3次産業の割合が最も高いものの、全国と比較すると第2次産業に就業する者の比率が高くなっています。



出典：総務省「平成22年国勢調査」

³ SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスのことで、人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のサービスのこと。あるいは、そういったサービスを提供するサイトも含まれる。

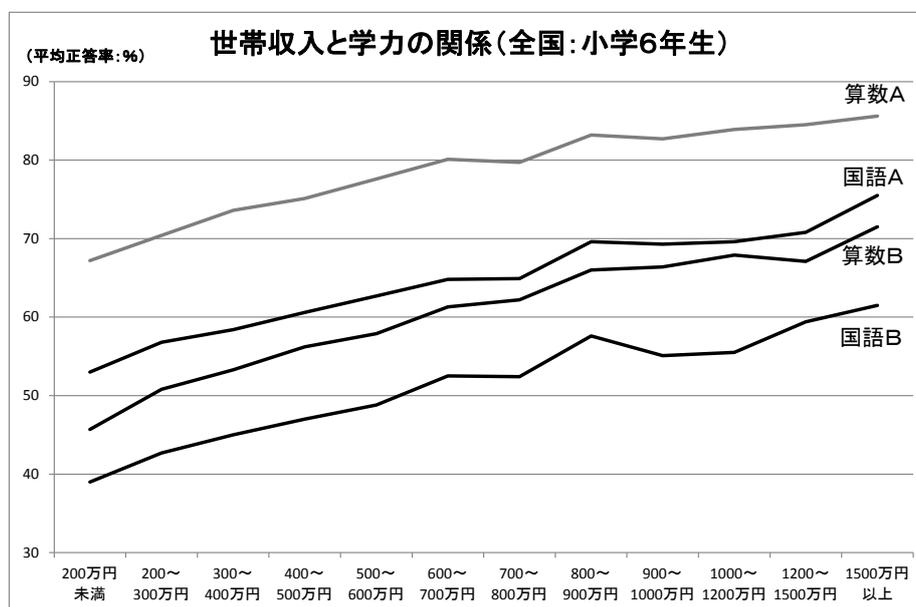
⁴ 知識基盤社会：平成17(2005)年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」で示された言葉。「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会」と定義されている。

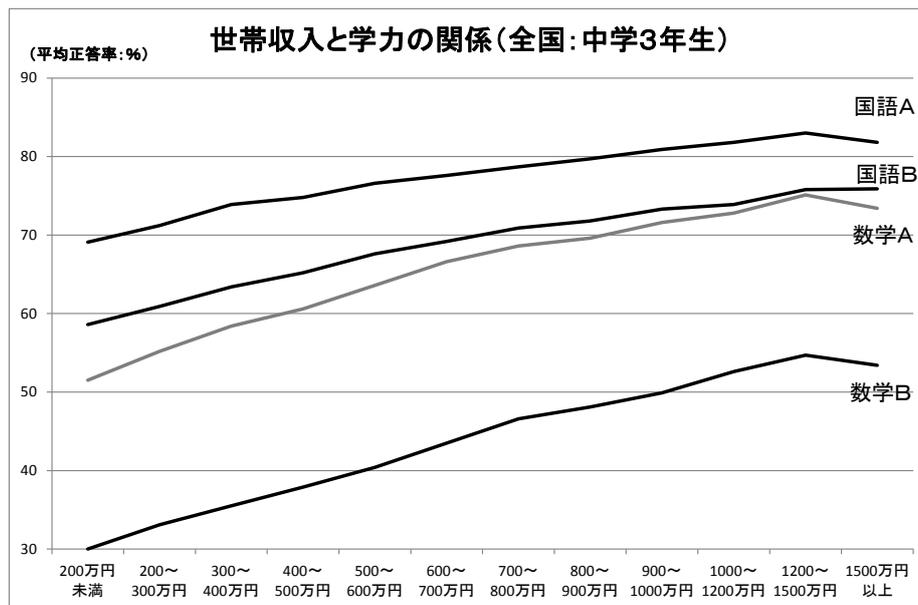
(雇用環境の状況)

- 国籍を問わない採用、成果・能力重視の賃金制度の導入等、雇用環境が変化し、雇用形態の多様化が進む中で、非正規就業者の割合は、労働者の37.4% (平成26年度)を占めるに至っています。若年無業者への支援や早期離職につながる求人と求職のミスマッチの解消等が課題となっており、学校教育におけるキャリア教育の充実、学校とハローワークの連携強化等が求められています。
- 三重県における新規学卒者の離職の状況 (平成24(2012)年3月卒業者)をみると、全国と比べて離職率は低いものの、中学校卒業生の約48%、高等学校卒業生の約37%、大学卒業生の約32%が卒業後3年以内に離職しています。

(5) 教育格差と貧困の連鎖

- 我が国においては、家庭の経済状況や環境等により、子どもたちの進学機会や学力等に差が生じているとの指摘があります。また、教育格差が原因となって、貧困の連鎖につながるものが危惧されています。





※国語A、算数A、数学Aは主として「知識」に関する問題、国語B、算数B、数学Bは主として「活用」に関する問題

出典：全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究（国立大学法人お茶の水女子大学）に基づき三重県教育委員会作成

(6) 子どもたちの安全確保への対応

- 平成 23(2011)年の東日本大震災で発生した想定を超える津波等により、それまでの学校の防災教育・防災対策の根本的な見直しが必要となりました。防災教育や学校施設の耐震化等の一層の取組が求められています。
- 三重県における建物の耐震化率は、県立学校で 100%、公立小中学校で 99.2%、公立幼稚園で 100%となっています。一方、外壁・天井材等の非構造部材の耐震化を早急に行う必要があります。

学校施設の耐震化等の状況（三重県）

	校舎・屋内運動場等耐震化率	非構造部材耐震対策実施率
県立学校	100%	17.6%
公立小中学校	99.2%	36.9%
公立幼稚園	100%	33.3%

平成 27 年 4 月現在 出典：文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況調査」

- 登下校中の子どもたちが巻き込まれる交通事故や事件が全国的に相次いでおり、学校や通学路における子どもたちの安全確保が求められています。
- 児童相談所に寄せられる子どもの虐待に関する相談対応件数は年々増加を続けています。関係機関と連携し、児童虐待の未然防止や家庭への適切な支援に取り組むことが求められています。

(7) 国の教育改革等の動き

- 国では、中央教育審議会において、教育改革に係るさまざまな答申がなされており、我が国の教育内容や制度が今後大きく変わっていくことから、三重県においても的確に対応していく必要があります。

公職選挙法が改正され、選挙権年齢が満 18 歳以上となったことから、子どもたちの主権者としての自覚や社会に参画する力を育む教育に取り組む必要があります。

(教育改革の主な動向)

- ・小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度化
- ・道徳の時間を「特別の教科 道徳」として教科化
- ・高大接続改革として、高等学校基礎学力テスト（仮称）、大学入学希望者学力評価テスト（仮称）を導入予定
- ・中学 3 年生を対象とした英語の全国的な学力調査の実施
- ・学習指導要領の改訂（英語教育の強化、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）の充実等）

＜まとめ ～10年先を見据えた教育環境の変化～＞

変化の激しい時代にあって、将来を見通すことは困難ですが、今の時代潮流をふまえると、特に以下の点を見過ごすことなく教育施策を展開していく必要があります。

- 少子化や人口減少が進み、三重県の子どもたちの数は、今後も減少する見込みです。人口減少社会における学校のあり方について、検討する必要があります。
- グローバル化が進展していることから、異文化理解の精神や豊かな語学力、コミュニケーション能力等を持って、新しい時代に挑戦することのできる人材が求められています。
- 新しい情報技術等の普及に伴い、情報および情報機器の適切な利用や情報モラルの確立が重要な課題になります。
- 知識基盤社会⁵が進展し、産業構造の変化が一層進む中、社会で求められる職種や能力が変化していくものと思われます。一方で、求人と求職のミスマッチや非正規労働者の増加等、雇用環境を取り巻く課題の拡大が危惧されます。
- 家庭の経済状況や環境等により、子どもたちの進学機会や学力等に差が生じているとの指摘があります。また、教育格差が原因となって、貧困の連鎖につながるものが危惧されています。
- 南海トラフを震源とする巨大地震等、大規模災害の発生が危惧される状況であることから、子どもたちの安全確保の備えを万全にする必要があります。
- 教育内容については、英語教育の強化や課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）の充実等を盛り込んだ新しい学習指導要領が、平成 32(2020)年度から順次実施される予定であることから、的確に対応していく必要があります。
- 教育制度については、義務教育学校の制度化や、高等学校基礎学力テスト（仮称）、大学入学希望者学力評価テスト（仮称）の導入を含む高大接続改革が予定されており、的確に対応していく必要があります。

⁵ 知識基盤社会：6 ページ参照。

【参考】教育に係る未来年表（今後予定されている主な制度改革や行事）

平成 28(2016)年度

- ・義務教育学校の制度化
- ・改正公職選挙法が施行され、選挙権年齢が満 18 歳以上に引き下げ
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行
- ・伊勢志摩サミット、2016 年ジュニア・サミット in 三重の開催
- ・国際地学オリンピック日本大会が三重県で開催
- ・伊勢志摩国立公園指定 70 周年

平成 29(2017)年度

- ・三重県立子ども心身発達医療センターの開設

平成 30(2018)年度

- ・三重県を中心とした東海ブロックで、全国高等学校総合体育大会が開催
- ・小学校で、道徳の時間を「特別の教科 道徳」として教科化

平成 31(2019)年度

- ・高等学校基礎学力テスト（仮称）の試行予定
- ・中学 3 年生を対象とした英語の全国的な学力調査の実施
- ・中学校で、道徳の時間を「特別の教科 道徳」として教科化
- ・斎宮歴史博物館開館 30 周年

平成 32(2020)年度

- ・小学校で、新しい学習指導要領を導入予定（内容：小学校中学年からの外国語活動の導入、主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）の充実等）
- ・大学入学希望者学力評価テスト（仮称）の導入予定
- ・東海ブロックで、全国中学校体育大会が開催
- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催

平成 33(2021)年度

- ・中学校で、新しい学習指導要領を導入予定
- ・国民体育大会・全国障害者スポーツ大会が三重県で開催

平成 34(2022)年度

- ・高等学校で、新しい学習指導要領を導入予定（平成 34 年度入学生から年次進行で実施）
- ・県立美術館開館 40 周年

平成 36(2024)年度

- ・熊野古道世界遺産登録 20 周年
- ・三重県総合博物館(MieMu) 開館 10 周年

平成 37(2025)年度

- ・県人口約 171 万人に減少。生産年齢人口は 100 万人を割り込み（ピーク対比約 25 万人減少）、高齢化率は 30%を超える。

2 三重の教育における基本方針

「三重県教育ビジョン」では、三重の教育の基本的な方針や教育施策を定めた「三重県教育施策大綱」をふまえた教育を展開していきます。「三重県教育施策大綱」の「三重の教育における基本方針」では、子どもたちへの教育を含む、全ての教育・人づくりの方針を以下のように掲げています。

三重県教育施策大綱 「三重の教育における基本方針」

(教育の意義)

- 教育は、子どもたちをはじめとする「学ぶ人」のためのものです。それは、一人ひとりの可能性を「開花」させ、「生き抜いていく力」を育み、人生を豊かに輝かせる営みです（個人的意義）。
- 特に、子どもたちは地域社会の「希望」そのものであり、教育は、子どもたち自身の希望を創るという意味で、最も重要な政策分野だと言えます。
- また、教育は、それぞれの個性・能力が社会参画というかたちで咲き誇ることをとおして、社会に発展という「実り」をもたらす創造的な活動です（社会的意義）。
- 経済社会活動のあらゆる分野において、「人」が活力の源泉であることを考えれば、教育こそが「未来創造の『駆動力』」とならなければなりません。

(教育の重要性の一層の高まり)

- 折しも、知識が社会の発展を牽引する「知識基盤社会」⁶が一層その進展の歩みを速めており、今後は教育の質が地域の将来を左右する決定的要因となります。
- また、社会が本格的な人口減少局面を迎えつつある中、地域が持続可能な発展を遂げていくためには、一人ひとりの能力を最大限に高め、未来への希望を育むとともに、自らの希望の実現に向けて主体的に社会や地域に関わる人の数（希望活動人口）を増やしていけるよう、教育の充実を図らなければなりません。

(「新しい豊かさ」への挑戦と教育の役割)

- 加えて、今、三重県政は、これからの時代を展望し、「経済的な豊かさ」と「精神的な豊かさ」、そして、これまでは積極的に豊かさにとらえられてこなかった「社会のシステムやつながりの豊かさ」の3つを全て高めることで、「新しい豊かさ」を享受できる三重の実現をめざしています。

⁶ 知識基盤社会：6 ページ参照。

- 「新しい豊かさ」の実現のためには、一人ひとりが、自らの選択により、未来を切り拓くために必要な能力を身につけ、自分らしさを発揮できる機会を見だし、アクティブ・シチズン⁷として主体的に社会づくりに関わるのが大切です。

教育には、アクティブ・シチズンを育み支援する社会的基盤として、重要な役割が求められています。

(教育に取り組む基本方針)

- 「第三の分水嶺」⁸の先にある社会、新しい三重の姿を展望する時、一人ひとりの輝く未来と希望に満ちた社会の創造に向けて、教育の果たすべき役割は多大です。
- そこで、人口減少等がもたらすさまざまな地域課題と向き合う中で、三重の持つ「多様性」という強みを活かしながら、教育が「駆動力」となって、新しい時代へのブレイクスルーに挑みます。
- そして、学校はもとより、家庭、地域住民、企業など、教育に携わる全ての者が、「毎日が未来への分岐点」という共通認識のもと、明日の発展につながる教育活動を；

- ① 「生き抜いていく力」の育成
- ② 「教育安心県」の実現
- ③ 「生涯現役・全員参画型社会」に向けた学習基盤の充実
- ④ 教育への県民力の結集 ～「時をつなぐ協創」⁹の推進～
- ⑤ 「三重ならではの」教育の推進
- ⑥ 社会的課題をふまえた教育の充実

を基本方針として、全力で進めていきます。

(1)「生き抜いていく力」の育成

三重で学ぶ人が、自らの無限の可能性を信じ、未来への希望を胸に来るべき時代を生き抜き、夢と志を実現できるよう、「自立」「共生」する力を育む。

⁷ アクティブ・シチズン：三重県の長期構想である「みえ県民力ビジョン」で示された県政用語。社会における自らの役割と責任を自覚し、積極的に社会に参画する、「自立し、行動する住民」のこと。

⁸ 第三の分水嶺：「みえ県民力ビジョン」で用いられている言葉。日本が今直面している時代の転換点を、明治維新、第二次世界大戦の終戦に次ぐ「第三の分水嶺」と表現するもの。「分水嶺」は、異なる水系の境界線をさす地理用語であり、ここではターニングポイントの意味で用いている。

⁹ 協創：「みえ県民力ビジョン」で示された県政用語。県民の皆さんと行政それぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することで、「協働」による成果を生み出し、新しい価値を創造していくこと。

- 将来予測が困難とされる来るべき時代においては、変化の風に凜として向き合い、確固たる自分の軸を持ち、他者との絆を大切にしながら、豊かな未来を切り拓く力、即ち「生き抜いていく力」が求められます。
そこで三重県は、直面する課題に自ら考え判断し、主体的に対応していく「自立」の力、および他者との関わりの中で共に支え合い、新しい社会を創っていく「共生」の力を育む教育を推進します。
- また、「何を学んだのか」だけではなく、「それをどう活かすのか」を重視し、学んだ知識を、課題や困難を乗り越えるための知恵や実行力へと結実させること、新しい価値の創造へとつなげていくことができるよう、教育活動の改革・改善を図ります。
- 特に子どもたちに関しては、一人ひとりの可能性を最大限に引き出すことができるよう、課題となっている学力・体力の向上に向け、優先度を高くして取り組むとともに、規範意識、郷土愛等の豊かな心を育む教育を一層推進します。併せて、「教育の原点」である家庭教育と、人間形成の基礎を担う幼児教育の充実に向けた取組を拡充し、就学後の確かな学びにつなげていきます。
- 一方、厳しい生活環境の中で明日への夢や希望を抱くことが簡単にできない、あるいは、まだ自信や意欲を持たず人間関係がうまく築けないなど、逆境や葛藤の中で懸命に生きている子どもたちがいることをふまえ、一人ひとりが自らをかけたがない存在として感じられるよう、自己肯定感の涵養を図ります。加えて、学ぶ意欲の向上、豊かな人間関係を形成する力の育成等を通じ、誰もが自分の可能性を信じ、人生を大切に歩んでいけるよう支援します。

(2)「教育安心県」の実現

この三重県を、経済的・社会的な事情にかかわらず、誰もが必要な「学び」を自由に選択できる「教育安心県」にする。

- 教育を受ける機会は、生まれ育った環境等によって決定されるのではなく、本人の能力・意欲に応じ等しく与えられなければなりません。
三重県は、家庭の経済的な事情等による学習機会や学力等の差が収入の格差につながり、それが世代を越えて再生産されるといういわゆる「貧困の連鎖」によって、意欲ある者の将来が閉ざされることのないよう、誰もがあらゆる制約を越えて必要な「学び」を自由に選択できる環境を整えます。

- また、学校教育において、災害や交通事故、犯罪など、子どもたちをさまざまな危険から守るとともに、いじめの根絶、不登校児童生徒への支援を図るなど、安全で安心な教育環境を実現します。併せて、障がいの有無や国籍の如何にかかわらず、子どもたちが共に学べる環境を整備し、一人ひとりの多様なニーズに寄り添う教育の推進を図ります。

(3)「生涯現役・全員参画型社会」に向けた学習基盤の充実

あらゆる世代の全ての人々が能力を高め発揮する「生涯現役・全員参画型社会」の実現に向け、学習基盤の充実を図る。

- 生産年齢人口が減少する中、地域社会の持続的な発展に向けて、あらゆる世代の全ての人々が能力を高め発揮する「生涯現役・全員参画型社会」の実現が求められています。
そこで三重県は、経験豊かなアクティブ・シニアを含むあらゆる世代が、また、障がい者、女性、外国人等を含む全ての人々が、主体的に学習機会を選択し学ぶことのできる、生涯を通じた学習基盤の充実を図るとともに、その成果を社会に活かすことができる環境づくりを進めます。
- 生涯を通じた学習基盤の充実に向けては、幼稚園・保育所から小学校、中学校、高等学校、大学等、さらには社会人教育に至るまで、学びの各ステージにおける教育の質を高めるとともに、相互の連携を一層深め、時間軸を貫く学びの「縦の接続」が円滑に進むよう取り組んでいきます。

(4)教育への県民力の結集 ～「時をつなぐ協創」の推進～

三重の県民力を結集し、社会総がかりで教育に取り組む。

- 人は誰しも、年齢や職業、考え方の異なる多様な人との魂の触れ合い、心の交流の中で、社会性や豊かな感性を身につけ、成長していきます。学校のみならず、家庭、地域住民、企業など社会の構成員全てが教育の当事者であり、可能性を芽吹かせ「開花」させる「土」の役割を有すると言えます。
そこで、学びに向かう者一人ひとりの輝く未来のために、三重の県民力を結集し「横の連携・協働」を進め、社会総がかりで教育に取り組んでいきます。
- また、教育は未来創造の営みであり、一人ひとりの強みを伸ばし、弱みを克服する取組を、時間をかけて積み重ねていくその先に、かけがえない成果が生み出されるものです。そこで、「横の連携・協働」により結集した全ての者が、「縦の接続」を意識し、過去・未来と共鳴し響きあう教育を進めることにより教育的な価値の創造につなげる、いわば「時をつなぐ協創」を本県教育の根幹ととらえ、大切にしていきます。

- 加えて、社会総がかりで教育に取り組むためには、そうした機運が脈々と息づく自立した地域コミュニティの形成が不可欠であり、教育の営み自体がその形成・活性化の基盤となる必要があります。

そのキーワードは「絆」であり、さまざまな人びとのつながりや支え合い（社会関係資本）を生み出す教育・学習活動を、学校や公民館等の役割を重視しつつ進めていきます。

(5)「三重ならではの」教育の推進

自然・人材・伝統・文化・産業など、三重が持つ多様な地域力を活かした「三重ならではの」教育を推進する。

- 三重県は、美しい自然や豊富な人材、多彩な歴史・文化、高度な産業集積を有し、さまざまな資源や魅力にあふれる地域です。この自然・人材・伝統・文化・産業など、三重が持つ「多様性」という強みを活かした「三重ならではの」教育活動を推進することにより、「新しい豊かさ」の実現に参画できる人を育みます。
- 「三重ならではの」教育の推進においては、地方創生の観点に立ち、将来世界で活躍する者にも、郷土の未来を担う者にも、心の土壌としての郷土への思い、地域社会の発展に貢献する意欲、異なる文化を理解する態度等を育てていくことに意を用います。

(6)社会的課題をふまえた教育の充実

時代の変容がもたらすさまざまな社会的課題に的確に対応した教育の充実を図る。

- 少子化・高齢化、グローバル化、環境・資源問題の深刻化、高度情報化、産業構造・雇用環境の変化といった時代の変容がもたらすさまざまな社会的課題をふまえ、グローバル教育、環境教育、情報教育、キャリア教育等を進めるとともに、その教育内容や手法の充実を図ります。
- 今後需要が見込まれる分野の専門家、人手が不足している分野の担い手、地域づくりの推進者など、三重の活力の源泉となる産業人材・地域人材等の育成・確保（活力を生む人づくり）に積極的に取り組むとともに、その人材が地域で活躍できる環境づくり（人を活かす地域づくり）を進めます。

3 三重の教育宣言

「三重の教育における基本方針」をふまえ、私たち¹⁰は、三重の学校教育における方向性を、以下のとおり「三重の教育宣言」として掲げ、「三重県教育ビジョン」の基本理念とします。

三重の教育宣言

子どもたちは、一人ひとりがかげがえのない大切な存在であり、誰もが無限の可能性を持っています。

将来、地域で輝き、世界で活躍する子どもたちの姿は、私たちの「希望」であり「未来」です。

教育には、子どもたちの可能性が芽吹く土壌をつくり、開花させ、実りある豊かな「未来」を創るという崇高な使命があります。

私たちは子どもたちに、

- ・生きる喜びを感じながら、志を持って夢を実現させていく力
- ・他者と支え合いながら、社会を創っていく力

を身につけて欲しいと願っています。

私たちは、子どもたちを信じ、「毎日が未来への分岐点」という思いのもと、県民力を結集し、全力で三重の教育に取り組むことを、ここに宣言します。

¹⁰ 私たち：「三重の教育宣言」における「私たち」とは、学校・家庭・地域を含んだ県民全体を指している。教育ビジョンでは、「三重の教育宣言」を「私たち」全員の宣言として位置づけることで、県民一人ひとりが、それぞれの役割や立場に応じて、主体的に三重の教育に関わっていくとの決意を表している。

「三重の教育宣言」に込める思い

子どもたちは、一人ひとりがかげがえのない大切な存在であり、誰もが無限の可能性を持っています。

将来、地域で輝き、世界で活躍する子どもたちの姿は、私たちの「希望」であり「未来」です。

(子どもたちという存在)

ここでは、私たちが子どもたちという存在を、どのようにとらえているかという思いを述べています。

全ての子どもたちは、生まれながらにして、その存在自体がかげがえのない大切なものであり、生まれ育った環境や障がいの有無、国籍の如何にかかわらず、無限の可能性を持っています。

私たちは、子どもたちのいきいきとした笑顔や、子どもたちが将来、自分らしく輝きながら生まれ育った地域や世界で活躍する姿を思い浮かべると、「希望」に満ちた夢のある「未来」を感じることができます。

教育には、子どもたちの可能性が芽吹く土壌をつくり、開花させ、実りある豊かな「未来」を創るという崇高な使命があります。

(教育の使命)

教育基本法では、教育の目的を「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」としています。

ここでは、その実現に向けた教育の使命を植物に例えて述べています。

教育にはまず、子どもたちの可能性という芽が出る土壌をつくる役割があります。私たちが子どもたちを愛情と情熱で包み込みながら、未来への夢や希望に向かって安心して学ぶことができる環境を整えることが大切です。

次に、植物が適度な水や栄養、太陽の光を浴びて育ち、やがて花が開くように、さまざまな学びや体験、人とのふれ合いなどをおして、子どもたちに学力や豊かな心、健やかな身体を育成する役割があります。

そして、植物が豊かな果実をもたらし、その果実の種子からまた新しい芽が芽吹くように、子どもたちが大人となり、自らの人格を完成させ、社会の形成者として生きていくことで、自らの幸福や社会の発展、さらには、次の世代への継承という豊かな未来につなげていくことができます。

このように、教育には子どもたちや社会の「未来」を創るという崇高な使命があるといえます。

私たちは子どもたちに、

- ・生きる喜びを感じながら、志を持って夢を実現させていく力
 - ・他者と支え合いながら、社会を創っていく力
- を身につけて欲しいと願っています。

(子どもたちに育みたい力)

ここでは、学校・家庭・地域での教育を通じて、子どもたちに育みたい力を大きく2つに整理して示しています。私たちは、変化の激しい時代にあって、教育における「不易」と「流行」¹¹を十分に見極めながら、子どもたちに知・徳・体にわたって、以下のような幅広い力を育てていきたいと考えています。

「生きる喜びを感じながら、志を持って夢を実現させていく力」（自立する力）は、例えば、「学ぶ力」、「夢を描く力」、「チャレンジ精神」、「好奇心・探究心」、「自主性・自律性」、「自尊感情・自己肯定感」、「健康・体力」、「勤労観・職業観」、「困難に立ち向かう力」などです。

「他者と支え合いながら、社会を創っていく力」（共生する力）は、例えば、「自他の生命を尊重する態度」、「人権を尊重する態度」、「社会性・コミュニケーション能力」、「他者と協働する力」、「規範意識」、「感謝や思いやりの心」、「郷土を愛する心」、「公共心・社会に貢献しようとする態度」、「多様性を認める姿勢」などです。

私たちは、子どもたちを信じ、「毎日が未来への分岐点」という思いのもと、県民力を結集し、全力で三重の教育に取り組むことを、ここに宣言します。

(毎日が未来への分岐点)

子どもたちが成長していくためには、私たちが子どもたちの可能性を信じ、子どもたちに寄り添い、子どもたちの教育に日々関わっていくことが大切です。子どもたちの毎日は変化の連続であり、私たちが見過ごすと子どもたちの未来が変わってしまうことさえあります。まさに「毎日が未来への分岐点」であると言えます。そのため、ここでは、教育を長い時間軸で考えると同時に、一日一日、一瞬一瞬を大切にしながら、目の前の子どもたちの教育に全力で取り組んでいくとの思いを「毎日が未来への分岐点」との言葉に込めています。

(県民力の結集)

子どもたちは、学校・家庭・地域など、さまざまな場での学びをとおして成長していきます。学校や行政のみならず、全ての県民が教育の当事者としての自覚を持ち、子どもたちと向き合っていくことで、三重の教育を推進していくことが大切です。それぞれの期待される役割は、以下のとおりです。

¹¹ 「不易」と「流行」:「不易」はいつまでも変わらないこと。「流行」は時代に応じて変化すること。不易流行とは、いつまでも変化しない本質的なものを忘れない中にも、新しく変化を重ねているものを取り入れていくことを意味する松尾芭蕉の言葉。

「学校」の役割

学校は、教職員が高い志と使命感を持って子どもたちと向き合うことを通じ、一人ひとりの持つ可能性を「開花」させ、「生き抜いていく力」を育みます。また、学校は、日頃の教育活動等の情報を、良い面も悪い面も含めて積極的に公開し、家庭・地域との幅広い「協創」体制を築く中で、地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めます。

「家庭」の役割

家庭は「心の拠り所」として、安心して生活できる環境を整え、深い愛情を持って子どもたちを温かく育む役割があります。また、家庭は「教育の原点」、教育の第一義的責任者として、子どもたちの心身の調和のとれた発達を図っていく役割や、学校との連携を深め、学力・体力の向上、道徳教育等の教育効果を相乗的に高め合う役割があります。さらに、家庭は「地域の教育力の源」として、PTA活動等へ積極的に参加することが求められます。

「地域」の役割

地域の住民やNPO等は、異年齢・異世代の人びとの「絆」を深めることのできる体験・交流活動や社会貢献活動等を通じて、子どもたちの多彩な成長の場を創出する役割があります。また、学校運営への参画等により学校を支援するとともに、子育てや家庭教育を応援し支える役割があります。

「企業等」の役割

企業や事業者は、インターンシップ、農業体験、環境教育、文化芸術活動への協力のほか、施設の提供や出前授業等、専門性等を活かした教育活動への参画が求められます。また、子育てを支援する職場づくりや、障がい者雇用による能力発揮の場の提供等、さまざまな側面から教育施策へ貢献する役割があります。

「行政」の役割

県教育委員会および県は、行き届いた教育を行うため、質の高い教育環境を整備・実現します。また、ニーズや課題を把握・分析した上で、計画やシステムを整備し、必要な助言等を行います。また、「教育への県民力の結集」の実現に向け、コミュニティ・スクール等を推進するなど、必要な働きかけや支援等を行います。

県と市町の役割分担

市町等教育委員会および市町は、義務教育、幼児教育を担う自治体として、自らの判断において教育行政を展開するとともに、その成果について住民への説明責任を果たす役割があります。

県教育委員会および県は、全県的な教育水準の維持向上に主体的な役割を果たします。また、市町等教育委員会、市町との意見交換、情報交換を密にし、その主体性を尊重するとともに、一層の支援に努めます。

第2章 基本施策

前章で掲げた基本理念「三重の教育宣言」を具体的に展開するために、次の7つの「基本施策」を推進します。

1 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成

【めざす姿】

子どもたちが「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」を実感しながら主体的・協働的に学び、自らの夢や希望をかなえられるよう、他者と協働しながら社会を生き抜いていける確かな学力と社会参画力が育まれています。

【基本的な考え方】

上記の「めざす姿」を実現するために、「学力の育成」、「外国人児童生徒教育の推進」、「グローバル教育の推進」、「キャリア教育の推進」、「情報教育の推進とICTの活用」、「幼児教育の推進」の各施策に取り組みます。

- 「学力の育成」にあたっては、学力の3要素である「基礎的・基本的な知識・技能」の習得に加え、「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等」、「学習意欲などの主体的に学習に取り組む態度」の育成に取り組みます。また、子どもたちが自立した人間として多様な人びとと協働しながら創造的に生きていけるよう、必要となる資質・能力を育成します。そのために、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）の充実に向けて、指導方法の改善を推進します。
- 「外国人児童生徒教育の推進」にあたっては、三重県において日本語指導が必要な外国人児童生徒の割合が高いことをふまえ、外国人児童生徒が、将来社会的に自立できるよう、日本語指導や適応指導等の充実を図ります。
- 「グローバル教育の推進」にあたっては、国における英語教育強化の方向性をふまえ、子どもたちの英語によるコミュニケーション能力の育成に力を入れるとともに、日本人・三重県人としてのアイデンティティを持ちながら、異なる文化・伝統に立脚する人びとと共生する能力や態度を育成します。
- 「キャリア教育の推進」にあたっては、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や意欲が子どもたちに身につくよう取り組みます。また、子どもたちが社会への参画と貢献に対する意欲・態度を持つとともに、主権者としての自覚と政治に対する関心が高まるよう、政治的教養を育む教育に取り組み、シチズンシップの涵養に努めます。

- 「情報教育の推進とICTの活用」にあたっては、情報モラル教育を充実し、子どもたちの情報活用能力の育成を図ります。
- 「幼児教育の推進」にあたっては、幼児期が生涯の人格形成の基礎を培う大切な時期であるとの認識のもと、子どもたちの心身の発達に資する質の高い幼児教育を推進します。

2 人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成

【めざす姿】

子どもたちが生命を大切に作る心や思いやりの心、感動する心、公共心、規範意識、人間関係を築く力等の豊かな心を持つとともに、郷土を愛し、自信を持って語り、郷土三重を担う力を身につけています。

【基本的な考え方】

上記の「めざす姿」を実現するために、「人権教育の推進」、「道徳教育の推進」、「郷土教育の推進」、「環境教育の推進」、「読書活動・文化芸術活動の推進」の各施策に取り組みます。

- 「人権教育の推進」にあたっては、人権教育が総合的な教育であり、全ての教育の中で行われるものであるとの基本的認識のもと、「自己的人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力」を育み、人権文化を構築する主体者づくりをめざします。
- 「道徳教育の推進」にあたっては、道徳の時間が「特別の教科 道徳」として教科化されることをふまえ、子どもたちの発達段階に応じた適切な指導を学校の教育活動全体をとおして行います。
- 「郷土教育の推進」にあたっては、子どもたちが三重を愛する心や郷土への誇りを持って、地域や世界で活躍していけるよう、道徳教育の視点も併せながら取り組みます。
- 「環境教育の推進」にあたっては、深刻化する地球温暖化やエネルギー問題、公害問題の歴史等をふまえながら、子どもたちに持続可能な社会づくりの担い手となる力が身につくよう取り組みます。
- 「読書活動・文化芸術活動の推進」にあたっては、読書を通じて、聞く力、読む力、調べる力を育み、生涯にわたって主体的に学び続ける力が身につくよう取り組みます。また、子どもたちがさまざまな文化芸術にふれ親しんだり、作品等を通じて表現したりすることで、表現力や創造力、豊かな感性、情操を育みます。

3 健やかに生きていくための身体の育成

【めざす姿】

子どもたち一人ひとりが、生涯にわたり心身の健康を自ら管理できるよう、健康で充実した生活を送るために必要な知識と能力を身につけています。また、運動やスポーツに積極的に取り組むことによって、心身の健康が保持増進され、体力が向上しています。

【基本的な考え方】

上記の「めざす姿」を実現するために、「体力の向上と運動部活動の活性化」、「健康教育の推進」、「食育の推進」の各施策に取り組みます。

- 「体力の向上と運動部活動の活性化」にあたっては、生涯にわたって運動に親しむ習慣を子どもたちが身につけるとともに、スポーツの楽しさや喜びを味わえるようにすることで、体力の向上に取り組みます。
- 「健康教育の推進」にあたっては、性に関する問題行動、喫煙、薬物乱用、メンタルヘルス等、子どもたちを取り巻く課題に的確に対応し、子どもたちが健康で充実した生活を送るために必要な知識と能力を身につけることができるよう取り組みます。また、子どもたちが家庭を築くことや子育てに関する理解を深めることができるようライフプラン教育に取り組みます。
- 「食育の推進」にあたっては、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることで、健全な食生活を実践できるよう取り組みます。

4 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進

【めざす姿】

障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、可能な限り同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築が着実に進み、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、子どもたちが自立と社会参画のために必要な力を身につけています。

【基本的な考え方】

上記の「めざす姿」を実現するために、「特別支援教育の推進」、「特別支援学校におけるキャリア教育の推進」の各施策に取り組みます。

- 「特別支援教育の推進」にあたっては、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、子どもたちの自立と社会参画のために必要な力を育むため、適切な指導・支援の充実、教員の専門性の向上、特別支援学校の整備に取り組みます。

- 「特別支援学校におけるキャリア教育の推進」にあたっては、計画的・組織的なキャリア教育を進めることにより、子どもたちがそれぞれの進路希望を実現し、卒業後の地域生活への円滑な移行がなされるよう取り組みます。

5 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり

【めざす姿】

子どもたちの危険予測・危機回避能力を育むとともに、信頼できる学校・学級づくりを進めることで、子どもたちがいじめや暴力行為を許さない心を身につけ、安心して学校生活を送り、意欲的に学ぶことができています。

【基本的な考え方】

上記の「めざす姿」を実現するために、「いじめや暴力のない学校づくり」、「防災教育・防災対策の推進」、「子どもたちの安全・安心の確保」、「居心地の良い集団づくり（不登校児童生徒への支援）」、「高校生の学びの継続（中途退学への対応）」、「学びのセーフティネットの構築」の各施策に取り組みます。

- 「いじめや暴力のない学校づくり」にあたっては、「いじめや暴力行為は絶対に許さない」との方針のもと、いじめ等の未然防止や、学校全体でいじめ等の解決に取り組む体制づくりを行います。
- 「防災教育・防災対策の推進」にあたっては、防災学習を通じて、子どもたちが自然災害に対応できる力を育成します。また、全ての県立学校における校舎の耐震化および非構造部材の耐震対策を完了するとともに、学校の防災機能を強化します。
- 「子どもたちの安全・安心の確保」にあたっては、交通事故の発生や不審者事案の増加、校舎の老朽化等の子どもたちを取り巻くさまざまなリスクに対応するとともに、子どもたちの危険予測・危険回避能力が育まれるよう取り組みます。
- 「居心地の良い集団づくり（不登校児童生徒への支援）」にあたっては、全ての子どもたちが安心でき、信頼できる学校・学級づくりを進めることや教育相談を充実することで不登校を未然に防ぐとともに、不登校児童生徒に対しては、適切な支援を行います。
- 「高校生の学びの継続（中途退学への対応）」にあたっては、学業不振や学校生活不適応等による中途退学を未然に防ぐため、中学生の時から的確な進路指導を行います。また、やむを得ず高等学校を中途退学する子どもたちに対しては、再チャレンジが可能となるよう、進路変更等に関する適切な支援を行います。

- 「**学びのセーフティネットの構築**」にあたっては、子どもたちの将来が生まれ育った家庭の経済的な環境等によって左右されることのないよう、必要な支援を行います。

6 地域に開かれ信頼される学校づくり

【めざす姿】

子どもたちの学びと育ちを支えるため、保護者や地域住民の学校運営等への参画が進み、学校・家庭・地域が一体となった教育活動が行われています。

子どもたちは、自分の興味・関心や将来の目標に応じて主体的に学び、豊かな人間性や学ぶ力を身につけています。

教職員は、指導力や人間性を磨き、意欲的な指導を実践し、県民からの信頼が高まっています。

【基本的な考え方】

上記の「めざす姿」を実現するために、「開かれた学校づくり」、「学校の特色化・魅力化」、「教職員の資質向上とコンプライアンスの推進」、「教職員が働きやすい環境づくり」、「学校施設の充実」の各施策に取り組みます。

- 「**開かれた学校づくり**」にあたっては、コミュニティ・スクール¹²や学校支援地域本部¹³の取組を推進するなど、保護者や地域住民が参画した学校運営を進めます。また、評価・改善の仕組みである「学校マネジメントシステム」に基づき確かな学校運営に努めます。
- 「**学校の特色化・魅力化**」にあたっては、少子化の進行による子どもたちの減少や教育ニーズの変化等をふまえた上で、特色・魅力ある学校づくりや、学校の適正規模・適正配置、校種を越えた連携を進めます。
- 「**教職員の資質向上とコンプライアンスの推進**」にあたっては、教職員の資質向上が学校教育充実の鍵であるとの認識のもと、高い専門性と豊かな人間性を持った教職員の採用・育成を図ります。また、教職員のコンプライアンス意識の向上に取り組みます。
- 「**教職員が働きやすい環境づくり**」にあたっては、業務の簡素化・効率化を図り、教職員が子どもたちと向き合える時間を確保するなど、教職員のやりがいの向上に努めます。

¹² コミュニティ・スクール：保護者や地域住民が、学校の方針承認や教職員の人事について、一定の権限を持って学校運営に関与するタイプの公立学校。教育委員会が指定した学校に学校運営協議会を設置することによって実現するもの。

¹³ 学校支援地域本部：学校の教育活動を支援するため、地域住民の学校支援ボランティア等への参加をコーディネートする組織で、いわば「地域につくられた学校の応援団」。地域住民が学校を支援する取組を組織的なものとし、学校の求めと地域の力をマッチングして、より効果的な学校支援を行い、教育の充実を図ろうとするもの。

- 「**学校施設の充実**」にあたっては、県立学校における非構造部材の耐震対策を早急に講じるとともに、バリアフリー化等の必要な施設整備を計画的に進めます。

7 多様な主体による教育の推進と文化財の保護

【めざす姿】

家庭において、子どもたちの豊かな情操や基本的な生活習慣、学習習慣、人を思いやる心、自立心が育まれるとともに、地域の中で子どもたちが健やかに育っています。

また、子どもたちをはじめとする多くの県民が文化財について学習し、親しみ、その価値について理解を深めることで、地域の宝である文化財が保存・継承・活用されています。

【基本的な考え方】

上記の「めざす姿」を実現するために、「家庭の教育力の向上」、「社会教育の推進と地域の教育力の向上」、「文化財の保存・継承・活用」の各施策に取り組みます。

- 「**家庭の教育力の向上**」にあたっては、家庭や地域を取り巻く環境の変化の中で、家庭の教育力が低下している状況をふまえ、家庭での生活習慣や学習習慣が確立されるよう、多様な主体と連携して取り組みます。
- 「**社会教育の推進と地域の教育力の向上**」にあたっては、多様なニーズに応じた社会教育を推進するとともに、社会教育関係団体やボランティア団体、地域住民等の多様な主体との連携を図りながら、地域全体で子どもたちを育てます。
- 「**文化財の保存・継承・活用**」にあたっては、子どもたちや県民が、三重の重要な文化財について学習し、親しみ、理解を深められるよう取り組みます。

第3章 施策

7つの「基本施策」を具体的に展開するため、30の「施策」により、取組を進めます。

施策体系

基本施策	施策
1 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成	(1) 学力の育成
	(2) 外国人児童生徒教育の推進
	(3) グローバル教育の推進
	(4) キャリア教育の推進
	(5) 情報教育の推進とICTの活用
	(6) 幼児教育の推進
2 人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成	(1) 人権教育の推進
	(2) 道徳教育の推進
	(3) 郷土教育の推進
	(4) 環境教育の推進
	(5) 読書活動・文化芸術活動の推進
3 健やかに生きていくための身体の育成	(1) 体力の向上と運動部活動の活性化
	(2) 健康教育の推進
	(3) 食育の推進
4 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進	(1) 特別支援教育の推進
	(2) 特別支援学校におけるキャリア教育の推進
5 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり	(1) いじめや暴力のない学校づくり
	(2) 防災教育・防災対策の推進
	(3) 子どもたちの安全・安心の確保
	(4) 居心地の良い集団づくり（不登校児童生徒への支援）
	(5) 高校生の学びの継続（中途退学への対応）
	(6) 学びのセーフティネットの構築
6 地域に開かれ信頼される学校づくり	(1) 開かれた学校づくり
	(2) 学校の特色化・魅力化
	(3) 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進
	(4) 教職員が働きやすい環境づくり
	(5) 学校施設の充実
7 多様な主体による教育の推進と文化財の保護	(1) 家庭の教育力の向上
	(2) 社会教育の推進と地域の教育力の向上
	(3) 文化財の保存・継承・活用

施策の見方

施策名	〇〇〇〇
-----	------

めざす姿

※この施策を推進することにより、計画期間が終了する平成31(2019)年度末までに達成する姿を記載しています。

現状と課題

※この施策に関する現状や課題、背景等を記載しています。

主な取組内容

※この施策で実施する主な取組を記載しています。

数値目標

成果指標	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成31年度)
※学校・家庭・地域等の県民力を結集してめざす、この施策の成果を指標として記載しています。	※平成27(2015)年度末における最新の実績値を示しています。	※平成31(2019)年度末までに達成する数値を示しています。

活動指標	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成31年度)
※学校や県教育委員会等の活動内容(活動量)をあらわす指標を記載しています。	※平成27(2015)年度末における最新の実績値を示しています。	※平成31(2019)年度末までに達成する数値を示しています。

基本施策 1 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成

施策名	(1) 学力の育成
------------	------------------

めざす姿

子どもたちが「学ぶ喜び」や「わかる楽しさ」を実感して、主体的・協働的に学び、自信と意欲、高い志を持って社会を創造していく力を身につけています。

現状と課題

- ① 学力の育成にあたっては、学習指導要領に示された生きる力を子どもたちに育むことをめざし、基礎的・基本的な知識および技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、その他の能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことが大切です。加えて、個性を活かす教育の充実が必要であることから、教員の授業力の向上が不可欠です。
- ② 子どもたちが社会で活躍する頃には、社会構造等が大きく変化し、一層厳しい挑戦の時代を迎えると予想されています。新しい時代に必要となる資質・能力を育成するためには、子どもたちが学ぶことと社会とのつながりをより意識することや、「何を教えるか」という知識の質の改善に加え、「どのように学ぶか」という学びの質や深まりを重視することが必要です。また、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）や、そのための指導方法等を充実させる必要があります。併せて、育成すべき資質・能力を育む観点に立った学習評価とともに、新しい学びに対応した評価方法等を充実していく必要があります。
- ③ 全国学力・学習状況調査における三重県の平均正答率は、小中学校の全ての教科（国語、算数・数学）で、平成 24(2012)年度から 4 年連続で全国平均を下回る状況にあり、学力向上の取組として、子どもたちが「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」を実感できるよう、授業研究に基づく授業改善の充実が求められています。また、一部の高等学校では、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図る取組が必要となっています。
- ④ 全国学力・学習状況調査の児童生徒および学校に対する質問紙調査結果からは、教科に関する調査と関連があるとされる、子どもたちの生活習慣や学習習慣、読書習慣に課題がみられるほか、組織的・継続的に取り組む授業改善や学校体制の確立にも課題がみられます。
- ⑤ 学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識するとともに、当事者意識を持ち、一体となって子どもたちの学力を育む取組を進める必要があります。

- ⑥ 小中学校においては、基本的な生活習慣の定着や学力の向上を図るため、少人数学級の編制や少人数指導を進めていますが、より効果的な活用が図られるよう、一層取組を進める必要があります。
- ⑦ 高等学校においては、全ての生徒が共通に身につけるべき資質・能力の育成と、多様な学習ニーズへのきめ細かな対応を、両者のバランスに配慮しながら進めるとともに、国の高大接続改革等の動きに的確に対応する必要があります。
- ⑧ 高等学校においては、引き続き、理数教育、英語教育、職業教育等、グローバル化や情報化の進展等の社会のニーズに対応した教育を進めるとともに、思考力、判断力、表現力や主体性、多様性、協働性を含む確かな学力を育成していく必要があります。
- ⑨ 家庭の経済的な事情等による学習機会や学力等の差が将来の収入の差につながり、それが世代を越えて再生産されるという、いわゆる貧困の連鎖によって、子どもたちの将来が閉ざされることがないように、関係機関と連携し、実態に即した学習支援の充実が必要です。

主な取組内容

① 学習・指導方法の充実

- 小中学校において、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック、ワークシートの3点セット等を活用した継続的な学習状況の把握や授業改善、授業研究等に組織的に取り組みます。
- 授業において、「めあての提示」と「振り返る活動」を設けるなどの効果的な授業スタイルの確立や授業規律の徹底に取り組みます。
- 学力の定着を図るため、補充的な学習や家庭学習のための指導等の組織的な取組を進めます。家庭学習の充実として、学校が家庭学習の課題の与え方を教員間で共通理解したり、与えた課題の評価・指導を実施したりするなど、組織的・継続的な取組を促進します。また、家庭学習の手引き等をとおして具体的な取組方法を保護者に提示するなど、学校と家庭が共通認識のもと一体となって取り組む連携体制を確立します。
- 「アクティブ・ラーニング」の充実に向けて、指導方法の改善を推進します。

② 教育課程および評価方法の改善

- 国の高大接続改革等の方向性を見据え、学習・指導方法の充実や教育課程の改善に向けた取組を行います。
- 子どもたちの多様な学習成果や活動を適切に評価するため、資質・能力を多面的に把握し、評価する方法の工夫改善を図ります。

③ 家庭・地域との連携

- 平成 24 年度から実施してきた「みえの学力向上県民運動」の趣旨をふまえて、教育関係者や子育て世代の多い民間団体等と連携し、学校・家庭・地域が一体となった学力向上の取組を一層充実します。
- 学力との関連があるとされる生活習慣、学習習慣、読書習慣の家庭での確立に向け、PTAと連携してチェックシートを活用し、県内一斉の集中取組期間を設けて取り組みます。

④ 効果的な少人数教育の実施

- 基本的な生活習慣の定着や学力の向上を図るため、これまでの加配教員の配置等における成果や課題をふまえ、効果的な少人数教育を実施します。

⑤ 社会で必要となる力を身につける教育の推進

- 理数教育、英語教育、職業教育等において、多様な社会のニーズに応じた発展的な学習を行うことができるよう、最先端の研究を行っている大学等と連携した講習会やセミナー、研修を実施し、高校生の学力向上および教員の資質向上につなげます。

数値目標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
全国学力・学習状況調査の教科に関する調査における無解答の状況 (※1)	5	8 (全教科)

※1 各教科（小学校国語A・B、小学校算数A・B、中学校国語A・B、中学校数学A・B）の無解答率において、全国平均より良好である教科数。（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

活動指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
「めあての提示」、「振り返る活動」の実施状況 (※2)	【小学校】	【小学校】
	めあての提示 97.8%	めあての提示 100 %
	振り返る活動 89.9%	振り返る活動 94.0%
	【中学校】	【中学校】
めあての提示 87.6%	めあての提示 92.0%	
振り返る活動 87.5%	振り返る活動 92.0%	

※2 「前年度までに、授業の冒頭で目標（めあて・ねらい）を児童生徒に示す活動を計画的に取り入れている」、「前年度までに、授業の最後に学習したことを振り返る活動を計画的に取り入れている」の2つの質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学校の割合。（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

基本施策1 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成

施策名 (2) 外国人児童生徒教育の推進

めざす姿

学校・家庭・地域が連携し、外国人児童生徒の学び¹⁴を支える体制づくりを進めることにより、子どもたちがどの地域、どの学校に通っても、学ぶ喜びを感じ、学力を高め、自己実現を図り、社会的に自立する力を身につけています。

現状と課題

- ① 三重県は日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率が全国1位（平成26(2014)年度）であり、多言語化が進んでいることから、外国人児童生徒の日本語習得を支援していく必要があります。
- ② 外国人児童生徒が日常生活に必要な日本語の力だけでなく、日本語で学ぶ力を身につけるとともに、進路希望に応じた学びを支援することで、将来、社会で自立できる力を育む必要があります。
- ③ 学校は日本語指導だけでなく、学校生活への適応指導、保護者への支援、仲間づくりの支援、多文化共生に係る学習活動、関係機関や地域との連携等、多岐にわたる役割が求められていることから、これらに対応できる体制整備が必要です。
- ④ 外国人の子どもが就学にあたっての情報が不足していること等が原因で、就学年齢に達していながら不就学とならないよう、保護者等に働きかける必要があります。

主な取組内容

- ① 受入体制整備の支援
 - 日本に来て間もない外国人児童生徒に対する教育の充実を図るため、初期指導教室の設置等、市町が行う初期の日本語指導や学校生活への適応指導等を支援します。
 - NPOや企業、関係機関等と連携しながら、受入・支援のネットワークを構築します。
- ② 日本語指導、適応指導の充実
 - 外国人児童生徒への日本語指導や学校生活への適応指導の一層の充実を図るため、外国人児童生徒巡回相談員を学校に派遣します。

¹⁴ 外国人児童生徒の学び：外国人児童生徒の教育を進めるにあたっては、日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある子どもたちも視野に入れて取り組む。

③ 日本語で学ぶ力の育成

- 外国人児童生徒の学力および社会参画力の育成のため、日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラム（J S Lカリキュラム¹⁵）の考え方をもとにした事例の普及や研修を行い、各学校において効果的な指導が進められるよう取り組みます。

④ 就学の案内・相談や進路選択の取組の支援

- 日本語指導が必要な外国人児童生徒や保護者等が、学校制度や職業について理解を深め、夢や目標を持って学校での学習や日本語・母国語の習得に意欲的に取り組むことができるよう、キャリアガイド（多言語の職業案内の冊子と外国人の先輩のメッセージを紹介するDVD）や、三重県情報提供ホームページ（Mie Info）での情報提供を進めます。

数値目標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
日本語指導が必要な外国人生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合 (※1)	—	100%

※1 日本語指導を必要とする中学3年生の外国人生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合。(三重県教育委員会調べ)

活動指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
日本語で学習する力の習得を支援する授業改善に取り組んでいる学校の割合 (※2)	小学校 97.7%	小学校 100%
	中学校 95.8%	中学校 100%

※2 「日本語指導が必要な外国人児童生徒の学力を保障するため、J S Lカリキュラムの活用等により日本語で学習する力の習得を支援する授業改善に取り組んでいる」と回答した公立小中学校の割合。(三重県教育委員会調べ)

¹⁵ J S Lカリキュラム：J S Lは Japanese as a Second Language の略。日常的な会話はある程度できるものの、学習活動への参加が難しい外国人児童生徒に対して、学習活動に日本語で参加する力を育成するため、日本語指導と教科指導とを統合的に行う指導方法。

基本施策1 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成

施策名	(3) グローバル教育の推進
------------	-----------------------

めざす姿

子どもたちが、国際的な視野を持ち、自分の意見や考えを発信する力を身につけるとともに、日本人・三重県人としてのアイデンティティーを持ちながら、異なる文化・伝統に立脚する人びとと共生する能力や態度を身につけています。

現状と課題

- ① グローバル化が加速する中で、日本人・三重県人としてのアイデンティティーや郷土の文化に対する深い理解を持った上で、異文化理解の精神、主体性、積極性、豊かな語学力やコミュニケーション能力等を身につけて、さまざまな分野で活躍できるグローバル人材の育成が求められています。
- ② 将来の夢や目標を持ち、失敗をおそれず挑戦する子どもを育てていくため、チャレンジ精神や志の育成を図る必要があります。
- ③ 郷土に対する誇り・愛情等の涵養をめざし、体系的なキャリア教育、郷土教育、道徳教育と連携して取り組む必要があります。
- ④ 国際的な相互理解や協力が求められていることから、語学力、とりわけ英語でコミュニケーションを図り、行動する力が求められています。
- ⑤ 小学校における英語教育の早期化、教科化に向けて、小・中・高等学校の系統性を意識した英語教育の充実が求められています。また、教員の指導力向上に向けた取組を進める必要があります。
- ⑥ 異なる文化や考え方を持つ人たちと触れ合うことで、新たな発見や発想が生まれると言われています。子どもたちが異なる文化を対等なものとして認め合い、交流をとおして理解し合う機会を増やしていく必要があります。

主な取組内容

- ① **小・中・高等学校における系統性を意識した英語教育の推進**
 - 小学生の英語によるコミュニケーション能力を効果的に育成するために、フォニックス¹⁶を取り入れたり、レゴブロック等の教材を活用したりすることにより、発達段階に応じた英語指導モデルを構築するとともに、その普及啓発を行います。

¹⁶ フォニックス：英語圏の幼稚園や小学校等で子どもたちに英語をどうやって読むかを教えるのに広く使われている教育方法。

- 英語によるコミュニケーション能力を養うため、小・中・高等学校それぞれの発達段階における学習到達目標を各校で設定するとともに、その学習到達目標を反映した年間指導計画の策定や授業の実践を促進します。
- 英語での発信力やプレゼンテーション能力等を身につけるため、小・中・高校生を対象に「英語キャンプ」等を実施し、実践的に英語を使用できる環境の創出と、異年齢交流による人間的成長を促進します。
- 学習指導要領の改訂や高等学校基礎学力テスト（仮称）、大学入学希望者学力評価テスト（仮称）の導入を見据え、小学校中学年からの英語教育を推進するとともに、「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」の4領域を総合的に育成し、思考力、判断力、表現力を子どもたちが身につけるための英語教育を実施します。

② 国際理解の推進および国際交流活動の充実

- 高校生の語学力の向上や国際理解を促進するため、長期留学および短期留学を支援します。
- 「みえ未来人育成塾」等の取組をとおして、高校生が留学生等と交流する機会を創出し、異文化理解の促進、将来を担う若者同士の絆と向上心を高めていく取組を進めます。
- 多文化共生や国際貢献を推進するキーパーソンとなる教職員やNPO等の職員を対象とした国際理解研修を実施します。また、身近な外国人やALT（外国語指導助手）、国際交流員等とのかかわりを通じて、教育の場や地域での国際交流、異文化理解を進めます。

③ チャレンジ精神の育成、「志」の育成、課題解決能力の向上

- 海外研修等による異文化理解、専門性の高い知識・技術の習得、高度な検定や資格取得、各種コンテストへの参加等の取組をとおして、将来の三重を支える子どもたちの「志」を育成するとともに、若者のネットワークを構築するため、高校生が学校の枠を越えて集い、主体的に活動する機会を設けます。

④ 日本人・三重県人としてのアイデンティティーの確立

- 中学生が英語で日本や郷土三重について発信したり、身のまわりの課題の解決に向けた提案をしたりする機会を設けます。

⑤ 教員の専門性の向上

- 子どもたちの英語力を育成するため、英語教育に携わる教員の英語運用力・実践的指導力の向上を図る研修を充実します。

⑥ 国際バカロレア¹⁷認定校についての調査研究

- 国際バカロレア認定校の設置に係る情報収集に取り組むとともに、国際的に通用する大学入学資格が取得可能なディプロマ・プログラムの学習内容や指導方法について研究します。

数値目標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
高等学校卒業段階で英検準 2 級以上相当の英語力を習得した生徒の割合 (※1)	31.2% (平成 26 年度)	56.0%
中学校卒業段階で英検 3 級以上相当の英語力を習得した生徒の割合 (※2)	29.0% (平成 26 年度)	56.0%

※1 三重県の高校生に占める、実用英語技能検定準 2 級を受検し合格した生徒およびそれと同等の英語力を有する生徒の割合。(文部科学省「公立中学校及び公立高等学校における英語教育実施状況調査」)

※2 三重県の中学生に占める、実用英語技能検定 3 級を受検し合格した生徒およびそれと同等の英語力を有する生徒の割合。(文部科学省「公立中学校及び公立高等学校における英語教育実施状況調査」)

活動指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
外国語における学習到達目標を設定している学校の割合 (※3)	中学校 17.9% 高等学校 18.2% (平成 26 年度)	中学校 100% 高等学校 100%

※3 「CAN-DO リスト」により学習到達目標を設定している公立中学校および県立高等学校の割合。(文部科学省「公立中学校及び公立高等学校における英語教育実施状況調査」)

17 国際バカロレア：国際バカロレア機構（スイス・ジュネーブに本部を置く 1968 年設立の財団法人。学生に国際的に認められる大学入学資格を与えることや、国際理解教育の促進に資することを目的としている。）が実施する教育プログラム。

基本施策 1 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成

施策名	(4) キャリア教育の推進
------------	----------------------

めざす姿

子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の一員として、社会に貢献しながら自分らしく生きるために必要な基盤となる能力や意欲を身につけています。

現状と課題

- ① 若者を取り巻く雇用環境においては、若者無業者への支援や早期離職につながる求人と求職のミスマッチの解消等が課題となっており、キャリア教育の役割がますます重要となっています。
- ② 子どもたちが学校での学習と自分の将来との関係に意義を見いだして学ぶ意欲を高めるとともに、学校での学びを社会で役立てられるよう、キャリア教育の視点で日々の教育活動をとらえ直す必要があります。併せて、就業体験や職業理解を深める学習機会等、家庭・地域と連携した取組を充実する必要があります。
- ③ 将来の生き方や進路を考える上で、上級学校への体験入学や上級学校の教員・生徒・学生による出前授業等は、子どもたちが今後の進学先に対して、見通しを持ち、意欲を高める上で効果があります。一方で、県内では、異なる校種が連携したキャリア教育を行っている学校は多いとは言えない状況にあります。
- ④ 子どもたちが職業を選択する際、興味や好みを重視する傾向があります。子どもたちが自己の能力や適性、社会や時代のニーズを理解するとともに、多様な選択肢の中から進路を決定する能力や態度を育成することが求められています。
- ⑤ 農林水産業や介護関係等、人材の確保が難しい職業分野があります。県内に魅力のある仕事が存在することについて、子どもたちの理解を促し、地域社会で活躍する意欲を持てるようにすることが必要です。また、少子化が進む中、活力ある地域づくりが求められていることから、県内産業への関心を高め、理解を深める取組が必要です。
- ⑥ 特別支援学校に在籍する子どもたちが、卒業後も地域で自分らしく安心して豊かに暮らしていけるよう、年齢や障がいの状態等に応じて、自立と社会参画を支援する取組を推進する必要があります。
- ⑦ 公職選挙法が改正され、選挙権年齢が満 18 歳以上となったことをふまえ、子どもたちの主権者としての自覚や社会に参画する力を育む教育に取り組む必要があります。また、消費者教育、金融教育、税に関する教育等を充実し、子どもたちに社会参画するための知識や意欲を育成することが求められています。

主な取組内容

① 教育活動全体をととしたキャリア教育の充実

- 各学校が子どもたちや地域の実態に応じたキャリア教育計画（全体計画・年間指導計画）を策定し、教科活動、道徳の時間、総合的な学習の時間、特別活動および日常生活において、社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を育成します。

② 発達段階に応じたキャリア教育の推進

- 子どもたちが将来の生き方や卒業後の進路に対して見通しを持って学ぶことができるよう、各学校において上級学校への体験入学、上級学校の教員・生徒・学生による出前授業やそれらの成果発表等、校種を越えた学びの機会を設けます。
- 子どもたちの発達段階に応じたキャリア教育を推進するために、教員が異なる校種におけるキャリア教育についての理解を深める機会を設けます。

③ 学校と地域が連携したキャリア教育の充実

- 子どもたちが県内に魅力のある仕事や自然、文化、歴史があることへの理解を深め、地域社会で活躍する意欲を持てるようにするために、地元の企業等での就業体験、地域の職業人による出前授業や講演、農林水産業体験等の多様な主体と連携した学習の機会を設けます。

④ 職業教育の充実

- 地域産業の担い手や専門的な能力を有する職業人を育成するために、地元の企業等の協力を得て、専門家による技術指導や商品開発等の実践的な職業教育を推進します。

⑤ 就職支援の充実

- 新規に高等学校等を卒業し就職した生徒が職場でいきいきと活躍できるよう、学校と経済団体、関係機関、地元企業等が連携した就職支援と早期離職防止に向けた定着支援を行います。
- 就職が内定しないまま卒業する生徒については、求職に係る適切な支援が受けられるよう、関係機関へ円滑な引継ぎを行います。

⑥ 特別支援学校におけるキャリア教育の推進

- 特別支援学校の子どもたちが地域の中で自立し、社会に参画できるよう、計画的・組織的にキャリア教育を進めます。
- 働く上でのルールやマナー等に関する情報や、実践的な実習体験の機会を提供します。

⑦ 社会へ参画する力の育成

- 社会への参画と貢献に対する意欲・態度を育成するために、地域と連携した取組、体験活動等を通じて、シチズンシップの涵養に努めます。中でも、主権者としての自覚と責任および政治的教養を育む教育については、各教科、総合的な学習の時間、特別活動等において、模擬投票、模擬議会、模擬裁判、討論といった体験的な活動を通じて推進します。
- 消費者教育の充実を図るため、教科を越えた教員間や外部機関との連携、消費者問題の変化に対応した教材開発、教員の学習環境の整備を行います。

数値目標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
高等学校（全日制）においてインターンシップを体験した生徒の割合（※1）	28.7% (平成 26 年度)	35.0%

※1 県立高等学校（全日制）に在籍する3年生のうち、3年間をとおして1回でもインターンシップを体験した生徒の割合。（国立教育政策研究所「職場体験・インターンシップ実施状況等調査」）

活動指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
地域等の人材を招へいした授業等を行っている学校の割合（※2）	小学校 82.9%	小学校 87.0%
	中学校 64.0%	中学校 70.0%
	高等学校 92.6%	高等学校 100%
キャリア教育の全体計画を策定している高等学校の割合（※3）	47.1% (平成 26 年度)	100%

※2 小中学校：「前年度までに、地域の人材を外部講師として招へいした授業を行いましたか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学校の割合。（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

高等学校：社会人講師を活用した授業等を実施したと回答した県立高等学校の割合。（三重県教育委員会調べ）

※3 県立高等学校のうち、キャリア教育の全体計画を策定している学校の割合。（三重県教育委員会調べ）

基本施策1 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成

施策名 (5) 情報教育の推進とICTの活用

めざす姿

急速に進展する情報化社会において、よりよいコミュニケーション等のために、子どもたちがICTを効果的に活用する能力や情報モラルを身につけています。

現状と課題

- ① 子どもたちの携帯電話やスマートフォンの所有率が高まり、友人とのつながりに、ネットワーク上のツールが利用されています。一方で、子どもたちがインターネットを通じた犯罪やトラブルに巻き込まれる事案や、インターネット上での誹謗中傷やいじめ等の事案が発生しており、情報モラルの向上が求められています。
- ② 情報および情報機器等が社会生活に必要不可欠な基盤となる中、子どもたちにとって、ICTを適切に活用する能力や態度を身につけることが必要となっています。一方で、著作権や個人情報の保護等、情報に関する基礎的・基本的な知識や技術、情報モラルに関する指導を充実させていく必要があります。
- ③ 学校における教育の情報化の実態等に関する調査によれば、授業中にICTを活用して指導する能力のある教員の割合は8割を超えていますが、さらなる向上が必要です。
- ④ ICTを効果的に活用したわかりやすい授業の実現が求められています。

主な取組内容

- ① 情報モラル教育の充実
 - 情報の特徴や情報化が社会に及ぼす影響の理解、および情報モラルを身につける学習活動を重視した取組を行い、子どもたちがインターネット利用におけるルールやマナーを身につけられるよう指導します。
 - 子どもたちがインターネットを利用することによって犯罪に巻き込まれたり、インターネット上の違法情報・有害情報にふれたりすることを防止するため、保護者等に対する携帯電話等へのフィルタリングの普及促進や広報啓発活動等の取組を推進します。
- ② 情報活用能力の育成
 - 情報社会を構成する一員として、社会の情報化の進展に主体的に対応するために必要となる基礎的・基本的な知識および技術等の活用能力を子どもたちに育成する観点から、コンピュータ等を適切に活用して、情報収集やアプリケーションソフトの使用ができるようにします。

③ ICTを活用したわかりやすい授業の推進

- 教員の授業力の向上を図るために、ICTの効果的な活用方法を学ぶ研修等を実施します。
- 子どもたちのインターネット活用状況等の実態を教員が把握し、適切に指導するための考え方や指導方法について、研修を実施します。

④ ICT環境の整備

- 子どもたちが学習意欲を高め、協働して学ぶことができるよう、コンピュータ教室やタブレットパソコンを活用するために必要となる校内環境を整備するとともに、効果的な教材や指導方法等について研究を進めます。

数値目標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
ICTを活用して指導することができる教員の割合 (※1)	82.2% (平成 26 年度)	85.0% (平成 30 年度)

※1 授業中にICTを活用して指導する能力のある公立小中学校および県立学校の教員の割合。
(文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」)

活動指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
ICT活用指導力の向上に関する研修を受講した教員の割合 (※2)	29.3% (平成 26 年度)	42.0% (平成 30 年度)
情報モラル教育を行った学校の割合 (※3)	94.3% (平成 26 年度)	100% (平成 30 年度)

※2 ICT活用指導力の各項目に関する研修を受講した公立小中学校および県立学校の教員の割合。
(文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」)

※3 スマートフォン等の適切な使い方、ネット社会におけるルールやマナー等、情報モラル教育を行った公立小中学校および県立学校の割合。(三重県教育委員会調べ)

基本施策1 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成

施策名	(6) 幼児教育の推進
------------	--------------------

めざす姿

遊びをとおして、子どもたちの学びへの意欲と関心、自分の気持ちを伝える力、自主性、規範意識、自尊感情、慈しみや思いやりの心等の生涯にわたる人間形成の基礎が培われています。

現状と課題

- ① 幼児期における教育は、子どもたちの心身の健やかな成長を促す上で、極めて大切な時期であることから、幼稚園・認定こども園・保育所が家庭・地域と連携・協力し、就学前教育の充実を図っていくことが求められています。
また、子ども・子育て支援新制度の実施により、幼稚園・認定こども園・保育所の教育・保育施設には、質の高い教育・保育の提供、子育て支援の拠点としての機能等の一層の充実が期待されています。
- ② 小1プロブレム¹⁸等の就学に伴うさまざまな課題があることから、幼児教育から小学校教育への円滑な接続がなされるよう、幼稚園・認定こども園・保育所と小学校が連携して取り組む必要があります。
- ③ 多様な幼児教育のニーズに応えるため、幼稚園教諭・保育教諭・保育士の資質向上が求められています。
- ④ 健全な社会を築くために、幼児期から規範意識を培うことが大切です。そのため、幼稚園・認定こども園・保育所が、家庭・地域と連携して課題の解決に向けた取組を積極的に行うことが必要です。

主な取組内容

- ① **幼稚園・認定こども園・保育所における教育・保育活動の充実**
 - 遊びや多様な体験活動等をとおして、幼児の自主性や規範意識、自尊感情、思いやりの心等の育成が図られるよう、家庭や地域に働きかけるとともに、実践事例の普及啓発を進めます。
 - 幼稚園・認定こども園・保育所で体を動かす多様な遊びを推進するなど、子どもたちの体力向上に努めます。
 - 幼稚園・認定こども園・保育所における教育・子育て相談機能の充実を図ります。

¹⁸小1プロブレム：小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、先生の話を受けないなど、学校生活になじめない状態が続くこと。

② 小学校教育への円滑な接続に向けた取組の推進

- 幼稚園・認定こども園・保育所から、小学校へ入学する際のさまざまな課題を幼保小の指導者が共有し、解決していくため、接続期の「学び」と「育ち」の連続性・一貫性を保障する「幼保小接続モデルカリキュラム」を作成し、普及します。
- 新しい学習ステージに向けて、子どもたちが心の準備を整えていけるよう、幼稚園・認定こども園・保育所と小学校の児童との体験的な交流を推進します。

③ 幼児教育を担う人材の資質向上

- 幼稚園・認定こども園・保育所と小学校が相互に保育・授業を参観したり、指導内容や指導方法について相互理解を図ったりできるよう、交流や合同研修等の取組を推進します。
- 幼稚園・認定こども園・保育所の運営の改善や、乳幼児教育に係る諸課題の解決に向けた研修を園（所）長等を対象に行います。
- 知事部局と教育委員会が連携して研修の実施体制を充実するとともに、今後の認定こども園の増加に対応するため、幼稚園教諭・保育教諭・保育士の合同研修を実施します。

④ 家庭との連携の推進

- 「早寝・早起き・朝ごはん」といった基本的な生活習慣や、運動習慣が身につくよう、就学前の子ども向け生活習慣チェックシートの活用を家庭に働きかけます。また、チェックシートの結果に基づいた生活習慣の改善を家庭に働きかけるなど意識啓発に努めます。

数値目標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
小学校の児童との交流を行った幼稚園等の割合 (※1)	—	100%

※1 小学校の児童との体験的な交流を年複数回行った幼稚園・認定こども園・保育所の割合。(三重県および三重県教育委員会調べ)

活動指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
幼保小連携に関する研修を実施している市町の割合 (※2)	86.2%	100%

※2 幼稚園教諭、保育教諭、保育士、公立小学校教員等対象の幼保小連携教育に関する研修会を開催した市町の割合。(三重県教育委員会調べ)

基本施策2 人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成

施策名 (1) 人権教育の推進

めざす姿

子どもたちが自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力を身につけています。

現状と課題

- ① 学校において、社会の意識を背景とするさまざまな人権問題が生じていることから、「三重県人権教育基本方針」に基づき、偏見や差別を見きわめる力、他者の痛みを共感的に受け止め、共に解決に向けて行動する力等を育成する必要があります。
- ② 子どもたちの人権意識の形成については、家庭や地域の影響が大きいことから、学校・家庭・地域が連携しながら、日常的に人権意識を高める必要があります。
- ③ 教育活動全体を通じた人権教育を組織的に展開するため、全ての教職員の確かな人権意識と指導力が求められています。

主な取組内容

- ① 人権教育に関する指導内容の充実
 - 子どもたちが、部落問題、障がい者、外国人、子ども、女性等、種々の個別的人権問題を解決するために必要な知識を身につけ、人権意識を高め、行動できるよう、人権学習指導資料等を活用した学習を推進します。
 - 新たな人権課題に適切に対応できるよう、メディアリテラシー、ユニバーサルデザインのまちづくり、性的マイノリティの人権等についての学習を促進します。
 - 人権に関する知識や技能を具体的に行動化する場としてのサークル活動やフォーラム等の取組を促進します。
- ② 人権教育に関する指導体制の充実
 - 全ての学校が総合的・系統的に人権教育を展開できるよう、「人権教育推進計画」および「人権教育カリキュラム」の作成と活用を進めます。
- ③ 人権教育推進のための地域連携の充実
 - 子どもたちの人権意識や自尊感情を高めるために、学校・家庭・地域が共に協議したり、活動したりすることができるよう、地域連携の要となる人権教育推進協議会等の取組を推進します。

④ 教職員の指導力や人権意識の向上

- 全ての教職員が確かな人権意識と指導力を持って人権教育を進められるよう、人権学習指導資料の活用法等に関する研修を実施するとともに、実践につながる情報提供および相談支援を行います。
- 学校における人権教育推進体制や家庭・地域との連携体制を充実させるため、各種研修会の実施等を通じて、管理職や人権教育担当者のリーダーシップの向上を図ります。

数値目標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
人権学習によって、人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合 (※1)	70.2%	80.0%

※1 県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「これまでに受けた人権学習によって、人権を守る行動をしたいと感じるようになった」と回答した生徒の割合。(三重県教育委員会調べ)

活動指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
人権教育カリキュラムを作成している学校の割合 (※2)	65.5% (平成 26 年度)	100%

※2 子どもにつけたい力や、発達段階に応じた人権教育の指導内容を定めた人権教育カリキュラムを作成し、その取組を進めている公立小中学校および県立学校の割合。(三重県教育委員会調べ)

基本施策2 人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成

施策名 (2) 道徳教育の推進

めざす姿

子どもたちが人間尊重・生命尊重の精神のもと、公共心や規範意識、人間関係を築く力、自尊感情を高め、よりよく生きようとする意欲と実践力を身につけています。

現状と課題

- ① 近年、深刻ないじめやインターネットでの誹謗中傷、生命を軽視する事件が発生しています。子どもたちの情報モラルや生命倫理を確立するため、道徳教育の充実が求められています。
- ② 子どもたちが社会を構成する一員としての生き方を学ぶシチズンシップ教育の視点や、多様性の尊重、他者との共生が求められるグローバル教育の視点からも道徳教育の役割が増しています。
- ③ 「特別の教科 道徳」が教科化される（小学校：平成30（2018）年度 中学校：平成31（2019）年度）ことを見据え、学校全体が一体となって道徳教育を進めることが必要です。
- ④ 子どもたちが生活のために必要な習慣を身につけるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図る上でも、学校・家庭・地域が連携を図り、道徳教育を進めることが重要です。

主な取組内容

- ① 発達段階に応じた道徳教育の推進
 - 子どもたちが、物事を多面的・多角的にとらえ、主体的に考えを深める中で自己をみつめ、道徳性を養うことができるよう、発達段階に応じた教材の活用や多様で効果的な指導方法の工夫改善を推進します。
- ② 三重の特色を活かした道徳教育の展開
 - 子どもたちの郷土を愛する心を育むため、郷土の伝統・文化や先人の偉業等の身近な教育資源を取り上げた「三重県 心のノート」等の積極的な活用を促進します。
- ③ 三重県道徳教育推進委員会の開催
 - 道徳教育の推進や取組の充実を図るとともに、実施状況の調査、改善策の提案等を客観的な視点から行うため、有識者や関係者等による懇談会「三重県道徳教育推進委員会」を開催し、道徳教育の充実につなげます。

④ 道徳の教科化へ向けた指導体制の充実

- 道徳の教科化へ向けて、道徳教育推進教師を中心とする学校全体が一体となった指導体制の充実や、高等学校における道徳教育の全体計画の充実、系統的な指導機会の構築に取り組みます。

⑤ 家庭・地域と連携した道徳教育の推進

- 学校・家庭・地域が連携した道徳教育の一層の充実を図るため、「私たちの道徳」を活用した道徳の授業参観の実施や、学校通信等による「私たちの道徳」の内容や家庭での活用の仕方の発信等により、家庭・地域の理解と協力のもと、道徳教育を進めます。

⑥ 規範意識の醸成

- 規範意識を醸成する教育を支援するため、学校や幼稚園・認定こども園・保育所が行う非行防止教室等への警察職員の派遣や、教員等を対象とした薬物乱用防止・非行防止に関する研修会等を開催します。
- 子どもたちの規範意識を醸成するため、関係機関・団体やボランティアと共に推進する環境美化活動、社会福祉活動、スポーツ活動等の社会参加活動を促進します。

⑦ 生命を大切にする教育の充実

- 子どもたちの発達段階に応じて、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培う教育が充実されるよう、道徳の時間を要として、各教科等の授業のほか、保護者や地域の方々の協力等による体験的な学習の機会等を通じて、学校教育全体において心の教育に取り組みます。

数値目標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
人の役に立ちたいと思う子どもたちの割合 (※ 1)	小学生 93.7% 中学生 94.1%	小学生 95.0% 中学生 95.0%

※ 1 「人の役に立ちたいと思う」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

活動指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
道徳教育推進教師を中心として学校全体で道徳教育に取り組んでいる学校の割合 (※ 2)	—	小学校 100% 中学校 100%
「私たちの道徳」および「三重県 心のノート」を年間を通じて計画的・継続的に活用している学校の割合 (※ 3)	—	小学校 90.0% (平成 29 年度) 中学校 80.0% (平成 30 年度)

活動指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
「私たちの道徳」を家庭等で活用するよう長期休業中に持ち帰らせている学校の割合 (※ 4)	小学校 90.9% 中学校 84.6% (平成 26 年度)	小学校 100% (平成 29 年度) 中学校 100% (平成 30 年度)

※ 2 「道徳教育推進教師が学習指導要領解説道徳編に示されている 8 つの役割を自覚し、組織の中心となって、教職員の協力体制のもと、道徳教育が進められている」と回答した公立小中学校の割合。(三重県教育委員会調べ)

※ 3 「『私たちの道徳』および『三重県 心のノート』を年間を通じて計画的・継続的に活用していますか」という質問に対して、合わせて月複数回以上活用したと回答した公立小中学校の割合。(三重県教育委員会調べ)

※ 4 「『私たちの道徳』を児童生徒が家庭に持ち帰って家庭や地域等でも活用できるようにしていますか」という質問に対して、「家庭に持ち帰らせている」と回答した公立小中学校の割合。(三重県教育委員会調べ)

基本施策2 人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成

施策名	(3) 郷土教育の推進
------------	--------------------

めざす姿

子どもたちが豊かな心を持ち、郷土を知り、郷土を愛し、三重県について自信を持って語り、郷土三重を担うことができる力を身につけています。

現状と課題

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 全国学力・学習状況調査の結果によると、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した子どもたちの割合は、小学6年生、中学3年生のいずれも全国平均を下回っています。</p> <p>② 地域のよさや郷土の豊かな自然、歴史、文化について、誇りを持って語ることができる力を身につけられるよう、郷土三重についての学習を深める必要があります。</p> <p>③ 地域のさまざまな分野で活躍する人による講話や体験活動等、子どもたちの地域の理解を深める学習を郷土教育の中で重視していく必要があります。</p> <p>④ 子どもたちが、三重の自然、歴史、文化について、楽しみながら学習できる場として三重県総合博物館（MieMu）等の文化・社会教育施設を活用していく必要があります。</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

主な取組内容

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 身近な地域や三重に関わる教材の開発と活用</p> <ul style="list-style-type: none">○ 子どもたちが地域のよさや郷土の豊かな自然、歴史、文化について、誇りを持って語ることができる力を身につけられるよう、教材「三重の文化」、「ふるさと三重かるた」の活用を推進します。また、三重に関わる教材である「ふるさと通信」に郷土の誇るべき先人の言葉等を取り上げるなど、教材の開発とその活用実践を推進します。 <p>② 地域と連携した郷土教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none">○ 子どもたちが郷土への理解を深め、三重を基盤に社会で活躍する意欲と態度を身につけることができるよう、地域の伝統や産業のさまざまな分野で活躍する人への聞き取りや体験活動等、学校の授業だけでなく、夏休み等を利用した学習をとおして、地域と連携した郷土教育を推進します。○ 高校生が地域を学び、地域への愛着や絆を深めるため、地域活性化の取組に参画するなど、高等学校と地域が連携した取組を推進します。 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

③ 社会教育施設や文化財の活用

- 子どもたちが、三重の自然、歴史、文化について楽しみながら学習できるよう、三重県総合博物館（MieMu）や三重県埋蔵文化財センター、斎宮歴史博物館等の社会教育施設や文化財の活用を推進します。

数値目標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある子どもたちの割合 (※1)	小学生 41.3% 中学生 30.0%	小学生 62.0% 中学生 50.0%

※1 「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

活動指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
「ふるさと三重かるた」を活用している幼稚園等・小学校・中学校の割合 (※2)	幼稚園等 91.5% 小学校 91.4% 中学校 61.9%	幼稚園等 100% 小学校 100% 中学校 80.0%

※2 「『ふるさと三重かるた』を、授業、行事、遊び等で活用している」と回答した公立幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の割合。(三重県教育委員会調べ)

基本施策2 人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成

施策名	(4) 環境教育の推進
------------	--------------------

めざす姿

子どもたちが、環境について地球的視野で考え、さまざまな課題を自らの問題としてとらえて行動し、持続可能な社会づくりの担い手となる力を身につけています。

現状と課題

- ① 健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、資源の循環的な利用やエネルギーの有効活用、地域の生態系の保全等を図り、環境への負荷の少ない持続的発展の可能な社会の構築が求められています。
- ② 環境省調査によると、環境問題に対して積極的に取り組んでいく姿勢を示す人は多いものの、実際に地域の環境保全活動に参加している人は少なく、住民の意識が行動に結びついていない面があります。
- ③ 次代を担う子どもたちが、地球温暖化やごみの減量化等の環境問題に対する理解を深め、主体的に行動する実践的な態度や資質を身につけられるような環境教育を行う必要があります。
- ④ 森林環境教育においては、費用の調達、指導者の育成、フィールドの確保等の課題があり、一部の学校による活動しか実施されていない状況であることから、「みえ森と緑の県民税」を活用しながら、市町やNPO等と連携し、学校等の森林環境教育を推進していく必要があります。

主な取組内容

- ① **環境に配慮した学校づくりと環境教育の推進**
 - 子どもたちが、環境問題を自らの問題としてとらえるとともに、一人ひとりが自分にできることを考え、実践できるよう、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育（ESD）の推進拠点となるユネスコスクールの加盟校の増加に取り組めます。
 - 環境教育の中核となる、ユネスコスクールやISO14001認証取得校の先進的な取組事例等を県内の学校に積極的に発信し、全ての学校で環境問題を身近なものとしてとらえられる子どもたちを育成します。
 - 各教科や総合的な学習の時間等において、環境美化・環境保全活動に積極的に取り組めます。
 - 各学校が「学校環境デー」を中心とした創意工夫ある環境教育活動の充実を図るとともに、取組事例等を県のWebサイトに掲載するなど、県内の学校等に広く情報発信します。

- 全ての県立学校が「県立学校環境マネジメント」に基づいた環境教育の推進、環境保全活動の充実に取り組みます。

② 環境問題を考える機会の充実

- 大学・地域・企業等と連携した環境美化・環境負荷低減の活動や、地域・企業・NPO等が主催する清掃活動や実践報告会等への子どもたちの参加を促します。
- 地域において環境保全に携わる活動を行っている人材や、環境教育の専門家等を活用した自然観察会等の事業を充実するとともに、公民館等の社会教育施設が取り組む環境教育活動を支援します。
- 子どもたちの「もったいない」という意識が向上するよう、さまざまなツールを活用し、各小学校において地域のボランティアの方々や市町の担当者が講師となった出前授業を実施します。
- 子どもたちが自ら考えた環境保全の取組が家庭や地域へ広がっていくように、市町、民間団体等の関係機関との連携や、三重県環境学習情報センター等の環境学習・環境教育の拠点施設の活用を通じた体験型・参加型の環境教育に取り組みます。

③ 森林環境教育の広域的・総合的な推進

- 学校等が森林環境教育に取り組みやすいよう、指導者の養成を進めるとともに、みえ森づくりサポートセンターを設置し、出前授業の実施や、市町における森林環境教育のコーディネート、きめ細かい相談対応や森林環境教育を実施する団体等との連携を進めるなど、包括的な支援体制を構築します。
- 子どもたちが木に触れて、木の特徴やそのよさを学ぶ「木育」^{もくいく}の取組を推進します。

数値目標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
環境保全活動に取り組んでいる高等学校の割合 (※1)	74.1%	100%

※1 「県立学校環境マネジメント」等に基づき、環境保全活動に取り組んでいる県立高等学校の割合。(三重県教育委員会調べ)

活動指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
家庭・地域・企業等と連携して、環境教育を推進している高等学校の割合 (※2)	84.5%	100%

※2 家庭・地域・企業等と連携して、学校以外の多様な主体を巻き込んだ環境教育を推進している県立高等学校の割合。(三重県教育委員会調べ)

基本施策2 人との絆や自然との関わりの中で伸びゆく豊かな心の育成

施策名 (5) 読書活動・文化芸術活動の推進

めざす姿

子どもたちが、読書を通じて感性を磨き、思考力、判断力、表現力を高めるとともに、コミュニケーション能力を身につけています。また、さまざまな文化芸術にふれ親しむとともに、作品等を通じて表現することにより、豊かな人間性を身につけています。

現状と課題

- ① 新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる知識基盤社会¹⁹と言われる現代において、子どもたちが自ら情報を収集、選択、活用し、社会のあらゆる場所、場面で生涯にわたって主体的に学び続ける力を身につけるために、読書活動を推進していくことが求められています。
- ② 子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、ゲーム、インターネットやスマートフォン等の情報媒体が急速に普及したことから、子どもたちの読書離れが進むことが懸念されています。
- ③ 核家族化、共働き家庭の増加、ライフスタイルの多様化等により、保護者の価値観にも変化が生じており、子どもたちが家族と一緒に読書に親しむ時間が少なくなり、幼児期からの読書習慣の定着は難しくなっています。
- ④ 子どもたちが、文化部活動において習得した知識や技能を活用して目標に向かい協力してやり遂げることにより、個性を伸ばし、自主性、創造性を高めるとともに、達成感や連帯感を味わい、責任感と協力の態度を養うことが大切です。
- ⑤ 美しいものや優れたもの、芸術的なもの、地域や我が国の伝統文化にふれることによって、豊かな情操を養い、生涯にわたって文化や芸術に親しみ、その継承や創造に寄与する態度や能力を育てることが大切です。

主な取組内容

- ① 読書環境の整備
 - 子どもたちの読書に対する興味や関心を育み、読書習慣を確立していくため、学校図書館の資料および施設の充実や小中学校における学校司書の配置を促進します。
 - 公立図書館や公民館等において、資料および施設の充実や学校等の多様な主体との連携を促進します。

¹⁹ 知識基盤社会：6ページ参照。

- 子どもたちに読書を習慣づけるため、PTAと連携して実施する「生活習慣・読書習慣チェックシート」の普及等により家庭読書（家読^{うちどく}）を促進します。

② 読書機会の提供

- 子どもたちに読書の楽しさを伝えるため、公立図書館や公民館等において、子どもたちを対象とする読み聞かせやお話し会等の読書に親しむ機会が提供されるよう働きかけます。
- 教員と学校司書等の連携を促進し、学校図書館を活用した授業、朝の読書（朝読）、ビブリオバトル（書評合戦）²⁰、ブックトーク²¹等の多様な取組を進めることにより、子どもたちの読書機会の拡充に努めます。

③ 読書活動の普及啓発

- 子どもの読書活動の意義や重要性に関する理解を深めるため、教育・福祉関係者、図書館関係者、読書ボランティア等を対象とした研修・講演会を実施します。
- 読書活動の普及啓発を図るため、優れた取組を行っている学校や図書館、読書ボランティア等の活動を研修会やセミナー等で紹介します。

④ 授業における言語活動の成果を発表する機会等の充実

- 各教科・科目において言語活動の充実に努め、その成果を文化的行事等において発表することで、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力の向上を図ります。

⑤ 文化芸術にふれる機会の充実

- 子どもたちの豊かな感性や情操を育むため、本物の文化芸術にふれる機会や、子どもたちが作品等を通じて表現、発表する機会の充実に努めます。

⑥ 地域人材や社会教育施設等の連携による文化芸術活動の充実

- 学校文化活動において、地域の人たちとの交流を深め、郷土の歴史や文化等を学ぶ機会を充実します。
- 三重県総合博物館（MieMu）や三重県立美術館、斎宮歴史博物館等において、子どもたちを対象とした参加体験型の学習プログラムの提供や、出前授業等を実施します。

²⁰ ビブリオバトル（書評合戦）：発表者が一人5分で本を紹介し、最後に「どの本が一番読みたくなったか」について投票を参加者全員で行い、最多票を集めたものを「チャンプ本」とするゲーム。発表者のみならず聴衆にも読書への興味を高める効果がある。

²¹ ブックトーク：子どもや成人の集団を対象に、あらかじめ決めたテーマに沿って選んだ何冊かの本のあらすじや著者紹介等を交えて、本への興味が湧くような工夫を凝らしながら内容を紹介すること。

⑦ 文化部活動の活性化と発表の機会の充実

- 学校の文化部活動が、子どもたちの豊かな感性や情操を育み、表現力や創造力を高めるための機会になるよう、活動成果の発表の機会を確保し、文化部活動の活性化が図られるよう支援します。

数値目標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
授業時間以外に読書をする子どもたちの割合 (※ 1)	小学生 61.1% 中学生 48.6%	小学生 66.0% 中学生 55.0%

※ 1 「学校の授業時間以外に、普段、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、10分以上すると回答した児童生徒の割合。(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

活動指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
学校図書館を活用した授業を計画的に行っている学校の割合 (※ 2)	小学校 81.8% 中学校 44.7%	小学校 85.0% 中学校 50.0%
過去 3 年間に学校行事として芸術鑑賞を実施した高等学校の割合 (※ 3)	87.9%	100%

※ 2 「前年度に学校図書館を活用した授業を計画的に行いましたか」という質問に対して、学期に数回以上実施していると回答した公立小中学校の割合。(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

※ 3 過去 3 年間の調査において、「学校行事等として、芸術鑑賞事業を実施しましたか」という質問に対して、「実施した」と回答した県立高等学校の割合。(三重県教育委員会調べ)

基本施策3 健やかに生きていくための身体の育成

施策名	(1) 体力の向上と運動部活動の活性化
------------	----------------------------

めざす姿

子どもたちが体を動かすことを好きになり、運動やスポーツに積極的に取り組むことによって、心身の健康が保持増進され、体力が向上しています。また、各学校において、運動部活動が活発に行われています。

現状と課題

- ① 柔軟性や筋力、持久力等の基礎的な体力は、子どもたちの生涯にわたる健康の保持増進に重要な役割を果たします。運動習慣を身につけることは、意欲や気力の充実が図られ、生活習慣や食習慣にもよい影響を与えます。幼児期を含め、子どもたちが、日常生活の中で体を動かすことが少なくなっていることから、継続して遊びや運動に取り組む機会を確保することが必要です。
- ② 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果によると、三重の子どもたちの体力は、全国の状況を下回っており、体力の向上が求められています。
- ③ 中学校の保健体育科における武道とダンスの授業について、安全かつ効果的な授業づくりが求められています。
- ④ 運動部活動は、子どもたちがスポーツの楽しさや喜びを味わい、責任感や連帯感を育み、良好な人間関係を培うなど、人間形成に有益であり、生徒の心身の成長に大きな役割を果たします。生徒が運動部活動に意欲的に取り組めるよう、適切な運営と効果的な指導が求められています。
- ⑤ 平成30(2018)年度に、三重県を中心とする東海ブロックで全国高等学校総合体育大会を開催します。また、平成32(2020)年度には、全国中学校体育大会の東海ブロック開催が予定されています。これらの大会開催に向けた取組を契機として、子どもたちが意欲的にスポーツに取り組み、運動部活動が活性化することが求められています。

主な取組内容

- ① **教員の指導力向上による体育授業等の充実**
 - 幼稚園教諭や保育士等を対象とした研修会を開催し、幼稚園・認定こども園・保育所において、子どもたちの体を動かす遊びが充実するよう働きかけます。
 - 子どもたちが体育の授業をとおして運動の楽しさや喜びを味わい、自ら進んで運動に親しむ習慣を身につけるとともに、発達段階に応じた体力や技能が養われるよう、教員を対象とした研修会を充実し、授業の工夫や改善による魅力ある授業づくりを支援します。

- 中学校の保健体育科における武道およびダンスの授業が、安全かつ効果的に行われるよう、担当する教員の研修会を充実し、指導力の向上を図ります。さらに、専門的指導力を有する外部指導者を派遣することにより、授業づくりを支援します。

② 子どもたちの体力向上に向けた運動機会の拡充

- 幼稚園・認定こども園・保育所で体を動かす多様な遊びを取り入れるよう働きかけるとともに、「生活習慣・読書習慣チェックシート」を活用し、家庭との連携を深め、生活習慣の確立と運動機会の拡充に努めます。
- 子どもたちの運動機会を拡充する学校の取組が進むよう、指導主事や元気アップコーディネーターが市町等教育委員会と連携し、各学校における体力向上の目標設定や「1学校1運動プロジェクト」（学校全体でなわとびやマラソン等に取り組む活動）を推進します。また、体育・スポーツを学ぶ高校生を体力向上サポーターとして小学校等に派遣し、各学校の取組を支援します。

③ 体力テストの継続実施と家庭との情報共有

- 子どもたちが自らの成長を実感し、達成感を得られるよう、各学校に体力テストの継続実施を働きかけるとともに、子どもたち一人ひとりの経年変化を「体力の成長記録」として家庭と共有できるよう取組を進めます。

④ 子どもの体力向上推進会議および「親子元気アップ教室」の開催

- 学識経験者、学校やスポーツ活動等の関係者、医師会、保護者等からなる、子どもの体力向上推進会議を開催し、子どもたちの体力向上や生活習慣改善に向けた取組の検討を進めます。また、就学前の子どもたちとその保護者を対象に、「親子元気アップ教室」を開催し、遊びをとおして運動を体験することで、家庭の体力向上に向けた気運を醸成します。

⑤ 運動部活動の充実

- 運動部活動が適切かつ効果的に運営されるよう、顧問等を対象とした指導者研修会を通じて、体罰の防止や指導力の向上を図ります。また、運動部活動を実施するにあたっては、生徒の健全な心と身体を養い、豊かな人間性を育むため、適切な活動時間や休養日を設定するなど、バランスのとれた運営や指導が行われるよう働きかけます。さらに、競技力の向上や顧問の負担軽減を図るため、専門性を有する地域のスポーツ人材を外部指導者として学校に派遣します。
- 運動部活動に取り組む生徒および指導者の意欲を向上させるとともに、保護者や県民の関心を高めるため、全国大会において優秀な成績を収めた生徒および指導者を表彰します。

⑥ 全国学校体育大会の開催を契機とした運動部活動の活性化

- 平成 30 年度の全国高等学校総合体育大会および平成 32 年度の全国中学校体育大会の開催を、三重のスポーツ推進と運動部活動の活性化につなげるため、中学校体育連盟・高等学校体育連盟等の関係団体と連携しながら、心に残る感動あふれる大会の開催をめざします。

また、子どもたちが生涯にわたって運動に親しむ意欲や習慣を身につけられるよう、スポーツを「する」、「みる」、「支える」といった大会への多様な関わりをとおして、多くの感動や達成感を味わえるよう取り組みます。

数値目標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもたちの割合 (※1)	75.1%	76.0%

※1 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における総合評価が「A」・「B」・「C」の児童生徒の割合。体力テストの総合評価は、8テスト項目の合計点が高い「A」から、合計点が低い「E」までの5段階に判定される(小学5年生男女および中学2年生男女の平均値)。(文部科学省「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」)

活動指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
「1学校1運動プロジェクト」に取り組んでいる小学校の割合 (※2)	77.0%	100%

※2 「体育の授業以外で、児童の運動習慣を確立する手立てを行っている」と回答した公立小学校の割合。(三重県教育委員会調べ)

基本施策3 健やかに生きていくための身体の育成

施策名	(2) 健康教育の推進
------------	--------------------

めざす姿

子どもたち一人ひとりが、生涯にわたり心身の健康を自ら管理できるよう、健康で充実した生活を送るために必要な知識と習慣を身につけています。

現状と課題

- ① 家庭や社会の環境変化に伴い、子どもたちの食事、運動、睡眠等の基本的な生活習慣の確立が難しくなりつつあります。
- ② 身体活動の源となる栄養の摂取には歯と口の健康づくりが重要です。三重の子どもたちのむし歯の罹患率や、一人あたりの平均むし歯数が全国平均より高いことから、生涯にわたって健康的で活力ある生活を送るためにも、子どもたちの基本的な生活習慣の定着や食育等の取組と併せて、歯と口の健康づくりの一層の充実を図る必要があります。
- ③ 性の問題行動や危険ドラッグをはじめとする薬物乱用等、子どもたちを取り巻くさまざまな課題が顕在化しています。
- ④ アレルギー疾患のある子どもたちの割合が年々増加していることや、心の健康に課題を抱える子どもの増加、インターネットやスマートフォンへの依存、過度なダイエット等、多様化する子どもたちの健康課題への対応や、感染症への対策が求められています。
- ⑤ がんそのものの理解やがん患者に対する正しい認識を深める教育が不十分であると指摘されています。
- ⑥ 子どもたちが妊娠や出産、子育てに関する正しい知識を身につけ、自らの人生や家族の大切さについて考え行動できるよう、性に関する指導やライフプラン教育の推進が求められています。

主な取組内容

- ① **健康教育の推進**
 - 望ましい生活習慣の確立等、子どもたちの健康課題に適切に対応し解決するため、学校における各教科、特別活動等の学校教育活動全体で健康教育を推進します。
- ② **保健指導の推進**
 - 子どもたちのむし歯、歯肉炎の予防をはじめ、噛むことを通じた食育の推進を図るため、学校歯科医等と連携した歯科保健指導を充実します。また、地域内での歯科保健活動をより一層充実させるため、学校、行政、医療機関等が連携したネットワークの構築を図ります。

○ 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康との関わりについて、子どもたちが早い時期から認識を深められるよう、関係機関と連携した教育の充実を図ります。

○ アレルギー疾患のある子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有に努めるとともに、事故の予防や緊急時の対応の充実を図ります。

③ 相談体制等の充実

○ 感染症や子どもたちの心のケア等への対応にあたって、地域の専門家を効果的に活用するなど、学校における相談体制の充実を図ります。

○ アレルギー疾患対応等、子どもたちの健康課題の解決に向けた研修会を開催し、教職員の資質向上を図ります。

④ がんに関する教育の推進

○ 子どもたちが、がんについて学び、正しく理解することを通じて、自他の健康と命の大切さについて考えることができるよう、がんに関する教育を推進します。

⑤ ライフプラン教育の推進

○ 性に関する指導およびライフプラン教育を推進することとおして、子どもたちが家庭を築くことや子育てに関する意義を考え、妊娠・出産や適正体重を含めた母体の健康等に関する医学的知識を正しく身につけることができるよう、ライフプラン、結婚、子育て等をテーマとした講演会の開催や保育実習等の機会の充実を図ります。

⑥ 学校・家庭・地域等の連携

○ 学校関係者、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、地域の保健関係者等で組織する学校保健委員会等を活用し、子どもたちの基本的な生活習慣の確立や性の問題行動、薬物乱用、アレルギー、心の健康、過度なダイエット等の健康課題の解決に向け、家庭・地域と連携を図り、子どもたちの健康づくりを推進します。

数値目標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
毎日、規則正しく寝起きしている子どもたちの割合 (※1)	小学生 寝る 37.6%	小学生 寝る 43.0%
	小学生 起きる 59.3%	小学生 起きる 64.0%
	中学生 寝る 31.0%	中学生 寝る 36.0%
	中学生 起きる 55.7%	中学生 起きる 61.0%

※1 「同じくらいの時間に寝ますか、起きますか」という質問に対して、「寝る、起きる」と回答した児童生徒の割合。(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

活動指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
年間を通じ、給食後の歯みがきを全校で実施している小学校の割合 (※2)	70.7%	75.0%

※2 全校で給食後の歯みがきに取り組んでいる公立小学校の割合。(三重県教育委員会調べ)

基本施策3 健やかに生きていくための身体の育成

施策名	(3) 食育の推進
------------	------------------

めざす姿

学校・家庭・地域が一体となって食育に取り組み、子どもたちが正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく能力等を身につけています。

現状と課題

- ① 子どもたちの健やかな成長には、健全で規則正しい食生活を送ることが大切です。しかしながら、近年、家庭におけるライフスタイルの多様化等に伴い、偏った栄養摂取、不規則な食事、とりわけ朝食の欠食等、子どもたちの食生活にさまざまな課題がみられます。
- ② 全国学力・学習状況調査と全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果によると、朝食の摂取と学力・体力との間に相関がみられることから、さらなる摂取率の向上が求められています。
- ③ 食育を効果的に行うためには、あらゆる教科や活動をとおして、学校教育活動全体で取り組み、郷土教育、環境教育等とも関連づけることが必要です。
- ④ 食物アレルギーのある子どもたちが増加傾向にあり、安全性を最優先したより適切な対応が求められています。
- ⑤ 地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者や食に対する感謝の念を育み、地産地消の意識を醸成するため、学校給食での地場産物の活用や農業体験等、食べ物を育てる活動の充実が求められています。

主な取組内容

- ① **学校教育活動全体での食に関する指導の充実**
 - 子どもたちが健全な食生活を実践し、健康で豊かな人間性を育むために、栄養や食事のとり方等について、正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく能力等を身につけることができるよう、各教科や特別活動等と関連させ、学校教育活動全体で取り組む食の指導体制の充実を図ります。
- ② **多様な主体と連携した食に関する指導の充実**
 - 子どもたちが、地域の自然や文化、食を担う農林水産業、食料の大切さ等に関する理解を深めるとともに、食への感謝の気持ちを持つことができるよう、家庭、生産者、地域、大学・研究機関、企業等との連携を強化し、郷土の食材を活用したり、農業体験活動を行ったりするなど、学校における食に関する指導の充実を図ります。

③ 学校給食の充実

- 安全で安心な学校給食を提供するため、衛生管理講習会等を開催するなど、給食関係者の資質向上および衛生管理の徹底を図ります。また、各学校において、食物アレルギーに係る安全性を最優先した適切な対応ができるよう、教職員を対象とした研修会等を開催します。
- 学校給食を食育の生きた教材として活用し、望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもたちの関心と理解を深めるとともに、学校給食関係者や生産者、食品製造事業者等と連携し、学校給食における地場産物の使用割合の増加をめざします。

④ 子どもたちの実践力の育成と家庭への啓発

- 子どもたち自身が、地場産物を使用した朝食のメニューを考え、調理する「朝食メニューコンクール」等をとおして、自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身につけられる実践力を育みます。
また、食の大切さや地場産物とその生産者について子どもたちの理解を深めるとともに、朝食摂取やバランスよく栄養を摂ることの重要性等について保護者や地域に啓発します。

数値目標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
朝食を毎日食べている子どもたちの割合 (※1)	小学生 86.5% 中学生 84.0%	小学生 90.5% 中学生 88.0%

※1 「朝食を毎日食べていますか」という質問に対して、「食べている」と回答した児童生徒の割合。(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

活動指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
食育推進のための校内委員会等を設置している学校の割合 (※2)	小学校 64.0% 中学校 66.5% (平成 26 年度)	小学校 100% 中学校 100%

※2 食育推進を図るための校内委員会等を設置している公立小中学校の割合。(三重県教育委員会調べ)

基本施策 4 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進

施策名	(1) 特別支援教育の推進
------------	----------------------

めざす姿

障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、可能な限り同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築が着実に進み、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、子どもたちが自立と社会参画のために必要な力を身につけています。

現状と課題

- ① 発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちが増加しています。発達障がいのある子どもたちへの指導・支援の充実や校種間での円滑な支援情報の引継ぎ、まわりの子どもたちの理解や適切なかわりが大切です。
- ② 特別な支援を必要とする子どもたちがどの学校にも在籍していることから、全ての教員が特別支援教育に関する一定の知識・技能を有することが必要です。
- ③ 一部地域の特別支援学校に在籍する子どもたちが増加しており、施設の狭隘^{きょうあい}化等への対応が必要です。

主な取組内容

- ① 適切な指導・支援の充実
 - 幼稚園・認定こども園・保育所、小中学校や高等学校において、発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちへの個別の指導計画の作成と活用、パーソナルカルテを活用した支援情報の引継ぎを行うことにより、一人ひとりの障がいの状態に応じた指導・支援の充実を図ります。
 - 特別な支援を必要とする子どもを含む全ての子どもたちが「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」を実感できるよう、視覚情報の活用や見通しを持ちやすい展開の工夫等、授業のユニバーサルデザイン化を図るとともに、障がいのある子どもへの合理的配慮²²の提供を進めます。
 - 小中学校の通級指導教室で学ぶ子どもたちが、障がいの特性に応じた学び方を身につけるための指導の充実を図ります。

²² 合理的配慮：障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者および学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものである。なお、学校の設置者および学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した、または過度の負担を課さないもの。（共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）に示された定義。（平成 24(2012)年 7 月 23 日 中央教育審議会初等中等教育分科会））

- 障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、可能な限り同じ場で共に学ぶことができる場面の一つとして交流および共同学習を進めます。

② 教員の専門性の向上

- 特別支援学校のセンター的機能として、小中学校等への教育相談や特別支援教育に係る研修会を実施することにより、小中学校等の教員の専門性の向上を支援します。
- 各校に配置されている特別支援教育コーディネーターが、特別な支援を必要とする子どもたちに対して適切な指導と支援ができるよう、市町等教育委員会と連携して研修の支援等を行います。
- 大学等と連携し、認定講習等による特別支援学校教諭免許状の取得を進めます。

③ 特別支援学校の整備

- 三重県立子ども心身発達医療センターおよび三重県立かがやき特別支援学校を新たに整備し、医療、福祉、教育が連携した専門性の高い支援を行います。
- 「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づき、三重県立特別支援学校東紀州くろしお学園（本校）、三重県立松阪地域特別支援学校（仮称）の整備を進めます。
- 在籍する子どもたちの増加や車両の老朽化に対応したスクールバスの配備と更新を進めるとともに、特別支援学校の計画的な施設改修等を行います。

数値目標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
特別支援学級においてパーソナルカルテを活用している小中学校の割合（※1）	59.2%	100%

※1 特別支援学級が設置されている公立小中学校のうち、特別支援学級においてパーソナルカルテが活用されている学校の割合。（三重県教育委員会調べ）

活動指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
小中学校の通常の学級および高等学校において個別の指導計画を作成した学校の割合（※2）	小学校 83.3%	小学校 100%
	中学校 65.3%	中学校 100%
	高等学校 89.4%	高等学校 100%

※2 公立小中学校の通常の学級および県立高等学校において、個別の指導計画を作成した学校の割合（ただし、作成する必要のある該当者がいない学校数を除く）。（文部科学省「特別支援教育体制整備状況調査」）

基本施策4 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進

施策名 (2) 特別支援学校におけるキャリア教育の推進

めざす姿

特別支援学校において計画的・組織的なキャリア教育が実施され、子どもたちがそれぞれの進路希望を実現するとともに、卒業後の地域生活への移行が円滑になされることで、地域の中で安心して、自分らしく暮らしています。

現状と課題

- ① 特別支援学校においては、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行っていますが、障がいが重度・重複化、多様化する傾向があるため、卒業後も地域の中で安心して暮らしていけるよう、年齢や障がいの状態等に応じたキャリア教育の推進等、教育内容の一層の充実が必要です。
- ② 企業における業務内容が変化してきていることから、企業のニーズに応じた職業教育の充実に加え、生徒本人の適性に合った職種を選択ができるよう、新たな職域の拡大につながる職場開拓が求められます。卒業後に福祉事業所を利用する生徒については、基本的な生活習慣の確立を図るとともに、地域の中で自分らしく生きていくため、本人の願いや思いを尊重した支援が求められます。
- ③ 卒業後の地域生活への円滑な移行が可能となるよう、地域の医療、福祉、労働等関係機関とのさらなる連携が必要です。

主な取組内容

- ① 計画的・組織的なキャリア教育の推進
 - 自立と社会参画に向けて、各発達段階に応じて育みたい能力や養いたい態度を考慮した特別支援学校版キャリア教育プログラムを各校で作成し、計画的・組織的なキャリア教育を進めます。
 - 一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、個別の指導計画に基づく指導とその評価を的確に行います。
 - 一人ひとりの障がいの状況や特性に応じた指導を進めるために、幼稚部、小学部から高等部までの計画的・組織的な指導、キャリア教育の充実、適切な指導形態の設定等の視点から、教育課程の見直しを進めます。
- ② 進路希望の実現
 - 特別支援学校高等部の企業就労については、生徒本人の適性を十分に把握した上で、適した職種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を行います。

○ 早期から計画的に職場実習を実施し、職業観・勤労観を育む職業教育を充実させることで、進路希望を実現するとともに、同じ職場で働き続けられるよう、関係機関と情報共有を図り定着支援を行います。

○ 卒業後に福祉事業所を利用する生徒については、本人の願いや思いを受け止められるよう、自己選択・自己決定の機会を増やすとともに、自立的な生活に必要な力を育みながら、必要な支援について本人・保護者および関係機関等との調整を図ります。

③ 地域生活への円滑な移行に向けた支援

○ 卒業までに、学校から地域の支援機関へと支援の主体が円滑に移行され、卒業後の生活が安定して継続できるよう、個別の移行支援計画²³等を活用し、教育機関と地域の医療、福祉、労働等関係機関との一層の連携を進めます。

数値目標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率 (※ 1)	100% (平成 26 年度)	100%

※ 1 一般企業への就職を希望している県立特別支援学校高等部の生徒の就職率 (就労継続支援 A 型事業所²⁴を除く)。(三重県教育委員会調べ)

活動指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
特別支援学校版キャリア教育プログラムを作成した特別支援学校の割合 (累計) (※ 2)	25.0% (平成 26 年度)	100%

※ 2 県立特別支援学校のうちキャリア教育プログラムを作成した学校の割合。(三重県教育委員会調べ)

²³ 個別の移行支援計画：卒業後の就労・生活支援への円滑な移行を見通し、在学中から関係機関等と連携して一人ひとりのニーズに応じた支援を行うための計画であり、個別の教育支援計画の一部のこと。

²⁴ 就労継続支援 A 型事業所：一般企業に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づき就労が可能である障がい者に対し、就労機会を提供するとともに、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練や支援を行う、就労系の障がい福祉サービス事業所のこと。

基本施策5 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり

施策名

(1) いじめや暴力のない学校づくり

めざす姿

子どもたちが互いに認め合い、自ら問題解決に向けて適切に行動できる力を身につけています。また、いじめや暴力事案に対して、学校全体で解決に取り組む体制が整っています。

現状と課題

- ① 小中学校、高等学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数は減少傾向となっていますが、より丁寧にいじめの認知を行うことが必要です。一方、暴力行為の発生件数については、自分の考えや気持ちをうまく伝えられず、感情を抑えられないなどの理由から小学校での件数が増加傾向にあり、早い段階からの指導の充実と、中学校への指導の継続が求められています。
- ② いじめや暴力行為等を未然に防止するためには、学校の教育相談体制を充実させることや、教職員が子どもたちの行動や言葉のわずかな変化等の兆候を察知し、適切に対応することが必要です。
- ③ 「いじめ防止対策推進法」や「三重県いじめ防止基本方針」等に基づいた未然防止およびいじめ事案発生時の組織的対応を充実させていくことが求められています。また、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、それぞれの学校の実情等に応じて、実効性のある取組を行っていく必要があります。
- ④ スマートフォンの急激な普及により、SNS²⁵等でのトラブルやいじめが社会問題となっており、子どもたちのインターネット利用に関わる情報モラル向上や、保護者への啓発をどのように進めていくかが課題となっています。
- ⑤ 心理的、家庭的に複雑な背景を抱える子どもたちの行動に対して、学校だけでは対応が困難な事案が増加しており、学校と関係機関との連携を強化しながら対応していくことが必要となっています。

主な取組内容

- ① いじめや暴力を許さない子どもたちの育成
 - 道徳教育・人権教育をはじめ、学校教育活動全体を通じて、子どもたちが生命を大切にし、いじめや暴力を許さず、相手を思いやる心や個性を認め合う態度等を身につけられるよう支援に努めます。また、県、市町、学校、保護者等の責務や役割等を明記した総合的な視点での「いじめ防止条例（仮称）」の制定を検討します。

²⁵ SNS：6ページ参照。

② 教職員の教育相談に関する資質の向上

- 子どもたちの行動や言葉のわずかな変化等の兆候を察知し、不安や葛藤等の内面の感情に寄り添った支援ができるよう、教職員が教育相談に関する専門的内容を学ぶ研修会、教育相談に携わる教職員が相互につながり、地域でのネットワークを広める研修会を開催します。

③ 学校内外の教育相談・支援体制の充実

- いじめや暴力行為等の未然防止および早期発見・早期解決を図るため、学校現場において、スクールカウンセラーを効果的に活用するとともに、学校の要請に応じて、生徒指導特別指導員やスクールソーシャルワーカー等からなる専門家チームを派遣します。
- いじめ問題等に悩む子どもたちや保護者を対象とした毎日24時間対応の「いじめ電話相談」を実施するとともに、臨床心理相談専門員（臨床心理士）による専門的な教育相談を実施します。

④ いじめの実態把握と組織的な対応の推進

- いじめ等の未然防止および早期発見・早期解決を図るため、「三重県いじめ防止基本方針」および「学校いじめ防止基本方針」に基づいた、組織的な対応が推進されるよう取り組みます。
- 各学校における学期に1回以上のアンケート調査や、県が実施するいじめ問題に係るアンケート調査を行うなど、きめ細かな実態把握ができるよう工夫し、いじめの解消に向けた組織的な対応が推進されるよう取り組みます。
- いじめを受けた子どもおよびその保護者に対して情報を適切に提供するため、知事の諮問に応じて、三重県いじめ調査委員会で調査審議を行います。

⑤ スマートフォン等に対応した情報モラル教育の推進

- 子どもたちがインターネット利用に関わるルールやマナー等の情報モラルを主体的に身につけるための取組を進めます。また、保護者への啓発のため、ネット啓発講座等を実施します。

⑥ 学校と関係機関との連携

- 学校だけでは対応が困難な事案に対し、学校と関係機関が連携してよりよい問題解決に向けて、スクールソーシャルワーカー等の活用を図ります。

数値目標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
小・中・高等学校における 1,000 人あたりの暴力行為発生件数 (※1)	小学校 2.7 件 中学校 10.5 件 高等学校 2.8 件 (平成 26 年度)	小学校 1.6 件 中学校 9.5 件 高等学校 2.0 件

※1 公立小中学校および県立高等学校の児童生徒 1,000 人あたりの暴力行為発生件数。(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

活動指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
いじめや暴力行為等に関するきまりや対応の基準を明確にしたものを保護者や地域住民等に公表し、理解と協力を得るよう取り組んでいる学校の割合 (※2)	93.0%	100%

※2 いじめや暴力行為等に関するきまりや対応の基準を明確にしたものを保護者会やWebサイト等で公表し、理解と協力を得ることをとおして、いじめや暴力行為等の未然防止に取り組んでいる公立小中学校および県立学校の割合。(三重県教育委員会調べ)

基本施策5 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり

施策名 (2) 防災教育・防災対策の推進

めざす姿

防災学習を通じて、子どもたちが、地震や津波、風水害等の自然災害に対して、自分の命は自分で守る力を身につけています。また、子どもたちが安全で安心して学習できるよう、全ての学校において、校舎の耐震化および非構造部材の耐震対策が進んでいるとともに、緊急避難場所や避難所に指定されている学校の防災機能が強化されています。

現状と課題

- ① 三重県においては、南海トラフ地震の発生が危惧されるとともに、局地的大雨等の風水害が発生しています。南海トラフ地震や津波、風水害等の自然災害から子どもたちの命を守るため、防災学習教材の充実、教職員の防災に関する意識や知識の向上等に引き続き取り組み、防災教育を推進していく必要があります。
- ② 学校は、地震、台風、局地的大雨等による災害発生時においては、子どもたち等の安全を確保するとともに、地域住民の緊急避難場所や避難所となる場合もあることから、学校施設の防災機能の充実や、学校と家庭・地域との連携が求められています。
- ③ 小中学校の耐震対策の工事を行う市町に対して、情報提供と助言を積極的に行っていますが、財政事情等により耐震対策の取組が遅れている市町があります。

主な取組内容

- ① **子どもたちの防災学習の充実**
 - 子どもたちが自分の命は自分で守る力を身につけられるように、学校現場の意見をふまえ、「防災ノート」等の防災学習教材の充実を図るとともに、防災タウンウォッチング・防災マップづくり等の体験型防災学習や防災訓練等の実施を支援し、学校における防災教育を推進します。
 - 学校における防災教育・防災対策をより一層推進するため、みえ防災・減災センター等と連携して、教職員の防災に関する研修を充実します。
- ② **家庭・地域との連携**
 - 子どもたちの安全を確保するとともに、子どもたちが支援者となる視点から、発達段階に応じて地域の一員として行動できるように、学校と保護者や地域住民、近隣学校等が連携した防災学習や避難訓練等を実施するなど、家庭・地域と連携した取組を進めます。

③ 防災機能の強化を取り入れた学校施設の整備

- 県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策については、本ビジョンの計画期間中に完了するよう整備を進めます。
- 必要に応じて避難経路、屋外トイレ、外階段等の整備を進めます。太陽光発電設備の整備においては、自立運転機能の付加、蓄電池の設置を併せて行います。

④ 市町に対する防災・耐震対策に係る情報提供と助言

- 市町において非構造部材の耐震対策等の防災・耐震対策が計画的に完了するよう支援します。

数値目標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
学校の防災教育の内容を知っていて、家庭で防災対策について話し合ったことのある県民の割合 (※1)	15.3%	30.0%

※1 児童生徒のいる家庭で、通っている学校の防災教育の内容を知っていて、家庭で防災対策について話し合ったことがある県民の割合。(三重県調べ)

活動指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合 (※2)	—	100%

※2 家庭・PTA・自主防災組織・地域住民等、他の主体と連携した防災の取組を実施している公立小中学校および県立学校の割合。(三重県教育委員会調べ)

基本施策5 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり

施策名

(3) 子どもたちの安全・安心の確保

めざす姿

地域全体で学校内外における子どもたちの安全確保に取り組む体制の構築が進むとともに、学校施設における安全性が確保されています。また、安全教育の推進により、子どもたちが危険予測・危険回避能力を身につけています。

現状と課題

- ① 子どもたちの交通人身事故発生件数は、減少傾向で推移していますが、いまだ多くの子どもたちが交通事故により死傷するなど、憂慮すべき状況にあります。特に、子どもたちが関わる交通事故のうち、自転車乗用中の交通事故が最も多く発生していることから、基本的な自転車の乗り方や交通ルールの徹底等、発達段階に応じた実効性のある交通安全教育を継続的に行っていく必要があります。また、通学路をはじめとする道路の交通安全確保についても、教育委員会、学校、家庭、道路管理者、警察等が連携し、継続的に取り組んでいくことが必要です。
- ② 子どもたちが被害者となる性犯罪や、その前兆である声掛け、つきまとい等の事案が後を絶ちません。ソフト・ハード両面から子どもたちの安全・安心を確保するための環境整備を推進し、地域社会全体で子どもたちを見守る体制の整備を一層図るとともに、子どもたちが防犯意識を高め、自分の命は自分で守るための危険予測・危険回避能力を身につけることが必要です。
- ③ 子どもたちの急増期に建築された学校施設の老朽化が進んでおり、安全面や機能面において改善を図ることが喫緊の課題です。
- ④ 子どもたちへの安全指導や学校施設の安全点検・整備の取組にも関わらず、依然として学校施設・設備に起因する事故が起こっています。
- ⑤ 依然としてなくならない飲酒運転の根絶のためには、社会全体で「飲酒運転をしない、させない、許さない」という意識の定着に取り組む必要があります。このため、「飲酒運転0（ゼロ）」をめざした教育を推進する必要があります。
- ⑥ 県内児童相談所における平成26(2014)年度の児童虐待相談対応件数は、1,112件に達しています。児童虐待は子どもたちの健やかな成長を妨げるとともに、重篤化すると子どもたちの命に危険を及ぼすことから、未然防止および早期発見・早期対応の取組をより一層充実させることが必要です。

主な取組内容

① 通学路の安全対策

- 子どもたちが通学路等を点検し、犯罪が起こりやすい場所や安全な場所を見つけてマップにあらわす「地域安全マップ」づくりや交通上危険な箇所をまとめた「交通安全マップ」づくりに取り組む学校を支援します。
- 子どもたちの登下校時の安全を確保するため、「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の合同点検や安全対策の改善・充実を、各地域の教育委員会、学校、家庭、道路管理者、警察等の関係機関が連携・協働しながら繰り返し実施します。
- 通学路等において防犯活動を行うさまざまな機関・団体のネットワークを活用して、子どもたちの安全確保活動の一層の充実を図ります。

② 交通安全教育・防犯教育の推進

- 学校教育活動全体をとおして、子どもたちに対する交通安全教育・防犯教育に取り組めます。
- 子どもたちが交通事故の当事者とならないため、歩行者・自転車利用者に重点を置いた参加・体験・実践型の交通安全教室を各学校等において実施します。
- 交通ルールやマナーについて、法制度の改正もふまえながら、具体的な事例を適宜取り上げ、家庭と連携しながら指導に努めます。
- 高校生の防犯意識を高め、危険予測・危険回避能力を育成するための実践的な防犯教育を推進するとともに、教職員等研修を実施し、効果的な防犯教育・防犯対策を推進します。
- 犯罪被害を回避する能力等が子どもたちに身につくよう、学年や理解度に応じて紙芝居や演劇、ロールプレイ方式等を用いた参加・体験型の防犯教室を開催します。
- 「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」をふまえ、発達段階に応じた飲酒運転防止のための教育を実施します。

③ 教員の安全教育に係る研修の充実

- 学校における交通安全教育および防犯教育に関わる教員を育成するため、学校安全教室講習会や不審者侵入対応訓練を実施します。また、教員等を対象にした自転車等交通安全指導者研修を実施します。

④ 学校・家庭・地域・関係機関等が連携した安全確保の推進

- 地域社会全体で子どもたちを守るため、学校・家庭・地域および関係機関が連携し、学校安全ボランティア（スクールガード）による登下校時の見守り活動や巡回活動等の取組と体制整備を推進します。

- 子どもたちが犯罪等の被害に遭わず、安心して登下校できるよう、通学路や通学時間帯に重点を置いた警察官によるパトロールを強化します。
- 子どもたちが被害に遭った事案等の発生情報を保護者や地域住民と迅速に共有するため、警察と学校等関係機関との情報共有体制を強化するとともに、警察のWebサイトや電子メール等を活用した情報発信活動を推進します。
- 子どもたちが犯罪等の被害に遭いにくい環境を整備するため、自治体や自治会等による犯罪抑止インフラの整備拡充を促進します。

⑤ 福祉犯対策の推進

- 子どもたちの福祉を害する犯罪（福祉犯）の被害を受けた子どもたちの発見・保護のため、児童買春・児童ポルノ事犯をはじめとする福祉犯の取締りを推進します。

⑥ 学校施設の安全・防犯対策

- 県立学校については、学校施設の安全対策および長寿命化改修を取り入れた老朽化対策工事を計画的に実施するとともに、学校施設に係る法定点検および各種自主点検を定期的に行います。
- 県立学校の防犯対策として、不審者情報があったり、子どもたちへの被害の発生が予見されたりする場合等において、犯罪抑止効果を含む有効性を総合的に判断し、防犯カメラの設置等を検討します。
- 小中学校については、国の補助制度を市町が活用できるよう支援することで、安全・防犯対策を進めます。

⑦ 児童虐待の防止

- 児童虐待の未然防止および早期発見・早期対応のため、各市町に設置されている要保護児童対策地域協議会を中心に、教育委員会、学校、児童相談所、警察等の関係機関が緊密に連携し、子どもの保護・支援に努めます。また、子どもや保護者に対する児童虐待防止のための教育や啓発に努めます。

⑧ 青少年の健全育成

- 有害な凶書等、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある環境から、青少年を保護するため、「三重県青少年健全育成条例」に基づき、書店やコンビニエンスストア、携帯電話販売店等への立入調査を行います。

数値目標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
子どもの交通人身事故発生件数 (※1)	383 件 (平成 27 年)	300 件 (平成 31 年)

※1 18歳以下の子どもの交通人身事故発生件数。(三重県警察本部調べ)

活動指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
児童等が交通安全マップを作製している小学校の割合 (※2)	74.6% (平成 26 年度)	100%

※2 交通安全教育の観点から、校区の危険な箇所等をまとめた交通安全マップを児童等が作製している公立小学校の割合。(三重県教育委員会調べ)

基本施策5 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり

施策名	(4) 居心地の良い集団づくり(不登校児童生徒への支援)
------------	-------------------------------------

めざす姿

子どもたち一人ひとりの自尊感情や充実感を高め、社会性や自立心を育む教育活動を展開することで、子どもたちが互いに尊重する心を身につけています。

現状と課題

- ① 三重県の小中学校の不登校児童生徒数は、増加傾向にあります。学年別で見ると、中学1年生で急増する傾向にあることから、適切な対応が必要です。
- ② 多様化・複雑化する不登校の問題に対応するためには、子どもたちに対する途切れのない支援が求められており、学校や中学校区での教育相談体制を充実させる必要があります。特に小学校の不登校が増加傾向にあることから、早期からの対応が必要です。
- ③ 不登校の背景に家庭環境が影響していると思われる事例もあることから、スクールソーシャルワーカーを活用し、福祉的な支援を行う必要があります。
- ④ 全ての子どもたちにとって居心地の良い集団づくりを行うために、子どもたちが基本的な生活習慣や学習規律等を身につける必要があります。
- ⑤ 子どもたちの行動や言葉の裏側にある心理的な意味を理解し、子どもたちや保護者に適切な支援ができるよう、教職員の教育相談に関する資質の向上を図る必要があります。
- ⑥ 学校だけでは対応が困難な不安や悩みを抱える子どもたちもいることから、学校以外においても教育相談の場を提供する必要があります。
- ⑦ 将来の社会的自立に向け、学力保障や進路保障の面から、不登校の子どもや保護者を支援する必要があります。
- ⑧ 不登校の子どもや保護者への支援を専門的に行う教育支援センター(適応指導教室)の指導員の教育相談に関する資質向上を図る必要があります。

主な取組内容

- ① **魅力ある学校・学級づくり**
 - 一人ひとりの子どもたちが安心して意欲的に学ぶことができる、魅力ある学校・学級づくりを行うために、子どもたちの仲間づくり等の自主的・自律的な活動を推進します。
 - 子どもたちへのアンケート調査や日常の観察、教育相談等による実態把握をとおして、子ども理解に努めます。

- 中学1年生で急増する不登校に対応するため、小学校と中学校の連携を図り、円滑な中学校生活への移行を進めます。

② 教職員の教育相談に関する資質の向上

- 教職員の教育相談に関する資質向上を図るため、教育相談に関する専門的内容を学ぶ研修会や家庭・地域、保健・福祉等との連携のあり方を学ぶ研修会を開催するとともに、研修会を通じて教育相談に携わる教職員のネットワークづくりを進めます。
- 地域の教育支援センター（適応指導教室）指導員の資質向上を図るため、指導員が不登校の子どもの心の理解と対応方法について学ぶとともに、幼稚園・認定こども園・保育所および小中学校と連携を深めるための研修会を開催します。

③ 学校内外の教育相談・支援体制の充実

- 不登校やいじめ等の未然防止および早期発見・早期解決を図るため、県立学校および中学校区に配置しているスクールカウンセラーを活用した教育相談を行います。また、学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカー等からなる専門家チームの派遣や、福祉等の関係機関と連携した支援を行います。
- 臨床心理相談専門員（臨床心理士）による子どもや保護者を対象とした専門的教育相談の実施や、教職員を対象とした教育相談に係る指導・助言を行います。
- 学校・家庭・地域が相互に協力・補完しながら、多様な学習の機会を提供することにより、子どもの社会的自立に向けて支援します。

④ 関係機関との連携

- 不登校の背景が多様化・複雑化していることから、スクールソーシャルワーカーを活用した福祉的なアプローチによる学校内外のネットワークづくりに加え、教育支援センター（適応指導教室）やフリースクール、NPO等との連携を図ります。

数値目標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
小・中・高等学校における 1,000 人あたりの不登校児童生徒数 (※1)	小学校 4.7 人 中学校 28.9 人 高等学校 14.8 人 (平成 26 年度)	小学校 3.9 人 中学校 26.2 人 高等学校 14.4 人

※1 公立小中学校および県立高等学校の児童生徒 1,000 人あたりの不登校児童生徒数。本調査における不登校児童生徒数とは、年度内に連続または断続して 30 日以上欠席した児童生徒のうち、「不登校」を理由とする者をいう。（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

活動指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
子どもたちの居場所づくり・絆づくりに関わる校内研修等を実施した学校の割合 (※2)	91.9% (平成 26 年度)	100% (平成 30 年度)
学校生活の中で子どもたち一人ひとりのよい点や可能性を見つけ、子どもたちに伝えるなど積極的に評価した学校の割合 (※3)	小学校 97.6% 中学校 99.4%	小学校 100% 中学校 100%

※2 子どもたちの居場所づくり・絆づくりに関わる校内研修やケース会議等を実施した公立小中学校の割合。(三重県教育委員会調べ)

※3 「前年度までに学校生活の中で、児童生徒一人ひとりのよい点や可能性を見つけ、児童生徒に伝えるなど積極的に評価しましたか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学校の割合。(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

基本施策5 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり

施策名 (5) 高校生の学びの継続（中途退学への対応）

めざす姿

子どもたちが、自分の興味・関心や適性に応じて選択した高等学校で、意欲を持って学習活動を行い、社会に参画する力を身につけています。

現状と課題

- ① 三重県では、ほとんどの子どもたちが高等学校に進学している状況にあります。しかし、目的を持たずに高等学校へ進学した生徒の中には、学校生活や学業にうまく適応できずに中途退学に至る者がいます。
- ② 中学生が自分の興味・関心や適性に応じて主体的に学校を選択することができるよう、中学校の進路指導や高等学校の情報発信を一層充実する必要があります。
- ③ 中途退学者数は減少傾向にあるものの、学習の遅れが原因で中途退学する生徒がいることから、授業の改善や個々に応じた指導の充実を図る必要があります。
- ④ 社会が急激に変化するとともに、子どもたちや保護者のニーズが多様化していることから、高等学校の一層の特色化・魅力化に取り組む必要があります。
- ⑤ 学ぶ意欲のある生徒や、やむを得ず中途退学に至った子どもたちに対しては、転入学や編入学制度の活用、関係機関と連携した適切な支援をしていく必要があります。

主な取組内容

- ① 中学生の主体的な学校選択を促す取組
 - 進学を希望する中学生が、自らの興味・関心や適性に基づいて目的意識を持って進学できるよう、中学校における進路指導やキャリア教育の充実を図ります。
 - 高等学校での学習を十分に理解した上で進学できるよう、体験入学や授業公開、県のWebサイトによる情報発信等を一層進め、入学前後のイメージのギャップが原因となる中途退学を減少させます。
- ② 学習指導の充実と高等学校の一層の特色化・魅力化
 - 学習の遅れが原因となる中途退学を防止するため、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ります。
 - 生徒が意欲を持って学習に取り組むことができるよう、多様なニーズに対応できる高等学校の特色化・魅力化を一層推進します。

③ 組織的な教育相談体制の充実

- 生徒が高等学校での生活に早期に適応し、意欲を持って学習を継続できるよう、ガイダンスやオリエンテーション、個別面談等、教員やスクールカウンセラーによる教育相談体制の充実を図ります。

④ 多様な背景を抱える生徒への支援

- 多様な家庭背景を抱える生徒が、安心して高等学校での学習を継続していけるよう組織的に取り組みます。また、スクールソーシャルワーカー等の活用を図るなど、専門家や関係機関とも連携し、積極的な支援に努めます。

⑤ 学びの継続と中途退学者への支援

- 学ぶ意欲のある生徒や、やむを得ず中途退学に至った子どもたちに対し、学習の継続や学び直しの機会として、転入学や編入学制度を適切に活用した支援を行います。
- 地域若者サポートステーション等の関係機関との連携を図り、子どもたちの社会参画に向けた活動を支援します。

数値目標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
高等学校（全日制）における中途退学率 (※1)	0.83% (平成 26 年度)	0.80%以下

※1 県立高等学校（全日制）の中途退学率。（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

活動指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
中学生のときに複数の学校の高校生活入門講座に参加した生徒の割合 (※2)	—	100% (平成 30 年度)

※2 県立高等学校入学者を対象としたアンケートにおいて、「中学生のときに、在籍校を含めて複数の学校の高校生活入門講座に参加した」と回答した生徒の割合。（三重県教育委員会調べ）

基本施策5 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり

施策名 (6) 学びのセーフティネットの構築

めざす姿

子どもたちの将来が、生まれ育った家庭の経済的な環境等によって左右されることのないよう、必要な支援が行われることにより、子どもたちが意欲的に学んでいます。

現状と課題

- ① 我が国の子どもの貧困率は16.3%（平成24(2012)年）に達しており、家庭の経済状況や環境等により、子どもたちの進学機会や学力等に差が生じているとの指摘があります。また、教育格差が原因となって、貧困の連鎖が生まれるなどの悪循環が生じているとの指摘もあります。
- ② 子どもたちの不登校や問題行動等の背景の一因には、家庭的な要因が考えられるため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家が連携を図りながら、チームとして支援していく必要があります。
- ③ 平成26(2014)年4月以降、世帯所得が一定額未満であるなどの要件を満たす世帯に就学支援金が支給されています。この要件に該当する世帯においては、高等学校の授業料の負担はありませんが、授業料以外の費用（実習材料費、学年会費、PTA費等）は、特に低所得世帯に負担となっています。
- ④ 各地域や学校においては、子どもたちの学びと育ちに関わるさまざまな活動が展開されていますが、放課後や土曜日、長期休業期間を活用し、学校・家庭・地域の連携のもとで、子どもたちの教育環境の一層の充実を図る必要があります。
- ⑤ 家庭の経済的な環境等を背景として生じる子どもたちの自尊感情や学習・進路選択に対する意欲の低下を防ぐ必要があります。
- ⑥ 里親や児童養護施設等の社会的養護のもとで生活している子どもたちに対する理解を深めるとともに、児童相談所等の関係機関との連携強化を図っていく必要があります。

主な取組内容

① 支援体制と相談機能の充実

- 学校を子どもの貧困対策のプラットフォーム²⁶として位置づけ、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの効果的な活用を進めていくことにより、福祉等の関係機関と連携した支援や教育相談体制の充実を図ります。

²⁶ 学校を子どもの貧困対策のプラットフォーム：国の「子供の貧困対策に関する大綱」の教育の支援において用いられているキーワード。ここでは、学校を核として、さまざまな関係者や専門家がつながり、子どもたちを多面的にサポートするとの趣旨で用いている。

② 就学に係る経済的支援の推進

- 授業料以外の就学に必要な経費を軽減するため、国公立高等学校等の子どもたちの保護者のうち、低所得世帯に属する者に対し、返還不要の高校生等奨学給付金を支給します。
- 経済的な理由により高等学校等における修学が困難な者を支援するため、三重県高等学校等修学奨学金を貸与します。また、ひとり親家庭については、貸与に係る収入基準の見直しにより支援の充実を図ります。

③ 学習支援の充実と進路保障

- 地域住民の知識や経験、技能を活用した学習や体験活動等が充実するよう、環境整備に取り組みます。また、子どもたちの学習環境が一層充実するよう、放課後の補充学習や地域未来塾²⁷の取組、土曜日の授業や土曜学習等の効果的な活用を推進します。
- ひとり親家庭や生活困窮家庭（生活保護世帯を含む。）等の子どもたちへの学習を支援します。

④ 自尊感情、学習・進路選択に対する意欲の向上

- 教育的に不利な環境のもとにある子どもたちの自尊感情、学習・進路選択に対する意欲を高めるために、学校・家庭・地域が連携して学習支援や体験活動等に取り組む「子ども支援ネットワーク」の活動を促進します。

⑤ 社会的養護が必要な子どもたちへの支援

- 教職員等に対し、里親や児童養護施設のもとで生活している子どもたちへの理解促進や里親委託制度の周知を図ります。また、社会的養護が必要な子どもたちに対して、関係機関との連携による必要な支援を行います。

数値目標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率 (※1)	93.5% (平成 26 年度)	98.8%

※1 生活保護世帯に属する生徒であって、中学校を卒業した翌年度に高等学校（特別支援学校高等部を含む）、高等専門学校または専修学校の高等課程等に入学した者の割合。（厚生労働省「就労支援等の状況調査」）

活動指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
放課後を利用した補充的な学習サポートを週2回以上実施した学校の割合 (※2)	小学校 22.7%	小学校 27.0%
	中学校 13.7%	中学校 18.0%

※2 「前年度に、放課後を利用した補充的な学習サポートを実施しましたか」という質問に対して、週2回以上実施したと回答した公立小中学校の割合。（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

²⁷ 地域未来塾：経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする中学生等への学習支援。

基本施策6 地域に開かれ信頼される学校づくり

施策名

(1) 開かれた学校づくり

めざす姿

子どもたちの学びと育ちを支えるため、保護者や地域住民の学校運営等への参画が進み、学校・家庭・地域が一体となった教育活動が行われています。

現状と課題

- ① 子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、教育課題が多様化・複雑化する中で、学校だけでなく、社会全体で子どもたちを育てることが求められています。
- ② 子どもたちの豊かな育ちを支えるため、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、地域のニーズを的確かつ機動的に反映させるコミュニティ・スクール²⁸等の取組により、「地域とともにある学校」となることをめざす必要があります。
- ③ 地域の実情にあわせ、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部²⁹等を活用し、学校と地域が連携した取組が進められています。コミュニティ・スクールに比べて導入しやすい学校支援地域本部の設置校が多いことから、学校支援地域本部の設置拡大を図りながら、コミュニティ・スクールへのステップアップを促進する必要があります。
- ④ 子どもたちや保護者、地域住民の期待に応える学校づくりを実現するため、対話と気づきを大切にした教職員の主体的な取組による組織的かつ継続的な改善活動をさらに進めていく必要があります。
- ⑤ 地域の人材を活用した教育を進めるとともに、学校施設等の教育資源の地域開放や学校の情報発信を進める必要があります。

主な取組内容

- ① 「地域とともにある学校づくり」の推進
 - 子どもたちを中心に据えた「地域とともにある学校づくり」を推進するため、地域とともにある学校づくりサポーターの派遣等を通じて、コミュニティ・スクール等の地域と一体となって子どもたちを育む仕組みの導入を図ります。
 - 学校支援地域本部等を導入することにより、大学生や退職教員等の地域住民の知識・技能を活用した学校支援体制づくりを促進します。
 - 保護者や地域住民が当事者意識を高め、学校運営に積極的に参画するよう働きかけるとともに、地域の人びとが集い学ぶ場づくりを進め、学校を核とした地域づくりの取組を広げます。

²⁸ コミュニティ・スクール：25 ページ参照。

²⁹ 学校支援地域本部：25 ページ参照。

- コミュニティ・スクール等の導入・促進を図るため、人事規定のあり方や指定校への常勤職員の配置等を国に提言・提案していきます。また、コミュニティ・スクールへの認識を深めるため、教職員研修を実施します。

② 学校マネジメントの質的向上

- 学校マネジメントを組織的に進め、教育活動その他の学校運営の質的向上を図ることで、子どもたちや保護者、地域住民から信頼され活力ある学校づくりを推進します。そのために、校長をはじめとする全ての教職員が「学校マネジメントシステム」について理解を深め、学校自らが対話と気づきによる継続的な改善活動を実践できるよう支援します。

③ 学校評価の充実

- 小中学校および県立学校が、「学校マネジメントシステム」の考え方をもとにした学校自己評価を、学校関係者評価により客観性を持たせることで充実させ、継続的な改善活動につなげていきます。また、学校関係者評価が実効性のある取組となり、改善活動に対する保護者や地域住民の協力が得られるよう、実践事例の普及に努めます。

④ 地域による学習支援の体制づくりの推進

- 地域住民の知識や経験、技能を活用した学習や体験活動等が充実するよう環境整備に取り組みます。また、子どもたちの教育環境が一層充実するよう、土曜日の授業や土曜学習等の効果的な活用についての普及に努めます。

数値目標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
地域の行事に参加している子どもたちの割合 (※ 1)	小学生 72.0% 中学生 50.7%	小学生 80.0% 中学生 60.0%
家の人、授業参観や運動会等の学校の行事に来る子どもたちの割合 (※ 2)	小学生 97.6% 中学生 78.9%	小学生 98.0% 中学生 84.0%

※ 1 「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

※ 2 「家の人、授業参観や運動会などの学校の行事に来ますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

活動指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
コミュニティ・スクールに取り組んでいる小 中学校の割合 (※3)	14.6%	27.0%
学校支援地域本部に取り組んでいる小中学校 の割合 (※4)	42.0%	50.8%

※3 「コミュニティ・スクールの取組を推進している」と回答した公立小中学校の割合。(三重県教育委員会調べ)

※4 「学校支援地域本部の取組を推進している」と回答した公立小中学校の割合。(三重県教育委員会調べ)

基本施策6 地域に開かれ信頼される学校づくり

施策名	(2) 学校の特色化・魅力化
------------	-----------------------

めざす姿

子どもたちが学校生活全体を通じ、自分の興味・関心や将来の目標に応じて、多様な選択肢の中で主体的に学ぶとともに、集団の中で切磋琢磨することで、豊かな人間性や学ぶ力を身につけています。

現状と課題

- ① 学校種ごとの節目の時期においては、生活環境や学習環境の著しい変化から、小1プロブレム³⁰や中1ギャップ³¹、高校1年生時の長期欠席生徒の増加等、子どもたちが学校に十分適応できない状況が生じやすい傾向があり、校種を越えた一貫した理念に基づくきめ細かな教育の推進が求められています。
- ② 「学校教育法」等が改正され、小中一貫教育が制度化されました。また、「少子化に対応した活力ある学校づくりに向けた公立小中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が国から示されたことから、市町がこれらの動きに適切に対応できるよう、情報提供していく必要があります。
- ③ グローバル化の進展等、社会の変化やニーズをふまえるとともに、子どもたちによる主体的な進路選択が可能となるよう、学校の特色化・魅力化を進める必要があります。
- ④ 少子化や県外流出による人口の減少が課題となっている中で、学びの場の視点から県内大学や企業等との連携を一層推進することにより、将来、地域を創造していくことができる人材を育成する必要があります。
- ⑤ 少子化の急速な進行により、小中学校では従来の学校規模の維持が難しくなるなどの状況が生じており、教育効果の面で課題が指摘されています。また、高等学校では、学校の活力を維持するという観点や地域の状況、高等学校が地域に果たす役割等についても総合的に考えて適正規模・適正配置を進める必要があります。

主な取組内容

- ① 幼児期からの一貫した教育の推進
 - 校種を越えた相互交流や引継ぎ方法の研究等について、市町と連携しながら取り組むことで、子どもたち一人ひとりの学習意欲の向上および能力の伸長に努めます。

³⁰ 小1プロブレム：45ページ参照。

³¹ 中1ギャップ：小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、いじめが増加したり不登校になったりする現象。

- 小1プロブレムの解消等、幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けて、幼稚園・認定子ども園・保育所と小学校が連携した取組の充実を図ります。
- 小中一貫教育を推進するため、市町全域での先導的な取組等を支援し、その普及を図るとともに、小中学校教員の交流促進や小中学校両方の教員免許を有する教員の適切な配置等に努めます。
- 中高一貫教育については、その理念や期待される教育効果、課題を明確にしつつ、県内各地域の状況やニーズ等をふまえ、検討を進めます。
- 大学教員等による高等学校での出前授業、高校生の大学での講義受講、大学の施設等を利用した実験・実習等、高等学校と大学との連携に取り組みます。

② 高等学校の特色化・魅力化

- 各学校において、教育課程の工夫・改善等に取り組み、学校の特色を活かして理数教育、英語教育、職業教育等、選択幅の広い教育の推進や活力ある教育活動を展開します。
- 職業系専門学科において、企業や地域産業、大学、専修・各種学校等と連携し、実務的な職業教育の充実やインターンシップの拡大に取り組むとともに、商品開発等を通じて、子どもたちが社会に参画する意義を体感できる取組を推進します。
- 子どもたちの能動的な学びと探究的な活動の推進や、グローバル人材の育成を目的とした普通科系専門学科等の設置を検討します。
- 県内の工業高校が持つポテンシャルを活かしつつ、一層高度なものづくり教育を行う魅力的な教育環境を整備するため、北勢地域に工業高校の専攻科を設置します。
- 地域や産業の発展に貢献できる人材育成を推進するため、地域活性化に関する教育活動の充実や、地域に根ざしたより特色ある専門学科等の設置・拡充を検討します。また、専門高校の教育内容の充実を図るとともに、産業教育設備の整備・充実に取り組みます。

③ 地域と連携した特色ある学校づくり

- 地域とともに生きる自立した社会人の育成をめざして、専門性を持つさまざまな分野の人材をキャリア教育等に活用することにより、地域の特色や資源を活かした学校づくりを進めます。
- 特色ある学校づくりのため、家庭・地域と連携した体験活動を充実するとともに、学校や地域の特色を活かした道徳教育、郷土教育、環境教育等を進めます。

④ 学校の適正規模・適正配置の推進

- 子どもたちの学習環境の充実を図る観点から小中学校の適正規模・適正配置をめざし、新たな学校づくりに取り組む市町等教育委員会に対して、三重県および他県における取組状況や廃校施設の有効活用等の情報提供を行います。
- 今後の中学校卒業生数の減少をふまえ、地域と連携した高等学校の活性化の取組を進めるとともに、高等学校が活力ある教育活動を行い、生徒の社会性を育む場であり続けられるよう、地域の状況や学校の果たす役割、学校の特色等に配慮しながら、適正規模・適正配置に取り組みます。

数値目標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合 (※1)	75.7%	80.0%

※1 「目標の達成をめざして、学習や活動ができていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合。(三重県教育委員会調べ)

活動指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
地域の活性化に向けて特色ある教育活動に取り組んでいる高等学校の数 (※2)	14 校	35 校

※2 地域の活性化に向けて地域課題に対応する学習や人材育成に取り組んでいる県立高等学校の数。(三重県教育委員会調べ)

基本施策6 地域に開かれ信頼される学校づくり

施策名

(3) 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進

めざす姿

教職員が協力・協働によるたゆみない研さんによって指導力や人間性を磨き、子どもたちや保護者、地域からの期待に応じて、意欲的な指導を実践しています。また、教職員のコンプライアンス意識が向上し、県民からの教職員に対する信頼が高まっています。

現状と課題

- ① 多様化・複雑化する教育課題に組織的に対応できるよう、教職員は専門性をより高めるとともに、教職生活全体を通じて学び続ける意欲や探究心を持ち続ける必要があります。
- ② 今後、多くの経験豊かな教職員の退職が見込まれており、力量のある教職員の確保、知識等の継承、若手および中堅・中核教員の育成が必要になっています。その際、教職員が教職経験年数等に応じたライフステージごとに求められる力を明確にし、人材育成を計画的に進める必要があります。
- ③ 「教職員は学校で育つ」ことから、職場の中で互いに力を磨こうとする「育てる文化」を醸成することが求められています。
- ④ 子どもたちの学力向上に向けて、授業研究を中心とした校内研修の充実や活性化を図り、教員一人ひとりの授業力を高め、授業改善につなげる必要があります。
- ⑤ 教職員が学校を離れて研修を受講することが難しくなっていることから、市町の教育研究機関等、関係機関と連携・協働した取組が求められています。
- ⑥ 教職員には、確かな人権感覚と社会人としての良識に富み、子どもたちや保護者との間に深い信頼関係を築けることが求められています。
- ⑦ 教職員採用において、学校現場の課題や取組の状況を理解し、高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を確保する必要があります。そのため、県教育委員会と大学等教員養成機関との連携の強化が求められています。
- ⑧ あらゆる機会をとおして服務規律の確保について周知徹底していますが、不祥事の根絶、服務規律確保の徹底には至っておらず、研修の実施等、信頼される学校づくりに向けてさらなる取組が必要です。
- ⑨ 教職員による体罰は年々減少傾向にあるものの、依然として体罰事案が発生していることを重く受け止める必要があります。体罰を根絶するため、教職員がいかなる場合も決して体罰を行わず、子どもたちへの理解に基づいた粘り強い組織的な指導を進めることが求められています。

主な取組内容

① ライフステージに応じた研修の充実

- 教職員がライフステージごとに求められる力を確実に身につけ、授業力等の高い専門性と豊かな人間性を備えるため、「若手教員の実践的指導力の向上に向けた研修」、「中堅・中核教員の企画力・指導力の向上に向けた研修」、「ベテラン教員の企画力・指導力の向上に向けた研修」、「管理職のマネジメント力向上に向けた研修」を実施します。

② 授業力の向上を重視した研修の充実

- 子どもたちが「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」を実感できるよう、教員の授業力向上や授業改善につながる授業研究を中心とした研修を推進します。

③ OJTの活性化・校内研修体制の確立

- 教職員が職場の中で互いの力を磨こうとする「育てる文化」を醸成するため、校長のマネジメント力の向上を図るとともに、授業力向上につながる授業研究の充実に向けた組織的な取組を推進します。さらに、指導教諭³²が自校を中心に公開授業や師範授業を行うなど、教員の授業力向上に向けた研修を実施します。また、学校の枠を越えて教職員同士がつながり、教育課題を解決する研修を支援します。

④ 学校の組織体制の確立

- 学校自らがよりよい学校づくりを進めていくため、校長をはじめとする全ての教職員の学校マネジメント力の向上を図ります。また、主幹教諭³³が教頭業務の一定部分を担い、関係主任と連携して校長と教頭を補佐するなどの学校組織体制の確立に向けた取組を推進できるよう研修を実施するとともに、改善活動を先導する中核的な人材を育成します。

⑤ 新たな人事評価制度の導入

- 教職員に対して新たな人事評価制度を導入し、主体的な教育実践や自己啓発を促して能力・意欲の向上を図るとともに、組織の目標を共有し、教職員の協力・協働を促進するなど、組織力の向上をめざします。

⑥ 教職員の採用に向けた教員養成機関との連携

- 教員採用選考試験において、優れた受験者を確保するため、教員養成系大学等において学生対象の出前授業等や教員採用選考試験説明会を実施します。

³² 指導教諭：授業を受け持ちつつ、自校を中心に必要に応じて地域内の教員の資質向上、授業力の向上に向けた指導助言を行うため、公立小中学校に配置される職。

³³ 主幹教諭：授業を受け持ちつつ、教頭業務の一定部分を担い、関係主任と連携して校長と教頭を補佐するため、公立小中学校および県立学校に配置される職。

⑦ 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材の採用

- 本県の「教員として求める人物像」として示す情熱と使命感、課題解決能力、豊かな人間性を兼ね備えた人材を採用するため、毎年、教員採用選考試験の実施方法、応募要件等の点検・見直しを行い、改善に努めます。

⑧ コンプライアンス意識の確立

- 教職員一人ひとりが常に自己の使命と職責の重大さを認識し、自らを厳しく律し、教育に対する県民の信頼の確保に努めるよう、各種研修会等において綱紀粛正および服務規律の確保について周知徹底に努めます。また、教職員のコンプライアンス意識の向上をめざし、校内研修の実施等、各学校での取組を促進します。

⑨ 体罰の根絶

- 体罰禁止に係る教職員の認識を徹底するための校内研修等の実施および子どもたちへのアンケート調査等による実態把握等、体罰の根絶に向けた各学校の取組を促進します。また、生徒指導担当者や部活動顧問等を対象とした研修会をとおして、子どもたちへの理解に基づいた体罰によらない指導の徹底を図ります。

数値目標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
授業で主体的・協働的に学習に取り組んでい ると感じる子どもたちの割合 (※1)	小学生 71.0% 中学生 69.9%	小学生 80.0% 中学生 78.0%

※1 「前年度までに受けた授業では、学級やグループの中で自分たちで課題を立てて、その解決に向けて情報を集め、話し合いながら整理して、発表するなどの学習活動に取り組んでいたと思いますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

活動指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
教職員一人あたりの研修への参加回数 (※2)	2.74 回	2.79 回
教員採用選考試験受験者数 (※3)	2,920 人程度	3,100 人

※2 研修担当が主催・支援する研修への教職員一人あたりの年間参加回数。(三重県教育委員会調べ)

※3 毎年7月に実施する教員採用選考試験の全校種全教科を合わせた受験者数。(三重県教育委員会調べ)

基本施策6 地域に開かれ信頼される学校づくり

施策名 (4) 教職員が働きやすい環境づくり

めざす姿

教職員の子どもたちと向き合う時間が確保されるとともに、教職員が協力し合い、教育活動に意欲的に取り組んでいます。

現状と課題

- ① よりよい教育活動をしていくためには、教職員が元気で意欲を持って子どもたちと向き合うことが大切であることから、子育てや介護等の理解や支援を含めて教職員同士が互いを認め合い、さまざまなハラスメントがなく協力し合える組織風土づくりが必要です。
- ② 教職員満足度調査では、職務の「やりがい」は上位であるものの、「総勤務時間」、「休暇の取りやすさ」が下位にとどまっており、ワーク・ライフ・バランスの観点から、総勤務時間の縮減をはじめとする取組をより一層行うことが必要です。
- ③ 子どもや保護者、地域の価値観の多様化・複雑化、関係者からの意見・要望の増加に伴い、その対応に学校現場は追われている状況です。特に、生徒指導上の課題はますます多様化・複雑化しており、スクールソーシャルワーカー等専門家チームの充実およびその派遣等の支援が引き続き必要です。
- ④ 地域に開かれた学校づくり、安全で安心な教育環境づくり等の学校に求められる役割の多様化に伴い、業務の簡素化・効率化が求められています。
- ⑤ 教職員が職場の中で互いに力を磨こうとする「育てる文化」が薄れてきています。
- ⑥ 全ての市町で地域住民の知識・技能を活用した学習支援をはじめとする学校支援活動を定着させる取組が必要です。
- ⑦ 教職員の業務の多忙化や困難化は、心身のストレスの増加をもたらし、特に心の健康を害する教職員が増加傾向にあることから、一人で問題を抱え込まないような相談体制の確立や、復職支援等のメンタルヘルス対策を充実させていく必要があります。

主な取組内容

- ① 総勤務時間縮減に向けた取組
 - 各学校で総勤務時間を縮減するために、校内での議論を通じて学校の方針を定めて学校全体で取り組み、校長が率先して取組状況を把握するなどの取組を促進します。

○ 教職員の総勤務時間の縮減に向けて、時間外労働や休暇取得の状況を把握します。また、教職員が休暇を取得しやすいよう、長期休業中に県教育委員会主催の会議や研修等を開催しない期間を設けます。

○ 各学校において、それぞれの実情に即して教職員の意識向上を図り、総勤務時間縮減の取組が一層進められるよう、「総勤務時間の縮減に向けた学校における取組事例集」の効果的な活用等を促進します。

② 業務の簡素化・効率化の取組

○ 教職員が子どもたちと向き合う時間を確保するため、調査報告・会議等の実施方法を見直すなど、業務の簡素化・効率化を図ります。

○ 業務の簡素化・効率化のため、ICTの活用、教材のデータベース化を推進します。県立学校においては、子どもたちの成績等に関する情報を一元管理する校務支援システムを構築します。

③ 学校の組織力の向上に向けた研修の実施

○ 校長をはじめとする全ての教職員が、学校マネジメントについて理解を深め、対話と気づきによる継続的な改善活動を実践するために、学校マネジメントに係る研修を実施します。

○ 教職員が職場の中で互いの力を磨こうとする「育てる文化」を醸成できるよう、校内研修の活性化に向けた取組を支援します。

○ 日々の教育活動や学校運営の質的向上を図るために、管理職と共に改善活動を先導する中核的な人材を育成します。

④ 各種課題対応における専門家や外部人材の活用

○ いじめや暴力行為等の問題行動の早期解決を図り、子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりを強化するため、スクールカウンセラーを配置するとともに、退職した教員や警察官からなる生徒指導特別指導員、スクールソーシャルワーカーを派遣します。

○ 職場定着サポーター等の専門的な知識や経験を有する外部人材を各学校の教育活動の目標に沿って積極的に活用します。

○ 市町における、大学生や退職教員等の地域住民の知識・技能を活用した学校支援活動による子どもの学力向上等を図る取組を支援し、地域住民による学校を支援する体制づくりを促進します。

⑤ 教職員の満足度の向上に向けた取組

○ 教職員の満足度状況を定期的に調査・分析し、取組を進めます。

○ セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントのない職場づくりのため、それぞれの指針に沿った取組を進めます。

- 「子育てアクションプラン」に基づいて、次世代育成を支援する職場風土づくりを進めます。
- 障がい者の雇用について、障がいの程度に応じた業務の構築や、就労者や職場をサポートするなどの取組を進めます。

⑥ 教職員の健康管理対策

- 教職員が健康に働けるよう、安全衛生委員会や職場巡視、安全衛生研修を実施し、安全衛生管理体制の充実を図ります。また、健康診断および事後指導等により疾病予防対策を進めます。
- 過重労働に該当する教職員の健康状態や疲労度の把握に努め、校長や産業医による面接を行います。

⑦ 教職員のメンタルヘルス対策

- 教職員への啓発や各種研修の充実を図るとともに、「労働安全衛生法」に基づくストレスチェックを行い、教職員自らが積極的に心身の健康づくりに取り組めるよう支援します。
- 心身の不調が認められる教職員への相談を実施し、早期に対応することにより、病気の予防や早期回復を支援します。
- 精神神経系疾患により休職中の教職員の円滑な職場復帰と再発予防のため、職場復帰訓練や臨床心理士による支援を実施します。
- 校長・教頭等への研修や相談を実施し、管理職による教職員のメンタルヘルスケアを支援します。

数値目標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
教職員の満足度 (※1)	61.9 点	63.5 点

※1 教職員満足度調査（公立小中学校および県立学校対象）における満足度の合計点。（三重県教育委員会調べ）

活動指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
総勤務時間縮減に向けた取組を新たに実施した学校の割合 (※2)	—	80.0%
在職者に占める精神神経系疾患による休職者の割合 (※3)	0.59% (平成 26 年度)	0.53%以下 (平成 30 年度)

※2 平成 27(2015)年 3 月に作成した「総勤務時間の縮減に向けた学校における取組事例集」を参考として、本ビジョンの計画期間中に新規に取組を実施した公立小中学校および県立学校の割合。（三重県教育委員会調べ）

※3 公立小中学校および県立学校の在職者に占める精神神経系疾患による休職者の割合。（文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」）

基本施策6 地域に開かれ信頼される学校づくり

施策名 (5) 学校施設の充実

めざす姿

耐震化やバリアフリー化が進んだ安全・快適な学校施設で、子どもたちが安心して学校生活を送っています。

現状と課題

- ① 学校施設は、地震、台風、局地的大雨等の災害発生時には、子どもたち等の安全を確保する場所であるとともに、地域住民の緊急避難場所や避難所となります。そのため、校舎の耐震化や、つり天井等の非構造部材の耐震対策を早急に講じる必要があります。
県立学校では、校舎の耐震化は完了していますが、屋内運動場等の天井等落下防止対策が必要な棟は131棟（平成27(2015)年4月1日現在）あります。
小中学校の耐震化については、財政事情等により取組が遅れている市町があります。
- ② 子どもの急増期に建築された学校施設の老朽化が進んでおり、安全面や機能面において改善を図ることが喫緊の課題です。
- ③ 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、学校施設のバリアフリー化を引き続き進めていく必要があります。
- ④ 「みえ公共構築物等木材利用方針」に基づく県産木材等を利用した施設整備やエアコンの整備等、子どもたちにとって快適な学習環境となるよう、学校整備を推進する必要があります。
- ⑤ 太陽光発電設備の整備やLED照明への更新等を推進し、引き続き環境に配慮した学校整備を推進する必要があります。

主な取組内容

- ① **非構造部材の耐震対策**
 - 県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策については、本ビジョンの計画期間中に完了するよう整備を進めます。また、市町においても早期に完了するよう支援します。
- ② **学校施設の安全対策および長寿命化改修を取り入れた老朽化対策工事の実施**
 - 県立学校において、校舎の経年劣化の回復や水道・電気・ガス管等ライフラインの更新等に併せて、建物の機能や性能を向上させる工事を行います。また、市町においても、老朽化対策が推進されるよう支援します。

③ 学校施設のバリアフリー化の推進

- 県立学校において、洋式トイレ、多機能トイレ、スロープ、エレベーター等の設置を計画的に実施します。また、市町においてもバリアフリー化が推進されるよう支援します。

④ 快適な学習環境づくりの推進

- 子どもたちにとって快適な学習環境づくりを行うため、県産木材等の利用等の施設整備を行います。
- 高等学校へのエアコン整備に係る計画の策定と整備に向けた調整を行います。

⑤ 環境負荷の低減等を考慮した施設整備の推進

- 環境負荷の低減や環境教育の教材となるよう、県立学校における太陽光発電設備の整備やLED照明への更新等を順次行います。

数値目標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数 (※1)	県立学校 131 棟 市町立学校 92 棟 (平成 26 年度)	県立学校 0 棟 市町立学校 23 棟

※1 つり天井の撤去や照明設備の落下防止等が必要な体育館や武道場等のうち、対策が未完了となっている棟数。市町立学校は幼稚園を含む。(三重県教育委員会調べ)

活動指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
県立学校の身体障がい者等対応エレベーター設置率 (※2)	56.8%	60.0%

※2 身体障がい者等対応エレベーターを設置している県立学校の割合。(三重県教育委員会調べ)

基本施策7 多様な主体による教育の推進と文化財の保護

施策名 (1) 家庭の教育力の向上

めざす姿

家庭において、子どもたちの豊かな情操や基本的な生活習慣、学習習慣、人を思いやる心、自立心等が育まれています。また、社会全体で家庭の教育を支える気運が醸成され、仕組みづくりが進められています。

現状と課題

- ① 少子化の進行や共働き家庭の増加等、家庭を取り巻く環境が変化する中、家庭の教育力の低下が懸念されています。また、子育て中の保護者が育児について相談する相手や機会が少ないことから、保護者の孤立感や不安感が増大する傾向があります。
- ② 共働き家庭等においては、子どもの小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難になる「小1の壁」が課題となっていることから、放課後児童クラブ等の設置を進めるなど、子育てしやすい環境づくりが求められています。
- ③ 三重県の子どもたちが家庭において、計画を立てて学習したり、授業の復習に取り組んだりする割合は増加し、改善が見られるものの、依然として読書時間は全国平均よりも低く、家庭における学習習慣に課題がみられます。
- ④ 家庭において男性と女性が協力して子育てができるよう、男性の育児参画について、社会全体としての意識を高めていく必要があります。

主な取組内容

- ① 家庭への働きかけ・啓発
 - 家庭教育を応援するための基本となる方針・戦略を取りまとめるとともに、家庭教育の充実に向けた知見の収集等により、家庭に対する啓発手法を確立します。
- ② 学校・家庭・地域等と連携した子育て支援の推進
 - 地域企業や子育て支援団体と連携して、親子の絆づくりや地域で子どもたちの育ちを支える取組を行い、子どもたちが豊かで健やかに育つことができる家庭や地域社会づくりを進めます。また、子どもたちの社会を生き抜いていく力を育むため、野外体験保育の普及啓発を進めるなど、自然体験を通じた子育て環境づくり等を進めます。
 - 男性の育児参画を進める中で、企業や関係団体と連携して、父親等を対象に、子育てに関して家庭においてできることを考える場づくりを促進します。

- 地域において、子どもたちが安全・安心に放課後を過ごせる居場所を確保し、地域住民の参画を得て、学ぶ機会や多様な体験・活動が充実するよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置・運営について支援します。
- 子育て中の親同士の交流等に取り組む市町の支援や、祖父母世代における子育て応援講座の開催等、子育て家庭を応援する取組を促進します。

③ 家庭での生活習慣や学習習慣の確立に向けた支援

- 「生活習慣・読書習慣チェックシート」を活用して「早寝・早起き・朝ごはん」といった基本的な生活習慣や、家庭での学習習慣、運動習慣が身につくよう取り組みます。また、チェックシートの結果に基づいた生活習慣等の改善をPTAと連携して家庭に働きかけるなど意識啓発に努めます。
- 子どもたちに読書習慣が身につくよう、家庭読書（家読）^{うちどく}を促進します。
- インターネット利用に関わるルールやマナー等の情報モラルを子どもたちが主体的に身につけるための取組を進めます。また、保護者に対してネット啓発講座等を実施します。

④ 保護者の相談機能の充実

- 幼稚園・認定こども園・保育所における教育・子育て相談機能の充実を図ります。
- 支援が必要な家庭に対して、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、福祉の関係機関等と連携した支援を行います。

⑤ 親となるための教育の充実

- 小・中・高等学校の子どもたちが、幼稚園や保育所等の乳幼児とふれ合う体験活動等を通じて、家庭や家族の役割についての理解を深め、将来、親になったときの心構えを持てるよう取組を推進します。

数値目標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
子どもたちの家庭学習の状況 (※1)	小学生 平日 58.4%	小学生 平日 63.0%
	休日 45.8%	休日 57.0%
	中学生 平日 66.5%	中学生 平日 70.0%
	休日 59.9%	休日 69.0%

※1 家庭学習を平日1時間以上、休日1時間以上していると回答した児童生徒の割合。(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

活動指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
「生活習慣・読書習慣チェックシート」の家庭での取組後、生活指導等に活用している小中学校の割合 (※2)	小学校 87.5% 中学校 81.9%	小学校 100% 中学校 100%
高等学校においてライフプラン教育に関する取組を実施した割合 (※3)	38.6% (平成 26 年度)	100%

※2 「生活習慣・読書習慣チェックシート」の家庭での取組の実施後、結果の集約を行い、児童生徒への生活指導、保護者との情報共有等に活用している公立小中学校の割合。(三重県教育委員会調べ)

※3 県立高等学校において、ライフプランや結婚、妊娠・出産や性、子育て等についての専門医等による講演会、保育実習等を実施した割合。(三重県教育委員会調べ)

基本施策7 多様な主体による教育の推進と文化財の保護

施策名	(2) 社会教育の推進と地域の教育力の向上
------------	------------------------------

めざす姿

社会教育関係団体やボランティア団体等の市民団体、地域住民等の多様な主体が連携することにより、地域の中で子どもたちを健やかに育む環境が整備されています。また、各地域で住民のニーズに応じた多様な学習機会が提供されています。

現状と課題

- ① 地域社会では、子どもたちの健やかな成長に資するため、さまざまな体験活動や学習活動の機会が提供されています。さらに地域の教育力を子どもたちの成長に活かしていくためには、PTAや子ども会等の社会教育関係団体や、ボランティア団体等の市民団体、大学等の高等教育機関、地域住民等、多様な主体との連携・協働を進めていく必要があります。
- ② 急速な高齢化や少子化等の社会構造の変化に伴って、県民の価値観や行動様式が多様化し、学習ニーズも多様化しています。社会教育の推進にあたっては、こうした学習ニーズに的確に対応していく必要があります。
- ③ 多様な地域課題や学習ニーズに対応する必要があることから、社会教育関係者の資質向上を図ることが求められています。

主な取組内容

- ① **多様な主体との連携・協働による体験活動や学習活動の推進**
 - 地域コミュニティの団体、NPO、企業、ボランティア等の社会教育に携わる多様な主体が情報交換・情報共有できる場の提供を行い、多様な主体が参画するネットワークを構築します。
 - 高等教育機関の持つ専門的知識や技能を、学校や公民館活動等で活かすために作成した教育プログラム（言語、理数教育、体験活動等）を活用した学習や活動を支援します。
 - 子どもたちが農山漁村地域で農作業や自然体験活動をしたり、農林漁業体験民宿等に宿泊し生活体験をしたりすることにより、自立する力と共生する力を育むことができるよう、地域と連携して体験指導者の育成や受入体制の整備を図ります。
- ② **多様な学習ニーズへの対応**
 - 市町の公民館や図書館等に対し、情報提供や情報交換の場の提供等の支援を行い、連携を図るとともに、市町や公民館等の社会教育担当者に対し、地域住民のニーズに応じた講座を開催するスキル向上のための研修を実施します。

- 青少年の健全育成を目的とした県立の鈴鹿青少年センターおよび熊野少年自然の家を活用し、利用者が興味・関心を持って自然体験や集団宿泊体験ができるよう、研修プログラムの一層の充実を図ります。
- 子どもたちが三重県の自然や文化等について興味を持って学ぶことができるよう、三重県総合博物館（MieMu）等の社会教育施設の利用を促進します。

③ 社会教育に携わる人びとの資質の向上

- 地域コミュニティの団体、NPO、企業、ボランティア等の社会教育に携わる関係者の資質向上のために、ベンチマーキングや地域ごとの課題に対応した研修等を実施します。
- 県や市町の社会教育委員を中心とした社会教育関係者への情報提供や意見交換のため、全県およびブロック別の会議を実施します。
- 社会教育による学習成果が個人の知識や技能等にとどまることなく地域社会の課題解決に活用されるよう、学習成果を公民館等の社会教育施設や学校等で活かす機会づくりを促進します。

数値目標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
地域の教育関係者のネットワークへの参画者数 (※1)	—	500 人

※1 地域において子ども等を対象とした教育活動に取り組む関係者によって構築するネットワーク（集まり・つながり）への参画者数。（三重県教育委員会調べ）

活動指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
交流の場の開催回数（累計）(※2)	—	40 回

※2 地域で社会教育に取り組む県民が情報交換・情報共有を行うための交流の場の開催回数。（三重県教育委員会調べ）

基本施策7 多様な主体による教育の推進と文化財の保護

施策名 (3) 文化財の保存・継承・活用

めざす姿

子どもたちをはじめとする多くの県民が文化財について学び、親しみ、その価値についての理解を深めることで、地域の宝である文化財が保存・継承・活用されています。

現状と課題

- ① 古来より東西文化が交わり、交通の要衝として栄えてきた三重県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」等、特色ある歴史的風土に育まれた多くの有形・無形の文化財が残されています。今後、新たに文化財としての価値が認められた場合、指定等の手続きを的確に進め、保存・継承・活用を図っていく必要があります。
- ② 文化財には、経年劣化による修復や少子高齢化、過疎化等による後継者の不足等、保存・継承に向けた課題が多く、的確な対応が求められています。また、開発等によって自然環境が大きく変化しつつある中、動植物の天然記念物の衰亡が危惧されており、保存に向けた対応が求められています。
- ③ 文化財の保存・継承を進めるためには、多くの県民が文化財について学び、親しみ、その価値を理解することが大切であり、地域を中心とした多様な主体の参画によって、文化財を守り、活かしていく魅力ある地域づくりに向けた取組が求められています。

主な取組内容

- ① 文化財の指定等
 - 文化財を将来にわたって保存・継承するため、県にとって特に重要なものについては、文化財保護審議会への諮問・答申を経て、指定を行います。また、国にとって重要とされるものについては、国指定等となるよう、国や所有者等関係者との調整を行います。
- ② 文化財の保存・継承
 - 国・県指定等の文化財がき損・滅失していないか、また、天然記念物の生息状況等の現状を把握するため、文化財保護指導委員による巡視や必要な調査を行います。
 - 国・県指定等文化財で、修復や再生、継承のための取組が必要なものについては、所有者や市町等と調整の上、保存に向けた取組を支援します。

③ 文化財の活用

- 県民の文化財に対する理解を深め、多様な担い手が参画して文化財を守っていかうとする気運を醸成するため、文化財の修復に併せて行う、文化財の公開や活用イベント、所有者と子どもたちによる文化財体験イベント等、地域活性化や世代間交流等の取組を支援します。
- 学校教育において文化財を活用した学習を進めることで、子どもたちの文化財に対する認識を高めるとともに、郷土への愛着を醸成します。
- 多くの県民が文化財についての理解を深めたり、学校で活用したりできるよう、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」(熊野古道)や海女漁技術等の魅力ある文化財について、Webサイトの活用等による情報発信を進めます。
- 多くの県民および子どもたちが文化財についての理解を深めることができるよう、学校、三重県総合博物館(MieMu)、斎宮歴史博物館、埋蔵文化財センター等との連携を強めます。

数値目標

成果指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
文化財情報アクセス件数 (※1)	203,945 件 (平成 26 年度)	228,000 件

※1 三重県が管理運営する、文化財に関するWebサイトの年間アクセス数。(三重県教育委員会調べ)

活動指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
三重県内の国・県指定等文化財数 (累計) (※2)	1,078 件 (平成 26 年度)	1,200 件

※2 国の指定、選定、選択、登録文化財、県の指定、選択文化財の合計。(三重県教育委員会調べ)

第4章 重点取組

1 重点取組の考え方

三重の教育を取り巻く課題は多岐にわたっています。子どもたちの「希望」と「未来」のために、優先度の高い課題や、10年先を見据え、今、取り組むべき課題を「重点取組」として掲げ、計画期間中に特に注力して取り組んでいきます。

「重点取組」は、第3章で位置づけている「施策」の取組を横断的、あるいは深化させるかたちで再編成することで、課題に対して効果的な取組としていきます。

2 計画期間中に特に注力する取組

(1) 学力の向上

三重県の全国学力・学習状況調査の結果は、平成24(2012)年度から4年連続で全国平均を下回る状況にあり、子どもたちの学力の定着や向上に課題があります。本調査は子どもたちの学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の改善や学校における指導の充実等に役立てることなどを目的にしており、実施にあたっては、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、教育上の効果や影響等に十分配慮しつつ、学校・家庭・地域が情報共有を図り、一体となった取組をより一層推進していく必要があります。

また、変化の激しい時代にあって、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探究する力や、成果を表現し、実践に活かしていける力を子どもたちに育むことが求められています。

(取組の方針)

- ・教員の授業力の向上を図り、「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」が実感できる授業づくりに取り組みます。また、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）や、そのための指導方法を充実します。
- ・学校・家庭・地域の連携を一層深め、子どもたちが主体的に学習する意欲の向上や、生活習慣・学習習慣の確立に取り組みます。
- ・子どもたちの感性や思考力を育むため、読書活動を推進します。

(2) 体力の向上と学校スポーツの推進

平成30(2018)年度に三重県を中心とした東海ブロックで全国高等学校総合体育大会を、平成32(2020)年度に三重県を含む東海ブロックで全国中学校体育大会を開催します。また、平成32年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が、平成33(2021)年には三重県で国民体育大会・全国障害者スポー

ツ大会の開催が予定されています。子どもたちが運動やスポーツに親しむことで体力を向上させるとともに、学校スポーツを推進する必要があります。

(取組の方針)

- ・子どもたちが運動やスポーツに親しみ、体力が向上するよう、体育授業の充実と体力向上に向けた学校の取組を推進します。
- ・運動部活動が活性化するよう、指導者の指導力向上に取り組みます。
- ・中学生・高校生の競技力の向上に取り組み、夢や目標の実現に向け、創造性やチャレンジ精神を育むとともに、生涯を通じてスポーツに親しむ習慣を培います。
- ・子どもたちが「する」、「みる」、「支える」といった大会への多様な関わりをとおして、スポーツへの関心が高まるよう取り組みます。

(3) 心の教育の推進

近年、深刻ないじめやインターネットでの誹謗中傷、生命を軽視する事件が発生しています。幼児期からの発達段階に応じた心の教育を行うことで、人権意識や規範意識を高めることが必要です。

(取組の方針)

- ・生涯にわたる人格形成の基礎である幼児期から、子どもたちに、将来、社会の一員としてよりよく生きるための基礎を培うよう取り組みます。
- ・発達段階に応じた適切な指導を学校の教育活動全体をとおして行うことで、人権意識や規範意識の向上を図ります。

(4) グローカル人材³⁴の育成

グローバル化が進む中、世界にあっても、地域にあっても、グローバルな視野を持つことが求められています。教育においては、小学校中学年からの外国語活動の導入が検討されるなど英語教育の強化が図られています。このような中、三重県の子どもたちに、異文化理解の精神、主体性、積極性、語学力やコミュニケーション能力等に加え、郷土の文化に対する深い理解や社会への参画と貢献に対する意欲・態度を育むことが求められています。

(取組の方針)

- ・高い志を持ち、さまざまな課題に対して自ら考え挑戦し、立ちはだかる壁を乗り越え、未来を切り拓いていく力である「主体性」を育みます。
- ・郷土への愛着と誇りを持ちながら、それぞれのアイデンティティーを確

³⁴ グローカル人材：グローバルとは、グローバル（地球的）とローカル（地域的）を組み合わせた造語。グローカル人材とは、「地球的な視野で考えながら、自分の地域で活動できる人材」、「地域や異文化に対する深い理解を持ちながら、地球的な規模で活動できる人材」の意味で用いている。

- 立・確認し、それを心の土壌として、異なる文化・伝統に立脚する人びとも協働しながら共に成長し、未来を創造していく「共育力」を育みます。
- ・グローバル化が急速に進展し、相互理解や国際協力等が求められる中、語学力、とりわけ国際的共通語となっている英語によりコミュニケーションを図り行動する「語学力」を育みます。
 - ・県内に魅力ある仕事があることや社会参画に対する理解を深めることで、県内を基盤に活躍し、社会に貢献しようとする意欲を育みます。

(5) 特別支援教育の推進

発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちが増加していることから、早期からの一貫した支援を行う必要があります。また、卒業後も地域の中で安心して暮らしていけるよう、子どもたちの自立と社会参画のために必要な力を育む必要があります。

(取組の方針)

- ・障がいのある子どもたちへの支援が早期から行われ、学校間で支援情報が引き継がれるよう、早期からの一貫した支援体制を推進します。
- ・特別支援学校における計画的・組織的なキャリア教育を進め、一人ひとりの進路希望を実現します。
- ・特別支援学校の施設・設備の充実を図ります。

(6) 誰もが安心できる学び場づくり

地震や風水害等の自然災害に備え、子どもたちの命を守るため、防災教育・防災対策を充実していく必要があります。また、いじめ問題や貧困の連鎖等の課題をふまえ、子どもたちが安心して学習できる環境を整える必要があります。

(取組の方針)

- ・防災教育・防災対策を推進し、災害時の子どもたちの安全の確保を図ります。
- ・子どもたちや教職員の安全を確保するため、学校施設の防災機能の強化を図ります。
- ・いじめや暴力を許さない子どもたちの育成と組織的な指導体制の確立を図ります。
- ・家庭の経済的な環境や国籍等で子どもたちの将来が左右されることのないよう、実質的な教育の機会均等化を図ります。

(7) 地域に開かれ輝く学校づくり

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、教育課題が多様化・複雑化する中で、学校だけでなく、社会全体で子どもたちを育てることが求められています。また、グローバル化の進展等、社会の変化やニーズをふまえるとともに、子どもたちによる主体的な進路選択が可能となるよう、学校の特色化・魅力化を進める必要があります。

(取組の方針)

- ・コミュニティ・スクール³⁵等の導入を推進するなど、保護者や地域住民が参画した学校運営を推進します。
- ・社会の変化や多様な学習ニーズに対応して、主体的な進路選択が可能となるよう、学校の特色化・魅力化を進めます。

(8) 教職員の資質向上

近年の社会状況や子どもたちの変化等を背景に、学力や体力の向上、いじめや不登校への対応、障がいのある子どもたちへの対応等、教育課題が多様化・複雑化しています。また、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）の充実、ICTを活用したわかりやすい授業、道徳の教科化への対応、グローバル化に対応した英語教育等が求められており、教職員はこれまで以上に、意欲や探究心を持ち、教職生活全体を通じて学び続け、より専門性を高めていく必要があります。

(取組の方針)

- ・子どもたちが「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」を実感するとともに、自ら課題を発見して、主体的・協働的に探究し、成果等を表現していくことができるよう、教員の授業力向上に取り組みます。
- ・多様な教育課題に対応した教育を実践できるよう、教職員の専門性の向上を図ります。
- ・教職員が学校の目標の達成や課題への対応等に意欲的に取り組むことができるよう、組織運営体制を強化し、教育活動の質の向上を図ります。

³⁵ コミュニティ・スクール：25 ページ参照。

重点取組の見方

重点取組名	〇〇〇〇〇
-------	-------

取組の背景	※この取組を重点的に実施するにあたっての背景を記載しています。
-------	---------------------------------

取組の方針	※この重点取組の方針（基本的な考え方）を記載しています。
-------	------------------------------

主な取組内容	※この重点取組で実施する主な取組を記載しています。
--------	---------------------------

数値目標			
全体指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	
※この重点取組全体の成果を示す指標を記載しています。	※平成 27 (2015) 年度末における最新の実績値を示しています。	※平成 31 (2019) 年度末までに達成する数値を示しています。	

個別指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)	
※「主な取組内容」の柱立て ((1)(2)等) に対応する指標を記載しています。	※平成 27 (2015) 年度末における最新の実績値を示しています。	※平成 31 (2019) 年度末までに達成する数値を示しています。	

重点取組名**(1) 学力の向上****取組の背景**

三重県の全国学力・学習状況調査の結果は、平成 24(2012)年度から 4 年連続で全国平均を下回る状況にあり、子どもたちの学力の定着や向上に課題があります。本調査は子どもたちの学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の改善や学校における指導の充実等に役立てることなどを目的にしており、実施にあたっては、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、教育上の効果や影響等に十分配慮しつつ、学校・家庭・地域が情報共有を図り、一体となった取組をより一層推進していく必要があります。

また、変化の激しい時代にあって、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探究する力や、成果を表現し、実践に活かしていける力を子どもたちに育むことが求められています。

取組の方針

- ◇ 教員の授業力の向上を図り、「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」が実感できる授業づくりに取り組みます。また、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）や、そのための指導方法を充実します。
- ◇ 学校・家庭・地域の連携を一層深め、子どもたちが主体的に学習する意欲の向上や、生活習慣・学習習慣の確立に取り組みます。
- ◇ 子どもたちの感性や思考力を育むため、読書活動を推進します。

主な取組内容**(1) 授業力の向上**

- ① 全国学力・学習状況調査問題および結果分析等を活用した指導方法の改善に取り組むとともに、課題を克服し必要な力を育む授業づくりに活かします。また、子どもたちの学習の成果や課題を、みえスタディ・チェックやワークシート等を用いて継続的に確認し、授業改善に活かすとともに、子どもの実態に応じた指導を行うことにより、主体的な学習につなげます。
- ② 学力向上アドバイザーや指導主事等による学校訪問をとおして、小中学校における授業改善と教員の意識向上を図ります。また、指導教諭³⁶を配置し教科指導の改善や充実を図ります。
- ③ 「教員は学校で育つ」ことから、同僚の教員と日常的に学び合う校内研修が充実するよう取り組むとともに、校長のリーダーシップのもと、授業研究を中心とした組織的・継続的な取組を推進し、教員一人ひとりの授業力を高めます。

³⁶ 指導教諭：102 ページ参照。

- ④ 子どもたちが生涯にわたって主体的に学び続ける力等の育成すべき資質・能力を身につけられるよう、「アクティブ・ラーニング」の充実に向けて、指導方法の改善を推進します。

(2) 家庭・地域の教育力の向上

- ① 県の広報誌やWebサイト等を活用した広報や啓発活動により、子どもたちの家庭での生活習慣や学習習慣の確立を促進します。
- ② 地域の住民やNPO、企業等との連携・協働による学習・体験活動や、学校支援地域本部³⁷等の地域の教育力を活用した取組を推進します。

(3) 読書活動の推進

- ① 読書量と学力との間に一定の関連がみられることから、担任と司書教諭、学校司書等の連携による学校図書館を活用した授業、朝の読書（朝読）や家庭読書（家読）を促進します。
- ② ビブリオバトル（書評合戦）³⁸の普及等を通じて、読書活動を推進し、子どもたちの思考力、判断力、表現力の向上につなげます。

数値目標

全体指標	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成31年度)
全国学力・学習状況調査において全国平均を上回った教科数(※1)	0	8 (全教科)
子どもたちの自尊感情の状況(※2)	小学生 82.1% 中学生 78.1%	小学生 83.0% 中学生 80.0%

※1 各教科（小学校国語A・B、小学校算数A・B、中学校国語A・B、中学校数学A・B）の平均正答率において、全国平均を上回った教科数。（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

全国学力・学習状況調査の教科に関する結果は、学力の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどに留意しつつ、児童生徒や学校への質問紙調査の結果と合わせて総合的に活用することが重要です。

※2 「ものごとを最後までやり遂げてうれしかったことがある」、「難しいことでも失敗を恐れずに挑戦する」、「自分にはよいところがあると思う」の3つの質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

³⁷ 学校支援地域本部：25 ページ参照。

³⁸ ビブリオバトル（書評合戦）：58 ページ参照。

個別指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
(1) 授業内容を理解している子どもたちの割合 (※3)	小学校国語 82.2% 算数 81.3% 中学校国語 76.3% 数学 75.4%	小学校国語 88.0% 算数 88.0% 中学校国語 84.0% 数学 77.0%
(2) 子どもたちの家庭学習の状況 (※4)	小学生 平日 58.4% 休日 45.8% 中学生 平日 66.5% 休日 59.9%	小学生 平日 63.0% 休日 57.0% 中学生 平日 70.0% 休日 69.0%
(3) 授業時間以外に読書をする子どもたちの割合 (※5)	小学生 61.1% 中学生 48.6%	小学生 66.0% 中学生 55.0%

※3 「各教科（小学校国語、小学校算数、中学校国語、中学校数学）の授業の内容はよく分かりますか」という質問に対して、肯定的に回答した児童生徒の割合。（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

※4 家庭学習を平日1時間以上、休日1時間以上していると回答した児童生徒の割合。（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

※5 「学校の授業時間以外に、普段、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、10分以上すると回答した児童生徒の割合。（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

重点取組名**(2) 体力の向上と学校スポーツの推進****取組の背景**

平成 30(2018)年度に三重県を中心とした東海ブロックで全国高等学校総合体育大会を、平成 32(2020)年度に三重県を含む東海ブロックで全国中学校体育大会を開催します。また、平成 32 年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が、平成 33(2021)年には三重県で国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の開催が予定されています。子どもたちが運動やスポーツに親しむことで体力を向上させるとともに、学校スポーツを推進する必要があります。

取組の方針

- ◇ 子どもたちが運動やスポーツに親しみ、体力が向上するよう、体育授業の充実と体力向上に向けた学校の取組を推進します。
- ◇ 運動部活動が活性化するよう、指導者の指導力向上に取り組みます。
- ◇ 中学生・高校生の競技力の向上に取り組み、夢や目標の実現に向け、創造性やチャレンジ精神を育むとともに、生涯を通じてスポーツに親しむ習慣を培います。
- ◇ 子どもたちが「する」、「みる」、「支える」といった大会への多様な関わりをとおして、スポーツへの関心が高まるよう取り組みます。

主な取組内容**(1) 子どもたちの体力向上**

- ① 子どもたちが体育の授業をとおして運動が好きになるよう、教員を対象とした研修会を充実し、指導力向上を図ります。
- ② 子どもたちの運動機会を拡充する小中学校の取組が進むよう、「みえ子どもの元気アップシート」を活用した体力向上の目標設定や「1学校1運動プロジェクト」(学校全体でなわとびやマラソン等に取り組む活動)を推進します。

(2) 運動部活動の活性化と指導力向上

- ① 教員採用選考試験において、競技実績を有し、今後、指導者として活躍が期待できる者を中学校・高等学校の保健体育科教員として採用することにより、指導者の確保を図ります。
- ② 地域のスポーツ指導者を運動部活動の外部指導者として学校に派遣するなど、地域と学校との連携を深め、運動部活動の充実を図ります。
- ③ 運動部活動の指導者を対象とした研修会等をとおして、指導方法や部活動運営等に関する指導力の向上を図ります。
- ④ 運動部活動の強化指定や合同練習会の開催等により、競技力の向上を図ります。

- ⑤ 優秀な成績を収めた選手や指導者を顕彰することにより、活動意欲の向上を図ります。
- ⑥ 運動部活動に必要な環境整備や、全国大会等に出場する生徒への支援を行います。

(3) 大規模大会の開催を契機とした学校スポーツの推進

- ① 大会開催に関わる関係機関、学校体育団体、競技団体等と連携・協働し、大会の円滑な開催準備・運営を進めます。
- ② 大会の開催に向けた取組をとおして、各競技の普及に努めます。
- ③ 三重県の子どもたちが大会の開催準備・運営に主体的に関わるとともに、大会の観戦等、さまざまな交流を通じて豊かな人間関係を築き、スポーツを「する」、「みる」、「支える」立場から多くの感動や達成感を味わうことができるよう取り組みます。
- ④ 全国から訪れる多くの人びとを温かい「おもてなし」の心を持って迎え、参加者の心に残る夢と感動にあふれる大会開催をめざします。また、三重の豊かな自然や文化・歴史的景観等の多様な魅力を積極的に発信し、地域の活性化を促進します。

数値目標

全体指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果 (※1)	48.5	51.0

※1 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本県の体力合計点の全国との比較(小学5年生男女および中学2年生男女の都道府県別平均値との比較指数)。

個別指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
(1) 運動やスポーツをすることが好きな子どもたちの割合(※2)	88.3%	89.2%
(2) 全国大会での入賞件数(※3)	127件 (平成26年度)	162件
(3) 平成30年度全国高等学校総合体育大会の準備・大会開催に関わった高校生の数(累計)(※4)	0人	7,900人 (平成30年度)

※2 「運動やスポーツをすることは好きですか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。(文部科学省「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」)

※3 全国中学校体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校選抜大会、国民体育大会における中学生・高校生の入賞件数。(三重県教育委員会調べ)

※4 大会の開催準備、総合開会式の出演、競技種目別大会補助員等に関わった高校生の合計。(三重県教育委員会調べ)

重点取組名**(3) 心の教育の推進****取組の背景**

近年、深刻ないじめやインターネットでの誹謗中傷、生命を軽視する事件が発生しています。幼児期からの発達段階に応じた心の教育を行うことで、人権意識や規範意識を高める必要があります。

取組の方針

- ◇ 生涯にわたる人格形成の基礎である幼児期から、子どもたちに、将来、社会の一員としてよりよく生きるための基礎を培うよう取り組みます。
- ◇ 発達段階に応じた適切な指導を学校の教育活動全体をとおして行うことで、人権意識や規範意識の向上を図ります。

主な取組内容**(1) 幼児教育の推進**

- ① 遊びを中心としたさまざまな体験をとおして、子どもたちに学びへの意欲と関心、自分の気持ちを伝える力、自主性、規範意識、自尊感情、思いやりの心等を育みます。
- ② 小1プロブレム³⁹等の就学に伴うさまざまな課題があることから、幼児教育から小学校教育への円滑な接続がなされるよう、幼稚園・認定こども園・保育所と小学校の連携に取り組みます。

(2) 人権教育の推進

- ① 子どもたちが、部落問題、障がい者、外国人、子ども、女性等、種々の個別的な人権問題を解決するために必要な知識を身につけ、人権意識を高め、行動できるよう、人権学習指導資料等を活用した学習を推進します。
- ② 新たな人権課題に適切に対応できるよう、メディアリテラシー、ユニバーサルデザインのまちづくり、性的マイノリティの人権等についての学習を促進します。

(3) 道徳教育の推進

- ① 子どもたちの発達段階に応じて、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培う教育が充実されるよう、道徳の時間を要として、各教科等の授業のほか、保護者や地域の方々の協力等による体験的な学習の機会等を通じて、学校教育全体において心の教育に取り組みます。

³⁹ 小1プロブレム：45 ページ参照。

② 学校・家庭・地域が連携した道徳教育の一層の充実を図るため、「私たちの道徳」を活用した道徳の授業参観の実施や、学校通信等による「私たちの道徳」の内容や家庭での活用の仕方の発信等により、家庭・地域の理解と協力のもと、道徳教育を進めます。

数値目標

全体指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合 (※1)	小学生 75.1% 中学生 69.4%	小学生 81.0% 中学生 75.0%

※1 「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

個別指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
(1) 小学校の児童との交流を行った幼稚園等の割合 (※2)	—	100%
(2) 人権学習によって、人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合 (※3)	70.2%	80.0%
(3) 道徳教育推進教師を中心として学校全体で道徳教育に取り組んでいる学校の割合 (※4)	—	小学校 100% 中学校 100%

※2 小学校の児童との体験的な交流を年複数回行った幼稚園・認定こども園・保育所の割合。(三重県および三重県教育委員会調べ)

※3 県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「これまでに受けた人権学習によって、人権を守る行動をしたいと感じるようになった」と回答した生徒の割合。(三重県教育委員会調べ)

※4 「道徳教育推進教師が学習指導要領解説道徳編に示されている8つの役割を自覚し、組織の中心となって、教職員の協力体制のもと、道徳教育が進められている」と回答した公立小中学校の割合。(三重県教育委員会調べ)

重点取組名**(4) グローカル人材⁴⁰の育成****取組の背景**

グローバル化が進む中、世界にあっても、地域にあっても、グローバルな視野を持つことが求められています。教育においては、小学校中学年からの外国語活動の導入が検討されるなど英語教育の強化が図られています。このような中、三重県の子どもたちに、異文化理解の精神、主体性、積極性、語学力やコミュニケーション能力等に加え、郷土の文化に対する深い理解や社会への参画と貢献に対する意欲・態度を育むことが求められています。

取組の方針

- ◇ 高い志を持ち、さまざまな課題に対して自ら考え挑戦し、立ちはだかる壁を乗り越え、未来を切り拓いていく力である「主体性」を育みます。
- ◇ 郷土への愛着と誇りを持ちながら、それぞれのアイデンティティーを確立・確認し、それを心の土壌として、異なる文化・伝統に立脚する人びととも協働しながら共に成長し、未来を創造していく「共育力」を育みます。
- ◇ グローバル化が急速に進展し、相互理解や国際協力等が求められる中、語学力、とりわけ国際的共通語となっている英語によりコミュニケーションを図り行動する「語学力」を育みます。
- ◇ 県内に魅力ある仕事があることや社会参画に対する理解を深めることで、県内を基盤に活躍し、社会に貢献しようとする意欲を育みます。

主な取組内容**(1) 自ら考え判断し主体的に行動する力の育成**

- ① 高校生が自ら課題を発見し、その解決に向けて探究する取組を進めます。また、地域や地元の小中学生を対象に、さまざまな提案や体験メニューの提示ができるような学習活動をとおして、子どもたちのチャレンジ精神や自信、目的意識を育みます。
- ② 高校生の海外留学を支援し、実践的な英語の使用機会を創出するとともに、海外留学等をとおして、異文化を理解し、グローバルな視野を持って、自ら行動する力を育みます。
- ③ 中学生が地域や社会で起こっている問題や出来事に関心を持ち、一人ひとりが役割を認識しながら主体的にコミュニケーションを図りつつ、仲間と共に身のまわりの課題を解決する態度を育みます。

⁴⁰ グローカル人材：120 ページ参照。

(2) 共に成長しながら新しい社会を創造する力の育成

- ① 高校生および大学生等が広くテーマを設定して、大学教授や企業人等の講義を受けたり、ディスカッションを行ったりするなどの環境を創出し、将来の三重を支える志を育成するとともに、学校の枠を越えた三重の若者のネットワークを構築します。
- ② 県内大学等との連携をとおして、地域を支える人材の育成を進めます。
- ③ 中学生が郷土三重についての学習を深め、英語で積極的に発信できる力を育みます。
- ④ 子どもたちの郷土を愛する心を育むため、郷土の伝統・文化や先人の偉業等の身近な教育資源を取り上げた「三重県 心のノート」等の積極的な活用を促進します。
- ⑤ 身近な外国人との交流をとおして、異なる文化や習慣を理解し、共に生きていくことができるよう、多文化共生社会に必要な態度や資質・能力を育みます。
- ⑥ 伊勢志摩サミットの開催を契機として、子どもたちが郷土三重のすばらしさを再認識するとともに、世界の子どもたちに関わる諸問題に関心を持ち、考える機会を創ります。

(3) 外国語で積極的にコミュニケーションを図る力の育成

- ① 外国語活動の中核となる小学校教員、中・高等学校の英語教員を対象に、英語運用力・実践的指導力の向上を図る研修を実施します。
- ② 小・中・高校生を対象に、「英語キャンプ」等を実施し、実践的に英語を使用できる環境の創出と異年齢交流による人間的成長を促進します。

(4) 意欲を持って社会に参画し、未来を切り拓く力の育成

- ① 子どもたちが、県内に魅力のある仕事があることへの理解を深め、将来、三重を基盤に社会で活躍しようとする意欲と態度を身につけることができるよう、就業体験や職業講話、職業人とのディスカッション等、県内で活躍する人とのふれ合いの機会を創出します。
- ② 子どもたちが学校での学習と自分の将来との関係に意義を見だし、学習意欲を高めるとともに、今学んでいることを将来の生活や職業生活で活用することができるよう、キャリア教育の充実を図ります。
- ③ 社会への参画と貢献に対する意欲・態度の育成を図るため、地域と連携した取組、体験活動等を通じて、シチズンシップの涵養に努めます。中でも、主権者としての自覚と責任および政治的教養を育む教育については、各教科、総合的な学習の時間、特別活動等において、模擬投票、模擬議会、模擬裁判、討論といった体験的な活動を通じて推進します。

数値目標

全体指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
将来の夢や目標を持っている子どもたちの割合 (※1)	小学生 85.3% 中学生 71.7%	小学生 90.0% 中学生 75.0%

※1 「将来の夢や目標を持っていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

個別指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
(1) 海外留学 (短期留学を含む) や海外研修等に参加した高校生の数 (※2)	287 人 (平成 26 年度)	480 人
(2) 生徒が社会の出来事や郷土三重について、自分の考えや意見を発信する取組を実施している中学校の割合 (※3)	41.4%	50.0%
(3) 英検準 1 級以上相当の英語力を有する英語教員の割合 (※4)	中学校 32.3% 高等学校 62.0% (平成 26 年度)	中学校 55.0% 高等学校 77.0%
(4) 地域等の人材を招へいした授業等を行っている学校の割合 (※5)	小学校 82.9% 中学校 64.0% (平成 27 年度) 高等学校 92.6% (平成 26 年度)	小学校 87.0% 中学校 70.0% 高等学校 100%

※2 2週間未満のホームステイ、2週間～1年未満の短期語学留学 (個人)、1年以上の長期留学 (個人) または学校が主催する短期海外研修旅行等に参加した県立高等学校の生徒の数。(三重県教育委員会調べ)

※3 「中学生からの提案・発信」および「郷土三重を英語で発信!～ワン・ペーパー・コンテスト～」に参加した公立中学校の割合。(三重県教育委員会調べ)

※4 英検準 1 級以上、TOEFL の PBT550 点以上、CBT213 点以上、iBT80 点以上または TOEIC730 点以上を取得している英語担当教員の割合。(文部科学省「公立中学校及び公立高等学校における英語教育実施状況調査」)

※5 小中学校:「前年度までに、地域の人材を外部講師として招へいした授業を行いましたか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学校の割合。(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

高等学校: 社会人講師を活用した授業等を実施したと回答した県立高等学校の割合。(三重県教育委員会調べ)

重点取組名**(5) 特別支援教育の推進****取組の背景**

発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちが増加していることから、早期からの一貫した支援を行う必要があります。また、卒業後も地域の中で安心して暮らしていけるよう、子どもたちの自立と社会参画のために必要な力を育む必要があります。

取組の方針

- ◇ 障がいのある子どもたちへの支援が早期から行われ、学校間で支援情報が引き継がれるよう、早期からの一貫した支援体制を推進します。
- ◇ 特別支援学校における計画的・組織的なキャリア教育を進め、一人ひとりの進路希望を実現します。
- ◇ 特別支援学校の施設・設備の充実を図ります。

主な取組内容**(1) 早期からの一貫した支援の推進**

- ① 幼稚園・認定こども園・保育所、小・中・高等学校、特別支援学校間で指導・支援に必要な情報が確実に引き継がれるよう、情報引継ぎツールであるパーソナルカルテを活用した支援体制の整備を進めます。加えて、パーソナルカルテの充実のために個別の指導計画の作成と活用を促進します。
- ② 適切な支援が早期から行われるよう、支援ツール「C L M (Check List in Mie : 発達チェックリスト) と個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入を促進します。
- ③ 三重県立子ども心身発達医療センター、国立病院機構三重病院および三重県立かがやき特別支援学校が連携することにより、専門性の高い医療、福祉、教育が連携した支援を行います。また、各市町に設置が進められている保健、福祉、教育が連携した総合相談機能の整備を働きかけるとともに、中核となる専門性の高い人材育成等の支援を行い、支援が必要な子どもの早期発見と発達段階に応じた適切な支援体制の構築に取り組みます。

(2) 特別支援学校におけるキャリア教育の推進

- ① 自立と社会参画に向けて、各発達段階に応じて育みたい能力や養いたい態度を考慮した特別支援学校版キャリア教育プログラムを各校で作成し、幼稚部、小学部から高等部まで、計画的・組織的にキャリア教育を進めます。

- ② 特別支援学校高等部の企業就労については、生徒本人の適性を十分に把握した上で、適した職種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を行います。
- ③ 早期から計画的に職場実習を実施し、職業観・勤労観を育む職業教育を充実させることで、進路希望を実現するとともに、同じ職場で働き続けられるよう、関係機関と情報共有を図り定着支援を行います。
- ④ 卒業後に地域生活へ円滑に移行するため、個別の移行支援計画⁴¹等を活用し、教育機関と地域の医療、福祉、労働等関係機関との一層の連携を進めます。

(3) 特別支援学校の整備

- ① 「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づき、三重県立特別支援学校東紀州くろしお学園（本校）、三重県立かがやき特別支援学校、三重県立松阪地域特別支援学校（仮称）の整備を進めます。

数値目標

全体指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
特別支援学校高等部卒業生の就職率 (※1)	30.3% (平成 26 年度)	32.0%

※1 県立特別支援学校高等部卒業生のうち、一般企業（就労継続支援A型事業所⁴²を除く）に就職した者の割合。（三重県教育委員会調べ）

個別指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
(1) 特別支援学級においてパーソナルカルテを活用している小中学校の割合 (※2)	59.2%	100%
(2) 特別支援学校版キャリア教育プログラムを作成した特別支援学校の割合（累計）(※3)	25.0% (平成 26 年度)	100%
(3) 「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づき整備された特別支援学校数（累計）(※4)	—	3校

※2 特別支援学級が設置されている公立小中学校のうち、特別支援学級においてパーソナルカルテが活用されている学校の割合。（三重県教育委員会調べ）

※3 県立特別支援学校のうちキャリア教育プログラムを作成した学校の割合。（三重県教育委員会調べ）

※4 特別支援学校東紀州くろしお学園（本校）、かがやき特別支援学校、松阪地域特別支援学校（仮称）のうち、整備された学校数。

⁴¹ 個別の移行支援計画：74 ページ参照。

⁴² 就労継続支援A型事業所：74 ページ参照。

重点取組名**(6) 誰もが安心できる学び場づくり****取組の背景**

地震や風水害等の自然災害に備え、子どもたちの命を守るため、防災教育・防災対策を充実していく必要があります。また、いじめ問題や貧困の連鎖等の課題をふまえ、子どもたちが安心して学習できる環境を整える必要があります。

取組の方針

- ◇ 防災教育・防災対策を推進し、災害時の子どもたちの安全の確保を図ります。
- ◇ 子どもたちや教職員の安全を確保するため、学校施設の防災機能の強化を図ります。
- ◇ いじめや暴力を許さない子どもたちの育成と組織的な指導体制の確立を図ります。
- ◇ 家庭の経済的な環境や国籍等で子どもたちの将来が左右されることのないよう、実質的な教育の機会均等化を図ります。

主な取組内容**(1) 防災教育・防災対策の推進**

- ① 子どもたちが自らの命を守るため、自然災害に対応する力を身につけられるよう、防災学習教材の提供、体験型防災学習の支援、教職員の防災研修等、防災教育の充実に取り組みます。
- ② 県立学校については、非構造部材の耐震対策等の学校施設における防災機能の強化を進めます。
- ③ 小中学校については、国の補助制度を市町が活用できるよう支援することで、耐震対策を進めます。

(2) いじめ対策の推進

- ① いじめや暴力を許さない子どもたちを育成するため、道徳教育・人権教育をはじめ、学校教育全体をとおして、生命を大切にし、相手を思いやる心や個性を認め合う態度等を育みます。また、いじめの未然防止および早期発見・早期対応のため、「学校いじめ防止基本方針」に基づく組織的な指導体制の確立を図ります。
- ② スクールカウンセラーの効果的な活用や、いじめ問題に悩む子どもや保護者を対象とした「いじめ電話相談」の実施等の相談体制の充実に努めます。
- ③ 情報モラル教育を推進するとともに、教職員や保護者等の情報技術への対応力の向上を図り、インターネットにおけるいじめ等のトラブルの未然防止、早期発見・早期対応に努めます。

(3) 教育の機会均等化

① 学校を子どもの貧困対策のプラットフォーム⁴³として位置づけ、福祉等の関係機関と連携した支援を行うスクールソーシャルワーカーや、心理的な支援を行うスクールカウンセラーの効果的な配置を進めます。

また、学力に課題のある子どもたちへの補充学習や土曜日の授業等の効果的な活用等の学習支援を充実します。加えて、ひとり親家庭、生活困窮家庭の子ども等、支援を要する緊急度の高い子どもたちに対して、学習支援を行います。

② 子どもたちの修学に係る経済的支援を推進するため、高校生等奨学給付金の支給を行うとともに、三重県高等学校等修学奨学金の貸与を行います。

③ 外国人児童生徒の学力および社会参画力の育成のため、日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラム（J S Lカリキュラム⁴⁴）の考え方をもとにした事例の普及や研修を行い、効果的な指導の推進に取り組みます。

数値目標

全体指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
学校生活に安心を感じている子どもたちの割合 (※1)	92.3%	95.0%

※1 「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合。(三重県教育委員会調べ)

個別指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
(1)「自助」の力を育む防災教育に取り組んでいる学校の割合 (※2)	73.5%	100%
(2)いじめの認知件数に対して、年度内に解消したものの割合 (※3)	92.0% (平成 26 年度)	100%
(3)生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率 (※4)	93.5% (平成 26 年度)	98.8%

※2 講義形式に加えて体験型の防災教育に取り組んでいる公立小中学校および県立学校の割合。(三重県教育委員会調べ)

※3 公立小中学校および県立学校から報告があったいじめの認知件数のうち、年度内に解消したものの割合。(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

※4 生活保護世帯に属する生徒であって、中学校を卒業した翌年度に高等学校(特別支援学校高等部を含む)、高等専門学校または専修学校の高等課程等に入学した者の割合。(厚生労働省「就労支援等の状況調査」)

⁴³ 学校を子どもの貧困対策のプラットフォーム：91 ページ参照。

⁴⁴ J S Lカリキュラム：34 ページ参照。

重点取組名**(7) 地域に開かれ輝く学校づくり****取組の背景**

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、教育課題が多様化・複雑化する中で、学校だけでなく、社会全体で子どもたちを育てることが求められています。また、グローバル化の進展等、社会の変化やニーズをふまえるとともに、子どもたちによる主体的な進路選択が可能となるよう、学校の特色化・魅力化を進める必要があります。

取組の方針

- ◇ コミュニティ・スクール⁴⁵等の導入を推進するなど、保護者や地域住民が参画した学校運営を推進します。
- ◇ 社会の変化や多様な学習ニーズに対応して、主体的な進路選択が可能となるよう、学校の特色化・魅力化を進めます。

主な取組内容**(1) 地域とともにある学校づくり**

- ① 子どもたちを中心に据えた「地域とともにある学校づくり」を推進するため、地域とともにある学校づくりサポーターの派遣等を通じて、コミュニティ・スクール等の地域と一体となって子どもたちを育む仕組みの導入を図ります。
- ② 学校支援地域本部⁴⁶等を導入することにより、大学生や退職教員等の地域住民の知識・技能を活用した学校支援体制づくりを促進します。
- ③ 保護者や地域住民が当事者意識を高め、学校運営に積極的に参画するよう働きかけるとともに、地域の人びとが集い学ぶ場づくりを進め、学校を核とした地域づくりの取組を広げます。

(2) 学校の特色化・魅力化

- ① 小中一貫教育を推進するため、市町全域での先導的な取組等を支援し、その普及を図るとともに、小中学校教員の交流促進や小中学校両方の教員免許を有する教員の適切な配置等に努めます。
- ② 中高一貫教育については、その理念や期待される教育効果、課題を明確にしつつ、県内各地域の状況やニーズ等をふまえ、検討を進めます。
- ③ 子どもたちの能動的な学びと探究的な活動の推進や、グローバル人材の育成を目的とした普通科系専門学科等の設置を検討します。

⁴⁵ コミュニティ・スクール：25 ページ参照。

⁴⁶ 学校支援地域本部：25 ページ参照。

- ④ 県内の工業高校が持つポテンシャルを活かしつつ、一層高度なものづくり教育を行う魅力的な教育環境を整備するため、北勢地域に工業高校の専攻科を設置します。
- ⑤ 地域や産業の発展に貢献できる人材育成を推進するため、地域活性化に関する教育活動の充実や、地域に根ざしたより特色ある専門学科等の設置・拡充を検討します。

数値目標

全体指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
学校に満足している子どもたちの割合 (※1)	82.5%	86.5%

※1 学校生活についてのアンケート（授業内容の理解、相談や質問ができる雰囲気、学校生活の安心感、目的意識の4項目）の平均値から算出した、学校に満足している公立小中学生および県立高校生の割合。（三重県教育委員会調べ）

個別指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
(1) コミュニティ・スクール等に取り組んでいる市町の割合 (※2)	65.5% (19/29 市町)	86.2% (25/29 市町)
(2) 地域の活性化に向けて特色ある教育活動に取り組んでいる高等学校の数 (※3)	14 校	35 校

※2 「コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の取組を推進している」と回答した市町の割合。（三重県教育委員会調べ）

※3 地域の活性化に向けて地域課題に対応する学習や人材育成に取り組んでいる県立高等学校の数。（三重県教育委員会調べ）

重点取組名**(8) 教職員の資質向上****取組の背景**

近年の社会状況や子どもたちの変化等を背景に、学力や体力の向上、いじめや不登校への対応、障がいのある子どもたちへの対応等、教育課題が多様化・複雑化しています。また、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）の充実、ICTを活用したわかりやすい授業、道徳の教科化への対応、グローバル化に対応した英語教育等が求められており、教職員はこれまで以上に、意欲や探究心を持ち、教職生活全体を通じて学び続け、より専門性を高めていく必要があります。

取組の方針

- ◇ 子どもたちが「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」を実感するとともに、自ら課題を発見して、主体的・協働的に探究し、成果等を表現していくことができるよう、教員の授業力向上に取り組みます。
- ◇ 多様な教育課題に対応した教育を実践できるよう、教職員の専門性の向上を図ります。
- ◇ 教職員が学校の目標の達成や課題への対応等に意欲的に取り組むことができるよう、組織運営体制を強化し、教育活動の質の向上を図ります。

主な取組内容**(1) 授業力の向上**

- ① 子どもたちが「学ぶ喜び」、「わかる楽しさ」を実感できるよう、教員の授業力向上や授業改善につながる授業研究を中心とした研修を推進します。また、教職員が自ら学ぼうとする意欲的・主体的な取組が活性化され、授業力向上が図られるよう、自主的研修の促進に向けた研究団体活動を支援します。
- ② 子どもたちが、実社会や実生活の中で知識・技能を活用しながら、自ら課題を発見し、主体的・協働的に探究し、成果等を表現していくことができるよう、指導方法の改善に向けて、研修の実施や実践事例の普及を進めます。
- ③ 全ての教員がICTを活用してわかりやすい授業を行うことができるよう、研修の実施や実践事例の普及を進めます。

(2) 多様な教育課題への対応

- ① 全ての教職員が特別支援教育に関する一定の知識・技能を習得し、適切な指導・支援が行えるよう、特別支援学校のセンター的機能として、教育相談や研修会を実施するとともに、各学校に配置されている特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図ります。

- ② 教職員が子どもたちの行動や言葉のわずかな変化等の兆候を察知し、適切に対応することができるよう、教育相談に関する専門的内容を学ぶ研修会や、教育相談に携わる教職員のネットワークを広める研修会を実施します。
- ③ 教職員がメディアリテラシー、ユニバーサルデザインのまちづくり、性的マイノリティの人権等の新たな課題に適切に対応し、確かな人権意識と指導力を持って教育を進められるよう、研修や情報提供を行います。
- ④ 道徳教育に関する学校内の指導体制の確立・強化を推進するとともに、優れた実践の情報提供・共有、校内研修の充実へ向けての適切な指導・助言等により、教員の授業力の向上を図ります。
- ⑤ 小学校における英語教育の早期化、教科化を見据え、英語教育に携わる教員の各学校段階に応じた英語運用力・実践的指導力の向上を図る研修を行います。

(3) 組織運営体制の強化による教育活動の質の向上

- ① 学校自らがよりよい学校づくりを進めていくために、校長をはじめとする全ての教職員が「学校マネジメントシステム」について理解を深め、対話と気づきによる継続的な改善活動を進めます。
- ② 多様化・複雑化している教育課題に組織的に対応するため、主幹教諭⁴⁷が学校組織体制の確立に向け取組を推進できるよう研修を実施するとともに、改善活動を先導する中核的な人材を育成します。さらに、異職種のコラボ研修や、地域と学校の連携協力を充実させることを目的とした管理職と地域の方との合同研修を実施し、「チーム学校」としての組織力の向上を図ります。
- ③ 学校だけでは解決が困難な問題に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家チームを編成して学校を支援します。また、学校の事例検討会等に臨床心理相談専門員を派遣し、子どもの心の理解を深めることをとおして、学校を支援します。
- ④ 職場定着サポーターや部活動の指導者等の専門的な知識や技能を有する外部人材を各学校の教育目標に沿って積極的に活用します。

数値目標

全体指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
授業で主体的・協働的に学習に取り組んでい ると感じる子どもたちの割合 (※1)	小学生 71.0% 中学生 69.9%	小学生 80.0% 中学生 78.0%

※1 「前年度までに受けた授業では、学級やグループの中で自分たちで課題を立てて、その解決に向けて情報を集め、話し合いながら整理して、発表するなどの学習活動に取り組んでいたと思いますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

⁴⁷ 主幹教諭：102 ページ参照。

個別指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
(1) 県内の教育団体・教育研究会等と連携して実施した研修講座数 (※2)	40 講座	60 講座
(2) 校内外の研修や研究会の成果を教育活動に反映している学校の割合 (※3)	小学校 97.6% 中学校 90.7% 県立学校 86.7%	小学校 100 % 中学校 94.0% 県立学校 90.0%
(3) 学級運営の状況や課題を全教職員の間で共有し、組織的に取り組んでいる学校の割合 (※4)	小学校 64.2% 中学校 50.3% 県立学校 27.7%	小学校 71.0% 中学校 61.0% 県立学校 46.0%

※2 教員の授業力向上や授業改善につながる授業研究に取り組む県内の教育団体・教育研究会等と連携して実施した研修講座数。(三重県教育委員会調べ)

※3 「教職員は、校内外の研修や研究会に参加し、その成果を教育活動に積極的に反映させていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学校および県立学校の割合。(公立小中学校：文部科学省「全国学力・学習状況調査」、県立学校：三重県教育委員会調べ)

※4 「学級運営の状況や課題を全教職員の間で共有し、学校として組織的に取り組んでいますか」という質問に対して、「よくしている」と回答した公立小中学校および県立学校の割合。(公立小中学校：文部科学省「全国学力・学習状況調査」、県立学校：三重県教育委員会調べ)

第5章 ビジョンの実現に向けて

1 教育ビジョンの周知

三重の教育は、学校・家庭・地域が一体となり、県民力を結集して進める必要があります。教育ビジョンの理念や施策等については、保護者・地域住民・教育関係者・企業等の理解と協力を得ながら、着実に進めていきます。

そのため、リーフレットや県のWebサイト等を活用し、県民に対して教育ビジョンの周知を図ります。

2 教育ビジョンの進行管理

教育ビジョンの進行管理にあたっては、毎年、数値目標の達成状況や取組の進捗状況に基づく自己評価結果を、県議会をはじめ、総合教育会議、三重県教育改革推進会議等の関係会議に報告するとともに、県のWebサイトで公表します。

また、会議等での意見をふまえて取組の改善を行い、次年度以降の施策展開に活かすなど、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づく進行管理を行います。